

官報

号外 昭和五十三年三月三十一日

○第八十四回 参議院會議録第十二号

昭和五十三年三月三十一日(金曜日)

午後零時九分開議

○議事日程 第十二号

昭和五十三年三月三十一日

正午開議

第一 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 有価証券取引税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

第九 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、日程第一より第一〇まで

一、公費健康被害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(安井謙吉) これより會議を開きます。

日程第一 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長安孫子藤吉君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年三月二十八日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

承認を求める。

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約

締結国は、

科学及び技術の進歩に貢献することを希望し、発明の法的保護を完全なものにすることを希望し、

複数の国において発明の保護が求められている場合に発明の保護の取得を簡易かつ一層経済的なものにするを希望し、

新たな発明を記載した文書に含まれている技術情報の公衆による利用が容易かつ速やかに行われるようにすることを希望し、

開発途上にある国の特別の必要に應ずる技術的解決の可能性に關する入手の容易な情報を提供することにより、また、絶えず増大する近代技術の利用を容易にすることにより、国内的制度であるか広域的制度であるかを問わず開発途上にある国における発明の保護のための法律制度の効率を高めるための措置を採用することをを通じてその経済発展を助長し及び促進することを希望し、

諸國間の協力がこれらの目的の達成を極めて容易にすることを確信して、

この条約を締結した。

序

(1) この条約の締結国(以下「締結国」という。)は、

発明の保護のための出願並びにその出願に係る調査及び審査における協力のため並びに特別の技術的業務の提供のための同盟を形成する。この同盟は、国際特許協力同盟という。

(2) この条約のいかなる規定も、工業所有権の保護に關するパリ条約の締結国の国民又は居住者の同条約に基づく権利を縮減するものと解してはならない。

第二条 定義

この条約及び規則の適用上、明示的に別段の定めがある場合を除くは、

めがある場合を除くは、

(i) 「出願」とは、発明の保護のための出願をいう。「出願」というときは、特許、発明者証、実用証、実用新案、追加特許、追加発明者証及び追加実用証の出願をいうものとする。

(ii) 「特許」というときは、特許、発明者証、実用証、実用新案、追加特許、追加発明者証及び追加実用証をいうものとする。

(iii) 「国内特許」とは、国内当局によつて与えられる特許をいう。

(iv) 「広域特許」とは、二以上の国において効力を有する特許を与える権限を有する国内当局又は政府間当局によつて与えられる特許をいう。

(v) 「広域出願」とは、広域特許の出願をいう。

(vi) 「国内出願」というときは、この条約に従つてされる出願以外の国内特許及び広域特許の出願をいうものとする。

(vii) 「国際出願」とは、この条約に従つてされる出願をいう。

(viii) 「出願」というときは、国際出願及び国内出願をいうものとする。

(ix) 「特許」というときは、国内特許及び広域特許をいうものとする。

(x) 「国内法令」というときは、締結国の国内法令又は、広域出願若しくは広域特許にあつては、広域出願をすること若しくは広域特許を与えることについて規定している条約をいうものとする。

(xi) 「優先日」とは、期間の計算上、次の日をいう。

(a) 国際出願が第八条の規定による優先権の主張を伴う場合には、その優先権の主張の基礎となる出願の日

(b) 国際出願が第八条の規定による二以上の優先権の主張を伴う場合には、それらの優先権の主張の基礎となる出願のうち最先のものの日

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件 二八四

(c) 国際出願が第八条の規定による優先権の主張を伴わない場合には、その出願の国際出願日

(xii) 「国内官庁」とは、特許を与える任務を有する締約国の政府の当局をいう。「国内官庁」というときは、二以上の国から広域特許を与える任務を委任されている政府当局をいふものとする。ただし、これらの国のうち少なくとも一の国が締約国であり、かつ、この条約及び規則が国内官庁について定める義務及び権限を負い及び行使することをこれらの国が当該政府当局に委任している場合に限る。

(xiii) 「指定官庁」とは、第一章の規定に従い出願人によつて指定された国の国内官庁又はその国のために行動する国内官庁をいう。

(xiv) 「選択官庁」とは、第二章の規定に従い出願人によつて選択された国の国内官庁又はその国のために行動する国内官庁をいう。

(xv) 「受理官庁」とは、国際出願がされた国内官庁又は政府間機関をいう。

(xvi) 「同盟」とは、国際特許協力同盟をいう。

(xvii) 「総会」とは、同盟の総会をいう。

(xix) 「機関」とは、世界的所有権機関をいう。

(xx) 「国際事務局」とは、機関の国際事務局及び、それが存続する限り、知的所有権保護合同国際事務局(BIRPI)をいう。

(1) 締約国における発明の保護のための出願は、この条約による国際出願としてすることができ

(2) 国際出願は、この条約及び規則の定めるところにより、願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約を含むものとする。

(3) 要約は、技術情報としてのみ用いるものとすし、他の目的のため、特に、求められている保護の範囲を解釈するために考慮に入れてはならない。

(4) 国際出願は、次の条件に従う。

(i) 所定の言語で作成すること。

(ii) 所定の様式上の要件を満たすこと。

(iii) 所定の発明の単一性の要件を満たすこと。

(iv) 所定の手数料を支払うこと。

(v) 願書には、次の事項を記載する。

(i) 国際出願がこの条約に従つて処理されることとの申立て

(ii) 国際出願に基づいて発明の保護が求められている一又は二以上の締約国の指定(このように指定される締約国を「指定国」という。)

が国内出願をする時に発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項を表示することを定めている場合には、それらの事項。その他の場合には、それらの事項は、願書において又は、指定官庁の属する国の国内法令がそれらの事項を表示することを定めているが国内出願をする時よりも遅い時に表示することを認めているときは、当該指定官庁にあてた別個の届出において、表示することができる。

(2) 各指定については、所定の期間内に所定の手数料を支払わなければならない。

(3) 指定は、第四十三条に規定する他の種類の保護が出願人によつて求められている場合を除くほか、求められている発明の保護が指定国により又は指定国について与えられる特許であることと意味するものとする。第二条(ii)の規定は、この(3)の規定については、適用しない。

(4) 発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項が願書に表示されていないことは、指定国の国内法令がそれらの事項を表示することを定めているが国内出願をする時よりも遅い時に表示することを認めている場合には、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない。別個の届出においてそれらの事項が表示されていないことも、指定国の国内法令がそれらの事項を表示することを定めていない場合には、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない。

明細書には、当該技術分野の専門家が実施することができ程度に明確かつ十分に、発明を開示する。

第五條 明細書

第六條 請求の範囲

請求の範囲には、保護が求められている事項を明示する。請求の範囲は、明確かつ簡潔に記載されていなければならない。請求の範囲は、明細書

により十分な裏付けがされていなければならない。

第七條 図面

(1) (ii)の規定が適用される場合を除くほか、図面は、発明の理解に必要な場合に要求される。

(2) 図面が発明の理解に必要な場合であつても、発明の性質上図面によつて説明することができるときは、

(i) 出願人は、国際出願をする時に図面を国際出願に含めることができる。

(ii) 指定官庁は、出願人に対し、所定の期間内に図面を提出することを要求することができる。

第八條 優先権の主張

(1) 国際出願は、規則の定めるところにより、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国において又は同条約の締約国についてされた先の出願に基づく優先権を主張する申立てを伴うことができる。

(2) (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、(1)の規定に基づいて申し立てられた優先権の主張の条件及び効果は、工業所有権の保護に関するパリ条約のストックホルム改正条約第四條の定めるところによる。

(b) いずれかの締約国において又はいずれかの締約国についてされた先の出願に基づく優先権の主張を伴う国際出願には、当該締約国の指定を含めることができる。国際出願が、い

ずれかの指定国において若しくはいずれかの指定国についてされた国内出願に基づく優先権の主張を伴う場合又は一の国のみの指定を含む国際出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該指定国における優先権の主張の条件及び効果は、当該指定国の国内法令の定めるところによる。

第九條 出願人

締約国の居住者及び国民は、国際出願をすることができ

(2) 総会は、この条約の締約国ではないが工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であるいずれかの国の居住者及び国民に国際出願をすることを認めることを決定することができる。

(3) 住所及び国籍の概念並びに二人以上の出願人がある場合又は出願人がすべての指定国について同一でない場合におけるこれらの概念の適用については、規則に定める。

第十條 受理官庁

国際出願は、所定の受理官庁にするものとし、受理官庁は、この条約及び規則の定めるところにより、国際出願を点検し及び処理する。

第十一條 国際出願日及び国際出願の効果

(1) 受理官庁は、次の要件が受理の時に満たされていることを確認することを条件として、国際出願の受理の日を国際出願日として認める。

(i) 出願人が、当該受理官庁に国際出願をする資格を住所又は国籍上の理由により明らかに欠いている者でないこと。

(ii) 国際出願が所定の言語で作成されていること。

(iii) 国際出願に少なくとも次のものが含まれていること。

- (a) 国際出願をする意思の表示
- (b) 少なくとも一の締約国の指定
- (c) 出願人の氏名又は名称の所定の表示
- (d) 明細書であると外見上認められる部分
- (e) 請求の範囲であると外見上認められる部分

(2) (a) 受理官庁は、国際出願が(1)に掲げる要件を受理の時に満たしていないと認める場合には、規則の定めるところにより、出願人に対し必要な補充をすることを求める。

(b) 受理官庁は、出願人が規則の定めるところにより(2)(a)の求めに応ずる場合には、当該補充の受理の日を国際出願日として認める。

(3) 第六十四条(4)の規定に従うことを条件とし

て、(1)(i)から(iii)までに掲げる要件を満たし、かつ、国際出願日の認められた国際出願は、国際出願日から各指定国における正規の国内出願の効果をもつものとし、国際出願日は、各指定国における実際の出願日とみなす。

(4) (1)(i)から(iii)までに掲げる要件を満たす国際出願は、工業所有権の保護に関するパリ条約にいう正規の国内出願とする。

第十二條 国際出願の国際事務局及び国際調査機関への送付

(1) 規則の定めるところにより、国際出願の一通(受理官庁用写し)は受理官庁が保持し、一通(記録原本)は国際事務局に送付され、他の一通(調査用写し)は第十六条に規定する管轄国国際調査機関に送付される。

(2) 記録原本は、国際出願の正本とする。

(3) 国際事務局が所定の期間内に記録原本を受理しなかつた場合には、国際出願は、取り下げられたものとみなす。

第十三條 国際出願の写しの指定官庁による入手の可能性

(1) 指定官庁は、第二十條の送達に先立つて国際出願の写しを送付することを国際事務局に要請することができるものとし、国際事務局は、優先日から一年を経過した後でできる限り速やかにその写しをその指定官庁に送付する。

(2) (a) 出願人は、国際出願の写しをいつでも指定官庁に送付することができる。

(b) 出願人は、国際出願の写しを指定官庁に送付することをいつでも国際事務局に要請することができるものとし、国際事務局は、できる限り速やかにその写しをその指定官庁に送付する。

(c) いずれの国内官庁も、(b)の写しの受領を希望しない旨を国際事務局に通告することができる。この場合には、(b)の規定は、その国内官庁については、適用しない。

第十四條 国際出願の欠陥

(1) (a) 受理官庁は、国際出願に次のいずれかの欠陥が含まれていないかどうかを点検する。

(i) 規則の定めるところによる署名がないこと。

(ii) 出願人に関する所定の記載がないこと。

(iii) 発明の名称の記載がないこと。

(iv) 要約が含まれていないこと。

(v) 所定の様式上の要件が規則に定める程度に満たされていないこと。

(b) 受理官庁は、(a)のいずれかの欠陥を発見した場合に、出願人に対し所定の期間内に国際出願の補充をすることを求める。補充をしなかつた場合には、その国際出願は、取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。

(2) 国際出願が実際にはその国際出願に含まれていない図面に言及している場合には、受理官庁は、出願人にその旨を通知するものとし、出願人は、所定の期間内にその図面を提出することができる。出願人が所定の期間内にその図面を提出した場合には、受理官庁がその図面を受理した日を国際出願日とする。その他の場合には、その図面への言及は、ないものとみなす。

(3) (a) 第三條(4)(ii)にいう所定の手数料が所定の期間内に又はいずれの指定国についても第四條(2)にいう所定の手数料が所定の期間内に支払われていないと受理官庁が認めた場合には、国際出願は、取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。

(b) 第四條(2)にいう所定の手数料が所定の期間内に又は二以上の指定国について支払われているがすべての指定国については支払われていないと受理官庁が認めた場合には、その手数料が所定の期間内に支払われていない指定国の指定は、取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。

(4) 受理官庁が、国際出願日を確認した後所定の期間内に、当該国際出願が第十一條(1)(i)から(iii)までに掲げるいずれかの要件をその国際出願日において満たしていないと認定した場合に、当該国際出願は、取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。

で掲げるいずれかの要件をその国際出願日において満たしていないと認定した場合に、当該国際出願は、取り下げられたものとみなし、受理官庁は、その旨を宣言する。

第十五條 国際調査

(1) 各国際出願は、国際調査の対象とする。

(2) 国際調査は、関連のある先行技術を発見することを目的とする。

(3) 国際調査は、明細書及び図面に妥当な考慮を払った上で、請求の範囲に基づいて行う。

(4) 次条に規定する国際調査機関は、可能な限り多くの関連のある先行技術を発見するよう努めるものとし、いかなる場合にも、規則に定める資料を調査する。

(5) (a) 締約国の国内法令が認める場合には、当該締約国の国内官庁又は当該締約国のために行動する国内官庁に国内出願をした出願人は、国内法令に定める条件に従い、国際調査に類する調査(国際型調査)がその国内出願について行われることを請求することができる。

(b) 締約国の国内法令が認める場合には、当該締約国の国内官庁又は当該締約国のために行動する国内官庁は、当該国内官庁にされた国内出願を国際型調査に付することができる。

(c) 国際型調査は、次条に規定する国際調査機関であつて国内出願が国際出願として(a)及び(b)に規定する国内官庁にされたものならば国際調査を管轄したであろうとされるものが行う。国際調査機関が処理することができな

いと認める言語で国内出願がされている場合には、国際型調査は、国際出願のための所定の言語であつて当該国際調査機関が国際出願の言語として認めることを約束しているもので出願人が作成した翻訳文に基づいて行う。国内出願及び必要な翻訳文は、国際出願のための所定の形式で提出する。

第十六條 国際調査機関

国際調査は、国際調査機関が行うものとし、

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

二八六

国内官庁又は出願の対象である発明に関する先行技術についての資料調査報告を作成する任務を有する政府機関(例えば、国際特許協会)を国際調査機関とすることができる。

(2) 単一の国際調査機関が設立されるまでの間に二以上の国際調査機関が存在する場合に、各受理官庁は、(3)(b)に規定する関係取決めに従い、国際出願についての国際調査を管轄することとなる一又は二以上の国際調査機関を特定する。

(3)(a) 国際調査機関は、総会が選定する。国内官庁及び政府機関は、(c)に規定する要件を満たしている場合には、国際調査機関として選定されることができる。

(b) 選定は、選定される国内官庁又は政府機関の同意を得ること及び総会の承認を得て当該国内官庁又は当該政府機関と国際事務局との間に取決めが締結されることを条件とする。この取決めには、当事者の権利及び義務、特に、国際調査のすべての共通の準則を適用し、かつ遵守する旨の当該国内官庁又は当該政府機関の公式の約束を明記する。

(c) 国内官庁又は政府機関が選定される前に及び選定されている間満たしていなければならない最小限の要件、特に人員及び資料に関する要件は、規則に定める。

(d) 選定は、一定の期間を付して行うものとし、選定期間は、更新することができる。

(e) 総会は、国内官庁若しくは政府機関の選定若しくは選定期間の更新について決定する前又は選定期間の満了前に、当該国内官庁又は当該政府機関の意見を聴取し及び、第五十六条に規定する技術協力委員会が設置されている場合には、同委員会の助言を求める。

第十七条 国際調査機関における手続
国際調査機関における手続は、この条約、規則並びに国際事務局がこの条約及び規則に従つて当該国際調査機関と締結する取決めの定める

ところによる。

(2)(a) 国際調査機関は、国際出願について次のいずれかの事由がある場合には、その旨を宣言するものとし、出願人及び国際事務局に対し国際調査報告を作成しない旨を通知する。

(i) 当該国際調査機関が、当該国際出願の対象が規則により国際調査機関による調査を要しないとされているものであると認め、かつ、当該国際出願について調査を行わないことを決定したこと。

(ii) 当該国際調査機関が、明細書、請求の範囲又は図面が有意義な調査を行うことができない程度にまで所定の要件を満たしていないと認めたこと。

(b) (a)に規定するいずれかの事由が一部の請求の範囲のみとの関連においてある場合には、国際調査報告は、当該請求の範囲についてはその旨を表示するものとし、他の請求の範囲についてはは次条の規定に従つて作成される。

(3)(a) 国際調査機関は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し追加手数料の支払を求める。国際調査機関は、国際出願のうち、請求の範囲に最初に記載されている発明(主発明)に係る部分及び、必要な追加手数料が所定の期間内に支払われた場合には、追加手数料が支払われた発明に係る部分について、国際調査報告を作成する。

(b) 指定国の国内法令は、当該指定国の国内官庁が国際調査機関による(a)の求めを正当であると認める場合に、出願人が追加手数料を支払わなかつたために調査が行われなかつた国際出願の部分は、当該指定国における効果に関する限り、出願人が当該指定国の国内官庁に特別手数料を支払つた場合を除くほか、取り下げられたものとみなすことを定めることができる。

第十八条 国際調査報告

(1) 国際調査報告は、所定の期間内に、所定の形式で作成する。

(2) 国際調査報告は、作成の後速やかに、国際調査機関が出願人及び国際事務局に送付する。

(3) 国際調査報告又は前条(2)(a)の宣言は、規則の定めるところによつて翻訳する。翻訳文は、国際事務局により又はその責任において作成される。

第十九条 国際事務局に提出する請求の範囲の補正書

(1) 出願人は、国際調査報告を受け取つた後、所定の期間内に国際事務局に補正書提出することにより、国際出願の請求の範囲について一回に限り補正をすることができる。出願人は、同時に、補正並びにその補正が明細書及び図面に与えることのある影響につき、規則の定めるところにより簡単な説明書を提出することができる。

(2) 補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。

(3) 指定国の国内法令が(2)の開示の範囲を超えてする補正を認めている場合には、(2)の規定に従わないことは、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない。

第二十条 指定官庁への送達

(1)(a) 国際出願は、国際調査報告(第十七条(2)(b)の表示を含む)又は第十七条(2)(a)の宣言とともに、規則の定めるところにより各指定官庁に送達される。ただし、当該指定官庁が送達の義務の全部又は一部を免除する場合は、この限りでない。

(b) 送達される文書には、(a)の国際調査報告又は宣言の所定の翻訳文を含める。

(3) 国際調査機関は、指定官庁又は出願人の請求に応じ、規則の定めるところにより、当該指定官庁又は当該出願人に対し国際調査報告に列記された文献の写しを送付する。

第二十一条 国際公開

(1) 国際事務局は、国際出願の国際公開を行う。

(2)(a) 国際出願の国際公開は、(b)及び第六十四条(3)に定める場合を除くほか、国際出願の優先日から十八箇月を経過した後速やかに行う。

(b) 出願人は、(a)に定める期間の満了前のいずれの時ににおいても国際出願の国際公開を行うことを国際事務局に請求することができるものとし、国際事務局は、規則の定めるところにより手続をとる。

(3) 国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言は、規則の定めるところによつて公開する。

(4) 国際公開の言語、形式その他の細目は、規則に定める。

(5) 国際公開の技術的な準備が完了する前に国際出願が取り下げられ又は取り下げられたものとみなされる場合には、国際公開は、行わない。

(6) 国際事務局は、国際出願に善良の風俗若しくは公の秩序に反する表現若しくは図面が含まれており又は規則に定める誹謗の記載が含まれていると認める場合には、その刊行物においてそのような表現、図面及び記載を省略することができる。この場合には、省略した語又は図面の箇所及び数を表示し並びに請求により個別に省略箇所の写しを交付する。

第二十二条 指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払
出願人は、優先日から二十箇月を経過する時までに各指定官庁に対し、国際出願の写し(第二十條の送達に既にされている場合を除く)及び所定の翻訳文を提出し並びに、該当する場合

には、国内手数料を支払う。出願人は、指定国の国内法令が発明者の氏名又は名称その他の発明者に関する所定の事項を表示することを定めているが国内出願をする時よりも遅い時に表示することを認めている場合において、それらの事項が願書に記載されていないときは、当該指定国の国内官庁又は当該指定国のために行動する国内官庁に対し、優先日から二十箇月を経過する時まで、にそれらの事項を届け出る。

(2) (1)の規定にかかわらず、国際調査機関が第七条(2)(a)の規定に基づき国際調査報告を作成しない旨を宣言した場合、(1)に規定する行為をすべき期間は、その宣言の出願人への通知の日から二箇月とする。

(3) 国内法令は、(1)又は(2)に規定する行為をすべき期間として、(1)又は(2)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を定めることができる。

第二十三条 国内手続の繰延べ
(1) 指定官庁は、前条に規定する当該期間の満了前に、国際出願の処理又は審査を行つてはならない。

(2) (1)の規定にかかわらず、指定官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の処理又は審査をいつでも行うことができる。

第二十四条 指定国における効果の喪失
(1) 第十一条(3)に定める国際出願の効果は、次の場合には、(ii)にあつては次条の規定に従うことを条件として、指定国において、当該指定国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもつて消滅する。

(i) 出願人が国際出願又は当該指定国の指定を取り下げた場合

(ii) 国際出願が第十二条(3)若しくは第十四条(1)(b)、(3)(a)若しくは(4)の規定により取り下げられたものとみなされる場合又は当該指定国の指定が第十四条(3)(b)の規定により取り下げられたものとみなされる場合

(iii) 出願人が第二十二條に規定する行為を該当

する期間内にしなかつた場合
(2) (1)の規定にかかわらず、指定官庁は、第十一条(3)に定める効果を、その効果の次条(2)の規定による維持が必要とされない場合を含め、維持することができる。

第二十五条 指定官庁による検査

(1)(a) 受理官庁が国際出願日を確認することを拒否した場合若しくは国際出願は取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合又は国際事務局が第十二条(3)の規定により所定の期間内に記録原本を受理しなかつたと認定した場合、出願人が特許した指定官庁に対し当該出願に関する書類の写しを速やかに送付する。

(b) 受理官庁がいずれかの国の指定は取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合、当該国の国内官庁に対し当該出願に関する書類の写しを速やかに送付する。

(c) (a)又は(b)にいう請求は、所定の期間内に行う。

(2)(a) (b)の規定に従うことを条件として、各指定官庁は、必要な国内手数料の支払及び所定の適当な翻訳文の提出が所定の期間内にあつた場合には、(1)の拒否、宣言又は認定がこの条約及び規則に照らし正当であるかどうかを決定するものとし、その拒否若しくは宣言が受理官庁の過失の結果であり又はその認定が国際事務局の過失の結果であると認めた場合には、当該国際出願を、当該指定官庁に係る国における効果に関する限り、このような過失の結果が生じなかつたものとして取り扱う。

(b) (a)の規定は、記録原本が出願人の過失により第十二条(3)にいう所定の期間の満了の後に国際事務局に到達した場合について準用する。ただし、第四十八条(2)の規定が適用される場合に限る。

第二十六条 指定官庁における補充の機会

指定官庁は、同一又は類似の場合における国内出願について国内法令に定める範囲内及び手続に従い国際出願の補充をする機会をあらかじめ出願人に与えることなく、この条約及び規則に定める要件を満たしていないことを理由として国際出願を却下してはならない。

第二十七条 国内的要件

(1) 国内法令は、国際出願が、その形式又は内容について、この条約及び規則に定める要件と異なる要件又はこれに追加する要件を満たすことを要求してはならない。

(2) (1)の規定は、第七條(2)の規定の適用を妨げるものではなく、また、国内法令が、指定官庁における国際出願の処理を開始された後に、

(i) 出願人が法人である場合にその法人を代表する権限を有する役員の名を届け出ること、又は

(ii) 国際出願の一部をなす書類ではないが、国際出願においてされている主張若しくは記述の裏付けとなる書類(出願時に出願人の代表者又は代理人が国際出願に署名している場合に、出願人が自己の署名によつて国際出願を確認するものを含む。)を提出すること

を定めることを妨げるものでもない。

(3) 出願人が発明者でないという理由で当該指定国の国内法令により国内出願をする資格を有しない場合には、当該指定官庁は、当該国際出願を却下することができる。

(4) 指定国の国内法令が、国内出願の形式又は内容につき、この条約及び規則に国際出願について定める要件よりも出願人の立場からみて有利な要件を定めている場合には、当該指定国の国内官庁、裁判所その他の権限のある機関又は当該指定国のために行動するこれらの機関は、この条約及び規則に定める要件に代えて当該国内法令に定める要件を国際出願について適用することができる。

ることができる。ただし、出願人が、この条約及び規則に定める要件が国際出願について適用されることを要求するときは、この限りでない。

(5) この条約及び規則のいかなる規定も、各締約国が特許性の実体的な条件を定める自由を制限するものと解してはならない。特に先行技術の定義に関するこの条約及び規則の規定は、専ら国際的手続について適用されるものであり、したがつて、いずれの締約国も、国際出願に係る発明の特許性を判断するに当たつて、先行技術その他の特許性の条件(出願の形式及び内容に係るものを除く。)に関する国内法令上の基準を適用する自由を有する。

(6) 国内法令は、その定める特許性の実体的な条件に関する証拠を出願人が提出することを要求することができる。

(7) 受理官庁又は国際出願の処理を開始した指定官庁は、当該受理官庁若しくは当該指定官庁に対して出願人を代理する資格を有する代理人によつて出願人が代理され又は出願人が通知を受け取るためのあて名を指定国内に有するといふ要件に関する限り、国内法令を適用することができる。

(8) この条約及び規則のいかなる規定も、締約国が自国の安全を保持するために必要と認める措置をとる自由又は締約国が自国の一般的な経済的利益の保護のため自国の居住者若しくは国民の国際出願をする権利を制限する自由を制限するものと解してはならない。

第二十八条 指定官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正

(1) 出願人は、各指定官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられる。指定官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならず又は特許を拒絶してはならない。

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

二八八

(2) 補正は、出願時における国際公開の開示の範囲を超えてしてはならない。ただし、指定国の国内法令が認める場合は、この限りでない。

(3) 補正は、この条約及び規則に定めのないすべての点については、指定国の国内法令の定めるところによる。

(4) 補正書は、指定官庁が国際出願の翻訳文の提出を要求する場合には、その翻訳文の言語で作成する。

第二十九条 国際公開の効果

(1) 指定国における出願人の権利の保護に関する限り、国際出願の国際公開の指定国における効果は、(2)から(4)までの規定に従うことを条件として、審査を経ない国内出願の強制的な国内公開について当該指定国の国内法令が定める効果と同一とする。

(2) 指定国の国内法令は、当該指定国において国内法令に基づく公開に用いられる言語と異なる言語で国際公開が行われた場合に(1)に定める効果が次のいずれかの時からみ生ずることを定めることができる。

(i) 当該公開に用いられる言語による翻訳文が、国内法令の定めるところにより公表された時

(ii) 当該公開に用いられる言語による翻訳文が、国内法令の定めるところにより公衆の閲覧に供されることによつて公衆が利用することができるようになされた時

(iii) 当該公開に用いられる言語による翻訳文が、国際出願に係る発明を許諾を得ないで現に実施しており又は実施すると予想される者に対し出願人によつて送付された時

(iv) (i)及び(ii)に規定する措置の双方がとられた時又は(iii)及び(iii)に規定する措置の双方がとられた時

(3) 指定国の国内法令は、国際公開が出願人の請求により優先日から十八箇月を経過する前に行われた場合に(1)に定める効果が優先日から十八箇月を経過した時からのみ生ずることを定めることができる。

(4) 指定国の国内法令は、(1)に定める効果が第二十一条の規定に従つて公開された国際出願を当該指定国の国内官庁又は当該指定国のために行動する国内官庁が受領した日からのみ生ずることを定めることができる。当該国内官庁は、その公報にその受領の日をできる限り速やかに掲載する。

第三十条 国際出願の秘密保持

(1) (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、国際事務局及び国際調査機関は、国際出願の国際公開が行われる前に、いかなる者又は当局に対しても国際出願が知得されるようにしてはならない。ただし、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合は、この限りでない。

(b) (a)の規定は、管轄国際調査機関への送付、第十三条の送付及び第二十条の送達については、適用しない。

(2) (a) 国内官庁は、次の日のうち最も早い日前に、第三者に対し国際出願が知得されるようにしてはならない。ただし、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合は、この限りでない。

(b) 国内官庁は、次の日のうち最も早い日前に、第三者に対し国際出願が知得されるようにしてはならない。ただし、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合は、この限りでない。

(i) 国際出願の国際公開の日

(ii) 第二十条の規定に従つて送達される国際出願の受理の日

(iii) 第二十二條の規定に基づく国際出願の写しの受理の日

(b) (a)の規定は、国内官庁が自己が指定官庁とされた旨を第三者に通知すること又はその指定された事実を公表することを妨げるものではない。ただし、その通知又は公表には、受理官庁の名称、出願人の氏名又は名称、国際出願日、国際出願番号及び発明の名称以外の事項を含めることができない。

(c) (a)の規定は、指定官庁が司法当局に対し国際出願が知得されるようにすることを妨げるものではない。

(2) (a)の規定は、第十二条(1)の送付の場合を除くほか、受理官庁について適用する。

(4) この条の規定の適用上、「知得されるようにする」とは、手段のいかなるかを問わず第三者が知ることができるようになることをいひ、個別に通報すること及び一般に公表することを含む。

ただし、国内官庁が、国際公開前又は、国際公開が優先日から二十箇月を経過する時までに行われないうちは、優先日から二十箇月を経過する前に、国際出願又はその翻訳文を一般に公表してはならないことを条件とする。

第二章 国際予備審査

第三十一条 国際予備審査の請求

(1) 国際出願は、出願人の国際予備審査の請求により、この条及び次の諸条並びに規則の定めるところにより国際予備審査の対象とする。

(2) (a) 出願人が、規則の定めるところによつて、この章の規定に拘束される締約国の居住者又は国民である場合においては、そのような締約国の受理官庁又はそのような締約国のために行動する受理官庁に国際出願をしたときは、その出願人は、国際予備審査の請求をすることができる。

(b) 総会は、国際出願をする資格を有する者に対し、その者が非締約国又はこの章の規定に拘束されない締約国の居住者又は国民である場合においても、国際予備審査の請求をすることを認めることを決定することができる。

(3) 国際予備審査の請求は、国際出願とは別個に行ひ、この請求書には、所定の事項を記載するものとし、この請求書は、所定の言語及び形式で作成する。

(4) (a) 国際予備審査の請求書には、国際予備審査の結果を利用することを出願人が意図する一又は二以上の締約国(「選択国」)を表示する。選択国は、後にする選択によつて追加することができ。

とができる。選択の対象は、第四条の規定によつて既に指定された締約国に限る。

(b) (2) (a)の出願人は、この章の規定に拘束されるいかなる締約国をも選択することができる。

(2) (b)の出願人は、この章の規定に拘束される締約国であつて(2) (b)の出願人によつて選択される用意があることを宣言しているもののみを選択することができる。

(5) 国際予備審査の請求については、所定の期間内に所定の手数料を支払わなければならない。

(6) (a) 国際予備審査の請求は、次条に規定する管轄国際予備審査機関に対して行ひ、

(b) 後にする選択は、国際事務局に届け出る。

(7) 各選択官庁は、自己が選択官庁とされた旨の通知を受ける。

第三十二条 国際予備審査機関

(1) 国際予備審査は、国際予備審査機関が行ひ、

(2) 受理官庁は前条(2) (a)にいう国際予備審査の請求につき、総会は同条(2) (b)にいう国際予備審査の請求につき、国際予備審査機関と国際事務局との間の関係取決めに従ひ、国際予備審査を管轄することとなる一又は二以上の国際予備審査機関を特定する。

(3) 第十六条(3)の規定は、国際予備審査機関について準用する。

第三十三条 国際予備審査

(1) 国際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの(「自明のもの」ではないもの)及び産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかの問題についての予備的なかつ拘束力のない見解を示すことを目的とする。

(2) 国際予備審査に当たつては、請求の範囲に記載されている発明は、規則に定義する先行技術のうちに該当するものがない場合には、新規性を有するものとする。

(3) 国際予備審査に当たつては、請求の範囲に記載されている発明は、所定の基準日に当該技術

分野の専門家にとつて規則に定義する先行技術からみて自明のものではない場合には、進歩性を有するものとする。

(4) 国際予備審査に当たつては、請求の範囲に記載されている発明は、いずれかの産業の分野においてその発明の対象がその発明の性質に依り技術的な意味において生産し又は使用することが出来るものである場合には、産業上の利用可能性を有するものとする。「産業」の語は、工業所有権の保護に関するパリ条約におけると同様に最も広義に解釈する。

(5) (1)から(4)までに規定する基準は、国際予備審査にのみ用いる。締約国は、請求の範囲に記載されている発明が自国において特許を受けることが出来る発明であるかどうかを決定するに当たつては、追加の又は異なる基準を適用することが出来る。

(6) 国際予備審査に当たつては、国際調査報告に列記されたすべての文献を考慮に入れるものとすし、更に、当該事案に関連があると認められる文献をも考慮に入れることができる。

第三十四条 国際予備審査機関における手続

(1) 国際予備審査機関における手続は、この条約、規則並びに国際事務局がこの条約及び規則に従つて当該国際予備審査機関と締結する取決めの定めるところによる。

(2) (a) 出願人は、国際予備審査機関と口頭及び書面で連絡する権利を有する。

(b) 出願人は、国際予備審査報告が作成される前に、所定の方法で及び所定の期間内に、請求の範囲、明細書及び図面について補正をする権利を有する。この補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。

(c) 出願人は、国際予備審査機関が次のすべての条件が満たされていると認める場合を除くはか、少なくとも一回当該国際予備審査機関

から書面による見解を示される。

(1) 発明が前条(1)に規定する基準に適合していること。

(ii) 国際出願が当該国際予備審査機関の点検した範囲内でこの条約及び規則に定める要件を満たしていること。

(iii) 当該国際予備審査機関が次条(2)の末文の意見を述べたことを意図していないこと。

(d) 出願人は、書面による見解に対して答弁をすることが出来る。

(3) (a) 国際予備審査機関は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し、その選択によりその要件を満たすように請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを求めることができる。

(b) 選択国の国内法令は、(a)の規定により出願人が請求の範囲を減縮することを選択する場合に、その減縮の結果国際予備審査の対象とならない国際出願の部分は、当該選択国における効果に関する限り、出願人が当該選択国の国内官庁に特別手数料を支払った場合を除くほか、取り下げられたものとみなすことを定めることができる。

(c) 出願人が所定の期間内に(a)の求めに応じない場合には、国際予備審査機関は、国際出願のうち主発明であると認められる発明に係る部分について国際予備審査報告を作成し、この報告に係る事実を記載する。選択国の国内法令は、当該選択国の国内官庁が国際予備審査機関の求めを正当であると認める場合に、主発明に係る部分以外の国際出願の部分は、当該選択国における効果に関する限り、出願人が当該国内官庁に特別手数料を支払った場合を除くほか、取り下げられたものとみなすことを定めることができる。

(4) (a) 国際予備審査機関は、国際出願について次のいずれかの事由がある場合には、前条(1)の問題を検討することなく、出願人に対しその旨の見解及びその根拠を通知する。

(i) 当該国際予備審査機関が、当該国際出願の対象が規則により国際予備審査機関による国際予備審査を要しないとされているものであると認め、かつ、当該国際出願について国際予備審査を行わないことを決定したこと。

(ii) 当該国際予備審査機関が、明細書、請求の範囲若しくは図面が明瞭でないため又は請求の範囲が明細書により十分な裏付けをされていないため、請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性(自明のものではないこと)又は産業上の利用可能性について有意義な見解を示すことができないと認めたこと。

(b) (a)に規定するいずれかの事由が一部の請求の範囲のみについて又は一部の請求の範囲のみとの関連においてある場合には、(a)の規定は、当該請求の範囲のみについて適用する。

第三十五条 国際予備審査報告

(1) 国際予備審査報告は、所定の期間内に、所定の形式で作成する。

(2) 国際予備審査報告には、請求の範囲に記載されている発明がいずれかの国内法令により特許を受けることができる発明であるかどうか又は特許を受けることができる発明であると思われるかどうかの問題についてのいかなる陳述をも記載してはならない。国際予備審査報告には、(3)の規定が適用される場合を除くほか、請求の範囲が国際予備審査に当たつての第三十三条(1)から(4)までに規定する新規性、進歩性(自明のものではないこと)及び産業上の利用可能性の基準に適合していると認められるかどうかを各請求の範囲について記述する。その記述には、その記述の結論を裏付けると認められる文献を列記するものとし、場合により必要な説明を付する。また、その記述には、規則に定める

他の意見を付する。

(3) (a) 国際予備審査機関は、国際予備審査報告の作成の際に前条(4)(a)に規定するいずれかの事由があると認める場合には、国際予備審査報告にその旨の見解及びその根拠を記述する。国際予備審査報告には、(2)のいかなる記述もしてはならない。

(b) 前条(4)(b)に規定する事情があると認められる場合には、国際予備審査報告には、同条(4)(b)にいう一部の請求の範囲については(a)の記述をするものとし、他の請求の範囲については(2)の記述をする。

第三十六条 国際予備審査報告の送付、翻訳及び送達

(1) 国際予備審査報告は、所定の附属書類とともに出願人及び国際事務局に送付する。

(2) (a) 国際予備審査報告及び附属書類は、所定の言語に翻訳する。

(b) 国際予備審査報告の翻訳文は、国際事務局により又はその責任において作成されるものとし、附属書類の翻訳文は、出願人が作成する。

(3) (a) 国際予備審査報告は、所定の翻訳文及び原語の附属書類とともに、国際事務局が各選択官庁に送達する。

(b) 附属書類の所定の翻訳文は、出願人が所定の期間内に選択官庁に送付する。

(4) 第二十条(3)の規定は、国際予備審査報告に列記された文献であつて国際調査報告に列記されていないものの写しについて準用する。

第三十七条 国際予備審査の請求又は選択の取下げ

(1) 出願人は、いずれかの又はすべての選択国の選択を取り下げることが出来る。

(2) すべての選択国の選択が取り下げられた場合には、国際予備審査の請求は、取り下げられたものとみなす。

(3) (a) 取下げは、国際事務局に届け出る。

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

(b) (a)の届出があつた場合には、国際事務局は、関係選択官庁及び関係国際予備審査機関にその旨を通告する。

(4) (a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、国際予備審査の請求又は選択の取下げは、関係締約国に関する限り、国際出願の取下げとみなす。ただし、関係締約国の国内法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

(b) 国際予備審査の請求又は選択の取下げは、第二十二条に規定する当該期間の満了前に行われた場合には、国際出願の取下げとはみなさない。もつとも、締約国は、自国の国内官庁が当該期間内に国際出願の写し、所定の翻訳文及び国内手数料を受け取つた場合にのみこの(b)の規定が適用されることを国内法令で定めることができる。

第三十八条 国際予備審査の秘密保持

(1) 国際事務局及び国際予備審査機関は、いかなる時においても、いかなる者又は当局(国際予備審査報告の作成の後には、選択官庁を除く)に対しても国際予備審査の一件書類につき第三十条(4)(ただし書を含む。)に定義する意味において知得されるようにしてはならない。ただし、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合は、この限りでない。

(2) (1)、第三十六條(1)及び(3)並びに前条(3)(b)の規定に従ふことを条件として、国際事務局及び国際予備審査機関は、国際予備審査報告の作成の有無及び国際予備審査の請求又は選択の取下げの有無について情報を提供してはならない。ただし、出願人の請求による場合又はその承諾を得た場合は、この限りでない。

第三十九条 選択官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払

(1) (a) 締約国の選択が優先日から十九箇月を経過する前に行われた場合には、第二十二条の規定は、当該締約国については適用しないものとする。

(b) 国内法令は、(a)に規定する行為をするため、(a)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を定めることができる。

(2) 第十一條(3)に定める効果は、出願人が(1)(a)に規定する行為を(1)(a)又は(b)に規定する当該期間内にしなかつた場合には、選択国において、当該選択国における国内出願の取下げの効果と同一の効果をもつて消滅する。

(3) 選択官庁は、出願人が(1)(a)又は(b)の要件を満たしていない場合においても、第十一條(3)に定める効果を維持することができる。

第四十条 国内審査及び他の処理の繰延

(1) 締約国の選択が優先日から十九箇月を経過する前に行われた場合には、第二十三條の規定は、当該締約国については適用しないものとし、当該締約国の国内官庁又は当該締約国のために行動する国内官庁は、(2)の規定が適用される場合を除くほか、前条に規定する当該期間の満了前に、国際出願の審査及び他の処理を開始してはならない。

(2) (1)の規定にかかわらず、選択官庁は、出願人の明示の請求により、国際出願の審査及び他の処理をいつでも開始することができる。

第四十一条 選択官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正

(1) 出願人は、各選択官庁において所定の期間内に請求の範囲、明細書及び図面について補正をする機会を与えられる。選択官庁は、出願人の明示の同意がない限り、その期間の満了前に特許を与えてはならず又は特許を拒絶してはならない。

(2) 補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならない。ただし、選択国の国内法令が認める場合は、この限りでない。

(3) 補正は、この条約及び規則に定めのないすべての点については、選択国の国内法令の定めるところによる。

(4) 補正書は、選択官庁が国際出願の翻訳文の提出を要求する場合には、その翻訳文の言語で作成する。

第四十二条 選択官庁における国内審査の結果

国際予備審査報告を受領した選択官庁は、出願人に対し、他の選択官庁における当該国際出願に関する審査に係る書類の写しの提出又はその書類の内容に関する情報の提供を要求することができる。

第三章 共通規定

第四十三条 特定の種類の保護を求める出願

指定国又は選択国が発明者証、実用証、実用新案、追加特許、追加発明者証又は追加実用証を与えることを国内法令に定めている場合には、出願人は、当該指定国又は当該選択国に関する限り、国際出願が特許ではなく発明者証、実用証若しくは実用新案を求める出願であること又は国際出願が追加特許、追加発明者証若しくは追加実用証を求める出願であることを規則の定めるところによつて表示することができるものとし、その国際出願は、出願人のこのような選択に従つて取り扱われる。第二條(ii)の規定は、この条及びこの条の規定に基づく規則の規定については、適用しない。

第四十四条 二の種類の保護を求める出願

指定国又は選択国が、特許又は前条に規定する他の種類の保護のうち、一の種類の保護を求める出願が他の一の種類の保護をも求める出願であることを国内法令で認める場合には、出願人は、当該指定国又は当該選択国については、その求める

二の種類の保護を規則の定めるところによつて表示することができるものとし、当該国際出願は、出願人のこのような表示に従つて取り扱われる。第二條(ii)の規定は、この条の規定については、適用しない。

第四十五条 広域特許条約

(1) 広域特許を与えることを定める条約(広域特許条約)であつて、第九條の規定に基づいて国際出願をする資格を有するすべての者に対し広域特許の出願をする資格を与えるものは、広域特許条約の締約国でありかつこの条約の締約国である国の指定又は選択を含む国際出願を広域特許の出願としてすることができ、これを定めることができる。

(2) (1)に規定する指定国又は選択国の国内法令は、国際出願における当該指定国又は当該選択国の指定又は選択を広域特許条約に基づく広域特許を受けることを希望する旨の表示とみなすことを定めることができる。

第四十六条 国際出願の正確でない翻訳

国際出願が正確に翻訳されなかつたため、当該国際出願に基づいて与えられた特許の範囲が原語の国際出願の範囲を超えることとなる場合には、当該締約国の権限のある当局は、それに応じて特許の範囲を適度として限定することができるものとす。特許の範囲が原語の国際出願の範囲を超えることとなる限りにおいて特許が無効であることを宣言することができる。

第四十七条 期間

(1) この条約に規定する期間の計算については、規則に定める。

(2) (a) 前二章に定めるすべての期間は、第六十条の規定による改正のほか、締約国の決定によつても変更することができる。

(b) (a)の決定は、総会において又は通信による投票によつて行ふものとし、全会一致によらなければならない。

(c) (a)の変更のための手続の細目は、規則に定

める。

第四十八条 遵守されなかつた期間

(1) この条約又は規則に定める期間が郵便業務の中断又は遅延によつて遵守されなかつた場合において、規則に定める場合に該当し、かつ、規則に定める立証その他の条件が満たされているときは、期間は、遵守されたものとみなす。

(2)(a) 締約国は、期間が遵守されていないことが国内法令で認められている遅滞の事由と同一の事由による場合には、自国に関する限り、遅滞を許すものとする。

(b) 締約国は、期間が遵守されていないことが(a)の事由以外の事由による場合であつても、自国に関する限り、遅滞を許すことができる。

第四十九条 国際機関に対し業として手続をとる権能

弁護士、弁理士その他の者であつて当該国際機関がされた国内官庁に対し業として手続をとる権能を有するものは、当該国際機関について、国際事務局、管轄国際調査機関及び管轄国際予備審査機関に対し業として手続をとる権能を有する。

第四章 技術的業務の提供

第五十条 特許情報提供業務

(1) 国際事務局は、公表された文書、主として特許及び公表された出願に基づいてその有する技術情報その他の適切な情報を提供する業務(この条において「情報提供業務」という。)を行うことができる。

(2) 国際事務局は、直接に又は取決めに締結した国際調査機関その他の国内的若しくは国際的な専門的組織を通じて、情報提供業務を行うことができる。

(3) 情報提供業務は、特に、技術的知識及び技術(入手可能な公開のノウ・ハウを含む)の開発途上にある締約国による取得を容易にするよう

に行う。

(4) 情報提供業務は、締約国の政府並びにその国民及び居住者の利用に供する。総会は、情報提供業務を他の者の利用にも供することを決定することができる。

(5)(a) 締約国の政府に対する業務は、実費で提供される。ただし、開発途上にある締約国の政府に対する業務については、実費との差額を締約国の政府以外の者に提供する業務から生ずる利益又は次条(4)に規定する財源で賄うことができる場合に限り、実費に満たない額で提供される。

(b) (a)の実費は、国内官庁又は国際調査機関の任務の遂行に伴つて通常生ずる費用を超える部分とする。

(6) この条の規定の実施に関する細目は、総会の決定により及び総会が設置することのある作業部会が総会の定める範囲内で行う決定によつて定める。

(7) 総会は、必要と認めるときは、(5)に規定する財政措置を補足するための財政措置を勧告する。

第五十一条 技術援助

(1) 総会は、技術援助委員会(この条において「委員会」という。)を設置する。

(2)(a) 委員会の構成国は、開発途上にある国が代表されるように妥当な考慮を払つた上で、締約国の中から選出する。

(b) 事務局長は、その発意又は委員会の要請により、開発途上にある国に対する技術援助に関与する政府間機関の代表者が委員会の作業に参加するよう招請する。

(3)(a) 委員会は、開発途上にある締約国に対し各別別の又は広域的な特許制度の発展を目的として供与される技術援助を組織し及び監督することを任務とする。

(b) 技術援助は、特に、専門家の養成及び派遣並びに教習用及び実務用の設備の供与を含む

ものとする。

(4) 国際事務局は、この条の規定に基づく事業計画のための資金を調達することを目的として、一方において国際金融機関及び政府間機関、特に、国際連合、国際連合の諸機関及び技術援助に関与する国際連合の専門機関と、他方において技術援助を受ける国の政府と取決めに締結するよう努める。

(5) この条の規定の実施に関する細目は、総会の決定により及び総会が設置することのある作業部会が総会の定める範囲内で行う決定によつて定める。

第五十二条 この条約の他の規定との関係

この章のいかなる規定も、他の章の財政に関する規定に影響を及ぼすものではない。それらの規定は、この章の規定及びこの章の規定の実施については、適用しない。

第五章 管理規定

第五十三条 総会

(1)(a) 総会は、第五十七条(8)の規定に従うことを条件として、締約国で構成する。

(b) 各締約国の政府は、一人の代表によつて代表されるものとし、代表は、代表代理、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。

(2)(a) 総会は、次のことを行う。

(i) 同盟の維持及び発展並びにこの条約の実施に関するすべての問題を取り扱うこと。

(ii) この条約の他の規定によつて明示的に総会に与えられた任務を遂行すること。

(iii) 国際事務局に対し改正会議の準備に関する指示を与えること。

(iv) 事務局長の同盟に関する報告及び活動を検討し及び承認し、並びに事務局長に対し同盟の権限内の事項についてすべての必要な指示を与えること。

(v) (9)の規定に従つて設置される執行委員会の報告及び活動を検討し及び承認し、並びに執行委員会に対し指示を与えること。

(vi) 同盟の事業計画を決定し及び三年予算を採択し、並びに決算を承認すること。

(vii) 同盟の財政規則を採択すること。

(viii) 同盟の目的を達成するために必要と認められる委員会及び作業部会を設置すること。

(ix) 非締約国並びに、(8)の規定に従うことを条件として、政府間機関及び国際的な非政府機関であつて総会の会合にオブザーバーとして出席することを認められるものを決定すること。

(x) 同盟の目的を達成するため他の適当な措置をとり、及びその他この条約に基づく必要な任務を遂行すること。

(b) 総会は、機関が管理業務を行つて他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。

(3) 代表は、一の国のみを代表し及びその国の名においてのみ投票することができる。

(4) 各締約国は、一の票を有する。

(5)(a) 締約国の二つの一をもつて定足数とする。

(b) 総会は、定足数に満たない場合において、決定を行うことができる。ただし、その決定は、総会の手続に関する決定を除くはか、規則に定める通信による投票で定足数が満たされかつ必要な多数が得られた場合にのみ効力を生ずる。

(6)(a) 第四十七条(2)(b)、第五十八条(2)(b)及び(3)並びに第六十一条(2)(b)の規定が適用される場合を除くはか、総会の決定は、投じられた票の三分の二以上の多数による議決で行う。

(b) 棄権は、投票とみなさない。

(7) 第二章の規定に拘束される締約国にのみ利害関係のある事項については、(4)から(6)までに規定する締約国とは、同章の規定に拘束される締約国のみをいう。

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

二九二

- (8) 国際調査機関として又は国際予備審査機関として選定された政府間機関は、総会にオブザーバーとして出席することを認められる。
- (9) 総会は、締約国の数が四十を超える場合には、執行委員会を設置する。この条約及び規則において執行委員会というときは、設置された後の執行委員会をいうものとする。
- (10) 総会は、執行委員会が設置されるまでの間は、事務局長が作成した年次事業計画及び年次予算を事業計画及び三年予算の範囲内で承認する。
- (11) (a) 総会は、執行委員会が設置されるまでの間は、事務局長の招集により、毎年一回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の調整委員会と同一期間中に同一の場所において会合する。
- (b) 総会は、執行委員会が設置された後は、事務局長の招集により、三年ごとに一回、通常会期として会合するものとし、例外的な場合を除くほか、機関の一般総会と同一期間中に同一の場所において会合する。
- (c) 総会は、執行委員会の要請又は締約国の四分の一以上の要請があつたときは、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (12) 総会は、その手続規則を採択する。
- 第五十四条 執行委員会
- (1) 総会が執行委員会を設置したときは、執行委員会は、(2)から(10)までの規定に従うものとする。
- (2) (a) 執行委員会は、第五十七条(8)の規定に従うことを条件として、総会の構成国の中から総会によつて選出された国で構成する。
- (b) 執行委員会の各構成国の政府は、一人の代表者、顧問及び専門家の補佐を受けることができる。
- (3) 執行委員会の構成国の数は、総会の構成国の数の四分の一とする。議席の数の決定に当たつては、四で除した余りの数は、考慮に入れない。
- (4) 総会は、執行委員会の構成国の選出に当たり、衡平な地理的配分に妥当な考慮を払う。
- (5) (a) 執行委員会の構成国の任期は、その選出が行われた総会の会期の終了時から総会の次の通常会期の終了時までとする。
- (b) 執行委員会の構成国は、最大限その構成国の三分の二まで再選されることができる。
- (c) 総会は、執行委員会の構成国の選出及び再選に関する細目を定める。
- (6) (a) 執行委員会は、次のことを行う。
- (i) 総会の議事日程案を作成すること。
- (ii) 事務局長が作成した同盟の事業計画案及び三年予算案について総会に提案をすること。
- (iii) 事務局長が作成した年次事業計画及び年次予算を事業計画及び三年予算の範囲内で承認すること。
- (iv) 事務局長の定期報告及び年次会計検査報告を、適当な意見を付して、総会に提出すること。
- (v) 総会の決定に従い、また、総会の通常会期から通常会期までの間に生ずる事態を考慮して、事務局長による同盟の事業計画の実施を確保するためすべての必要な措置をとること。
- (vi) その他この条約に基づいて執行委員会に与えられる任務を遂行すること。
- (b) 執行委員会は、機関が管理業務を行つて他の同盟にも利害関係のある事項については、機関の調整委員会の助言を受けた上で決定を行う。
- (7) (a) 執行委員会は、事務局長の招集により、毎年一回、通常会期として会合するものとし、できる限り機関の調整委員会と同一期間中に同一の場所において会合する。
- (b) 執行委員会は、事務局長の発意により又は執行委員会の議長若しくはその構成国の四分の一以上の要請に基づき、事務局長の招集により、臨時会期として会合する。
- (8) (a) 執行委員会の各構成国は、一の票を有する。
- (b) 執行委員会の構成国の二分の一をもつて定足数とする。
- (c) 決定は、投じられた票の単純多数による議決で行う。
- (d) 棄権は、投票とみなさない。
- (e) 代表は、一の国のみを代表し及びその国の名においてのみ投票することができる。
- (9) 執行委員会の構成国でない締約国及び国際調査機関として又は国際予備審査機関として選定された政府間機関は、執行委員会の会合にオブザーバーとして出席することを認められる。
- (10) 執行委員会は、その手続規則を採択する。
- 第五十五条 国際事務局
- (1) 同盟の管理業務は、国際事務局が行う。
- (2) 国際事務局は、同盟の諸機関の事務局の職務を行う。
- (3) 事務局長は、同盟の首席の管理職員とし、同盟を代表する。
- (4) 国際事務局は、公報その他規則又は総会の定める刊行物を発行する。
- (5) 国際事務局、国際調査機関及び国際予備審査機関がこの条約に基づく任務を遂行するに当たつて国内官庁が与える援助については、規則に定める。
- (6) 事務局長及びその指名する職員は、総会、執行委員会その他この条約又は規則に基づいて設置される委員会又は作業部会のすべての会合に投票権なしで参加する。事務局長又はその指名する職員一人は、当然にこれらの機関の事務局の長としての職務を行う。
- (7) (a) 国際事務局は、総会の指示に従い、かつ、執行委員会と協力して、改正会議の準備を行う。
- (b) 国際事務局は、改正会議の準備に関し政府間機関及び国際的な非政府機関と協議することができ。
- (c) 事務局長及びその指名する者は、改正会議における審議に投票権なしで参加する。
- (8) 国際事務局は、その他国際事務局に与えられる任務を遂行する。
- 第五十六条 技術協力委員会
- (1) 総会は、技術協力委員会(この条において「委員会」という。)を設置する。
- (2) (a) 総会は、開発途上にある国が衡平に代表されるように妥当な考慮を払つた上で、委員会の構成を決定し及びその構成員を任命する。
- (b) 国際調査機関及び国際予備審査機関は、当然に委員会の構成員となる。国際調査機関又は国際予備審査機関が締約国の国内官庁である場合には、当該締約国は、委員会において重複して代表を出すことができない。
- (c) 委員会の構成員の総数は、締約国の数に照らして可能な場合には、当然に委員会の構成員となるものの数の二倍を超える数とする。
- (d) 事務局長は、その発意又は委員会の要請により、関係機関に利害関係のある討論に当該関係機関の代表者が参加するよう招請する。
- (3) 委員会は、助言又は勧告を行うことによつて次のことに寄与することを目的とする。
- (i) この条約に基づく業務を絶えず改善すること。
- (ii) 二以上の国際調査機関又は二以上の国際予備審査機関が存在する限り、その資料及び作業方法についてできる限りの統一性を確保すること並びにその報告の質がでる限り高くかつ均一であることを確保すること。
- (iii) 総会又は執行委員会の発意に基づき、特に単一の国際調査機関の設立に関する技術的問題を解決すること。
- (4) 締約国及び関係国際機関は、委員会に対し、委員会の権限内にある問題につき書面によつて意見を述べることができる。

- (5) 委員会は、事務局長に対し又は、事務局長を通じて、総会、執行委員会、すべての若しくは一部の国際調査機関及び国際予備審査機関並びにすべての若しくは一部の受理官庁に対し、助言及び勧告を行うことができる。
- (6) 事務局長は、いかなる場合においても、執行委員会に対し委員会のすべての助言及び勧告を送付する。事務局長は、その助言及び勧告について意見を付することができる。
- (b) 執行委員会は、委員会の助言、勧告又は他の活動について見解を表明することができるものとし、委員会に対し、委員会の権限内にある問題について研究し及び報告することを求めることができる。執行委員会は、総会に対し、適当な意見を付して委員会の助言、勧告及び報告を提出することができる。
- (7) 執行委員会が設置されるまでの間は、(6)にいう執行委員会とは、総会をいうものとする。
- (8) 委員会の手続の細目は、総会の決定によつて定める。

第五十七条 財政

- (1) (a) 同盟は、予算を有する。
- (b) 同盟の予算は、収入並びに同盟に固有の支出及び機関が管理業務を行つている諸同盟の共通経費の予算に対する同盟の分担金から成る。
- (c) 諸同盟の共通経費とは、同盟のみでなく機関が管理業務を行つている他の同盟にも帰すべき経費をいう。共通経費についての同盟の分担の割合は、共通経費が同盟にもたらす利益に比例する。
- (2) 同盟の予算は、機関が管理業務を行つて他の同盟の予算との調整の必要性を考慮した上で決定する。
- (3) (5)の規定が適用される場合を除くほか、同盟の予算は、次のものを財源とする。
- (i) 国際事務局が同盟の名において提供する役務について支払われる手数料及び料金

- (ii) 同盟に関する国際事務局の刊行物の販売代金及びこれらの刊行物に係る権利の使用料
- (iii) 贈与、遺贈及び補助金
- (iv) 賃賃料、利子その他の雑収入
- (4) 国際事務局に支払われる手数料及び料金の額並びに国際事務局の刊行物の価格は、この条約の管理業務に係る国際事務局のすべての経費を通常の状態において賄うことができるように定める。
- (5) (a) 会計年度が欠損を伴つて終了する場合に、締約国は、(b)及び(c)の規定に従うことを条件として、その欠損を填補するため分担金を支払う。
- (b) 各締約国の分担金の額は、当該年度における各締約国からの国際出願の数に妥当な考慮を払つた上で総会が定める。
- (c) 総会は、欠損の全部又は一部を他の方法によつて暫定的に填補することができる場合には、その欠損を繰り越すこと及び締約国に分担金の支払を求めないことを決定することができる。
- (d) 総会は、同盟の財政状態が許す場合には、(a)の規定に従つて支払われた分担金をこれを支払つた締約国に払い戻すことを決定することができる。
- (e) (b)の規定に基づく分担金を総会が定める支払期日から二年以内に支払わなかつた締約国は、同盟のいずれの機関においても、投票権を行使することができない。ただし、同盟のいずれの機関も、支払の延滞が例外的なかつ避けることのできない事情によるものであると認める限り、当該締約国が当該機関において引き続き投票権を行使することを許すことができる。
- (6) 予算が新会計年度の開始前に採択されなかつた場合には、財政規則の定めるところにより、前年度の予算をもつて予算とする。
- (7) (a) 同盟は、各締約国の一回限りの支払金から

- 成る運転資金を有する。運転資金が十分でなくなつた場合には、総会は、その増額のための措置をとる。運転資金の一部が必要でなくなつた場合には、その運転資金の一部は、払い戻す。
- (b) 運転資金に対する各締約国の当初の支払金の額及び運転資金の増額の部分に対する各締約国の分担額は、(5)(b)に定める原則と同様の原則に基づいて総会が定める。
- (c) 支払の条件は、事務局長の提案に基づき、かつ、機関の調整委員会の助言を受けた上で、総会が定める。
- (d) 払戻しは、各締約国の支払つた額に比例して行ふものとし、各締約国の支払つた日を考慮に入れる。
- (8) (a) その領域内に機関の本部が所在する国との間で締結される本部協定には、運転資金が十分でない場合にその国が立替えをすることを定める。立替えの額及び条件は、その国と機関との間の別個の取極によつてその都度定める。その国は、立替えの義務を有する限り、当然に総会及び執行委員会に議席を有する。
- (b) (a)の国及び機関は、それぞれ、書面による通告により立替えの約束を廃棄する権利を有する。廃棄は、通告が行われた年の終りから三年を経過した時に効力を生ずる。
- (9) 会計検査は、財政規則の定めるところにより、一若しくは二以上の締約国又は外部の会計検査専門家が、これらの締約国又は会計検査専門家は、総会がこれらの締約国又は会計検査専門家の同意を得て指定する。
- 第五十八条 規則
- (1) この条約に附属する規則には、次の事項に関する規定を設ける。
- (i) この条約において、規則に明示的にゆだねられていない事項又は所定の事項であることが明示的に定められていない事項
- (ii) 業務の運用上の要件、事項又は手続

- 目
- (2) (a) 総会は、規則を修正することができる。
- (b) 修正は、(3)の規定に従うことを条件として、投じられた票の四分の三以上の多数による議決で行う。
- (3) (a) 規則は、次のいずれかの場合に限つて修正することができる規定を特定する。
- (i) 全会一致の同意がある場合
- (ii) 自国の国内官庁を国際調査機関又は国際予備審査機関とする締約国及び、政府間機関が国際調査機関又は国際予備審査機関である場合には、当該政府間機関の権限のある機関において他の構成国から委任を受けた当該政府間機関の構成国である締約国のいずれも異なる意見を表明しない場合
- (b) 将来において、当該規定につき付されてい条件を解除するためには、場合に依り、(a)(i)又は(ii)に定める条件が満たされなければならない。
- (c) 将来において、いずれかの規定につき(a)に定めるいずれかの条件を付するためには、全会一致の同意がなければならぬ。
- (4) 規則は、総会の監督の下において事務局長が実施細則を作成することに依りて定める。
- (5) この条約の規定と規則の規定とが抵触する場合に、この条約の規定が優先する。
- 第六章 紛争
- 第五十九条 紛争
- 第六十四条(5)の規定が適用される場合を除くほか、この条約又は規則の解釈又は適用に関する二以上の締約国の間の紛争で交渉によつて解決されないものは、紛争当事国が他の解決方法について合意しない限り、いずれかの紛争当事国が、国際司法裁判所規程に合致した請求を行うことにより、国際司法裁判所に付託することができる。紛争を国際司法裁判所に付託する締約国は、その旨を国際事務局に通報するものとし、国際事務局

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

は、それを他の締約国に通報する。

第七章 改正及び修正

第六十条 この条約の改正

- (1) この条約は、締約国の特別の会議により隨時改正することができる。
- (2) 改正會議の招集は、総会が決定する。
- (3) 國際調査機關として又は國際予備審査機關として選定された政府間機關は、改正會議にオブザーバーとして出席することを認められる。
- (4) 第五十三條(5)、(9)及び(11)、第五十四條、第五十五條(4)から(8)まで、第五十六條並びに第五十七條の規定は、改正會議により又は次條の規定に従つて修正することができる。
- 第六十一條 この条約の特定の規定の修正

正

- (1)(a) 第五十三條(5)、(9)及び(11)、第五十四條、第五十五條(4)から(8)まで、第五十六條並びに第五十七條の規定の修正の提案は、總会の構成國、執行委員會又は事務局長が行うことができる。
- (b) (a)の提案は、遅くとも總会による審議の六箇月前までに、事務局長が締約國に送付する。
- (2)(a) (1)に規定する規定の修正は、總会が採択する。
- (b) 採択は、投じられた票の四分の三以上の多数による議決で行う。
- (3)(a) (1)に規定する規定の修正は、その修正が採択された時に總会の構成國であつた國の四分の三から、それぞれの憲法上の手続に従つて行われた受諾についての書面による通告を事務局長が受領した後一箇月で効力を生ずる。
- (b) (a)の規定に従つて受諾された(1)に規定する規定の修正は、その修正が効力を生ずる時に總会の構成國であるすべての國を拘束する。ただし、締約國の財政上の義務を増大する修正は、その修正の受諾を通告した締約國のみを拘束する。

- (c) (a)の規定に従つて受諾された修正は、その修正が(a)の規定に従つて効力を生じた日の後に總会の構成國となるすべての國を拘束する。

第八章 最終規定

- 第六十二條 締約國となるための手続
- (1) 工業所有權の保護に関する國際同盟の構成國は、次のいずれかの手続により、締約國となることができる。
 - (i) 署名し、その後批准書を寄託すること。
 - (ii) 加入書を寄託すること。
 - (iii) 批准書又は加入書を、事務局長に寄託すること。
 - (3) 工業所有權の保護に関するパリ條約のストックホルム改正條約第二十四條の規定は、この條約の適用について準用する。
- (2) 批准書又は加入書は、事務局長に寄託すること。
- (3) 工業所有權の保護に関するパリ條約のストックホルム改正條約第二十四條の規定は、この條約の適用について準用する。
- (4) (3)の規定は、いずれかの締約國が(3)の規定に基づいてこの條約を適用する領域の事実上の状態を、他の締約國が承認し又は默示的に承認することを意味するものと解してはならない。
- 第六十三條 この條約の効力発生
- (1)(a) この條約は、(3)の規定に従うことを条件として、八の國が批准書又は加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。ただし、それらの國のうち少なくとも四の國がそれぞれ、次のいずれかの条件を満たしていなければならぬ。
 - (i) 当該國でされた出願の数が、國際事務局によつて公表された最新の年次統計において四万を超えていること。
 - (ii) 当該國の國民又は居住者が一の外國にされた出願の数が、國際事務局によつて公表された最新の年次統計において千以上であること。
 - (iii) 当該國の國內官庁が外國の國民又は居住者から受理した出願の数が、國際事務局によつて公表された最新の年次統計において一万以上であること。
- (b) この(1)の規定の適用上、「出願」には、実用

新案の出願を含めない。

- (2) (3)の規定に従うことを条件として、この條約が(1)の規定に従つて効力を生じた時に締約國とならない國は、批准書又は加入書を寄託した日の後三箇月でこの條約に拘束される。
- (3) 第二章の規定及びこの條約に附屬する規則中同章の規定に対応する規定は、(1)に定める三の条件のうち少なくとも一の条件を有しないことを次條(1)の規定に基づいて宣言することなく締約國となつた日から、適用する。もつとも、その日は、(1)の規定に基づく当初の効力発生の日前ではないものとする。
- 第六十四條 留保
- (1)(a) いずれの國も、第二章の規定に拘束されないことを宣言することができる。
- (b) (a)の宣言を行つた國は、第二章の規定及び規則中同章の規定に対応する規定に拘束されない。
- (2)(a) (1)(a)の宣言を行わない國は、次のことを宣言することができる。
 - (i) 國際出願の写し及び所定の翻譯文の提出については第三十九條(1)の規定に拘束されないこと。
 - (ii) 第四十條に規定する國內處理の繰延べの義務によつて、自國の國內官庁による又はこれを通過する國際出願又はその翻譯文の公表が妨げられることのないこと。もつとも、当該國內官庁に対し第三十條及び第三十八條の義務を免除するものと解してはならない。
- (b) (a)の宣言を行つた國は、その限度において当該規定に拘束されない。
- (3)(a) いずれの國も、自國に関する限り、國際出願の國際公開を行う必要がないことを宣言することができる。
- (b) 優先日から十八箇月を経過した時に、國際出願に(a)の宣言を行つてゐる國のみの指定が

含まれてゐる場合には、その國際出願の第二十一條(2)の規定に基づく國際公開は、行われない。

- (c) (b)の規定が適用される場合であつても、國際事務局は、
 - (i) 出願人から請求があつたときは、規則の定めるところにより当該國際出願の國際公開を行う。
 - (ii) 國際出願に基づく國內出願又は特許が(a)の宣言を行つてゐるいずれかの指定國の國內官庁により又はその國內官庁のために公表されたときは、その公表の後速やかに当該國際出願の國際公開を行う。ただし、優先日から十八箇月を経過する前であつてはならない。
- (4)(a) 自國の特許が公表の日前日から先行技術としての効果を有することを定めてゐるが工業所有權の保護に関するパリ條約に基づいて主張される優先日を先行技術の問題については自國における實際の出願日と同等に取り扱われないこととする國內法令を有する國は、自國の指定を含む國際出願であつて他國においてしたものを先行技術の問題については自國における實際の出願と同等に取り扱われないことを宣言することができる。
- (b) (a)の宣言を行つた國は、その限度において第十一條(3)の規定に拘束されない。
- (c) (a)の宣言を行う國は、同時に、自國の指定を含む國際出願が自國において先行技術としての効果を有することとなる日及びそのための条件を書面で通知する。その通知は、事務局長に於ての通知により、いつでも変更することができる。
- (5) いずれの國も、第五十九條の規定に拘束されないことを宣言することができる。同條の規定は、その宣言を行つた締約國と他の締約國との間の紛争については、適用しない。
- (6)(a) この條の規定に基づく宣言は、書面で行

う。その宣言は、この条約の署名若しくは批准書若しくは加入書の寄託の際に又は、(5)の宣言を除くほか、事務局長に於て通告によりその後いつでも、行うことができる。その通告による宣言は、事務局長がその通告を受領した日の後六箇月で効力を生ずるものとすし、その六箇月の期間の満了前にされた国際出願には影響を及ぼさない。

(b) この条の規定に基づく宣言は、事務局長に於て通告により、いつでも撤回することができる。その撤回は、事務局長がその通告を受領した日の後三箇月で効力を生ずるものとすし、(3)の宣言の撤回にあつては、その三箇月の期間の満了前にされた国際出願には影響を及ぼさない。

(7) 留保は、(1)から(5)までの規定に基づく留保を除くほか、この条約のいかなる規定についても行うことができない。

第六十五条 漸進的適用

(1) 国際調査機関又は国際予備審査機関との間の取決めが当該国際調査機関又は当該国際予備審査機関が処理を引き受ける国際出願の数又は種類について経過的に制限を定める場合には、総会は、特定の範囲の国際出願についてのこの条約及び規則の漸進的適用に必要な措置を採択する。この(1)の規定は、第十五条(5)の規定に基づく国際型調査の請求について準用する。

(2) 総会は、(1)に規定する条件の下で国際出願をすることができるとなる日及び国際予備審査の請求をすることができるとなる日を定める。これらの日は、それぞれ、第六十三条(1)の規定に従つてこの条約が効力を生じた後六箇月以内の日及び同条(3)の規定に従つて第二章の規定が適用されることがなつた後六箇月以内の日とする。

第六十六条 廃棄

(1) いずれの締約国も、事務局長に於て通告により、この条約を廃棄することができる。

(2) 廃棄は、その通告の事務局長による受領の後六箇月で効力を生ずる。廃棄は、国際出願がその六箇月の期間の満了前にされていいる場合には及び、廃棄を行う国が選択されている場合にあつてはその選択がその六箇月の期間の満了前に行われているときに限り、廃棄を行う国における当該国際出願の効果に影響を及ぼさない。

第六十七条 署名及び用語

(1) (a) この条約は、ひとしく正文である英語及びフランス語による原本一通について署名する。

(b) 事務局長は、関係政府との協議の上、スペイン語、ドイツ語、日本語、ポルトガル語、ロシア語その他総会が指定する言語による公定訳文を作成する。

(2) この条約は、千九百七十年十二月三十一日まで、ワシントンにおいて署名のために開放しておく。

第六十八条 寄託

(1) この条約の原本は、署名のための開放が終了したときは、事務局長に寄託する。

(2) 事務局長は、工業所有権の保護に関するパリ条約のすべての締約国の政府及び、要請があつたときは、他の国の政府に対し、この条約及びこの条約に附属する規則の贈本二通を認証して送付する。

(3) 事務局長は、この条約を国際連合事務局に登録する。

(4) 事務局長は、すべての締約国の政府及び、要請があつたときは、他の国の政府に対し、この条約及び規則の修正の贈本二通を認証して送付する。

第六十九条 通報

事務局長は、工業所有権の保護に関するパリ条約のすべての締約国の政府に対し、次の事項を通報する。

(i) 第六十二条の署名
(ii) 第六十二条に規定する批准書又は加入書の

寄託

(i) この条約の効力発生の日及び第六十三条(3)の規定に従つて第二章の規定が適用されることとなる日

(ii) 第六十四条(1)から(5)までの規定に基づく宣言

(iii) 第六十四条(6)の規定に基づく撤回

(iv) 第六十六条の規定によつて受領した廃棄通告

(v) 第三十一条(4)の宣言

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けこの条約に署名した。

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成した。

(署名欄は省略)

特許協力条約に基づく規則

A部 序

第一規則 略称

1.1 略称の意味

(a) この規則において「条約」とは、特許協力条約をいう。

(b) この規則において「章」及び「条」とは、条約の当該章及び当該条をいう。

第二規則 用語の解釈

2.1 「出願人」

「出願人」というときは、出願人の代理人その他の代表者をもいふものとする。ただし、出願人の語が用いられている規定の表現若しくは性質又は文脈から明らかに異なる意味に解される場合、例えば、特に、その規定が出願人の住所又は国籍に言及している場合は、この限りでない。

2.2 「代理人」

「代理人」というときは、国際機関に対し業として手続をとる権能を有する第四十九条に規定する者をいうものとし、代理人の語が用いられている規定の表現若しくは性質又は文脈から明らかに異なる意味に解される場合を除くほか、4.8に規定する共通の代表者をもいふものとする。

2.3

「署名」というときは、受理官庁、管轄国際調査機関又は管轄国際予備審査機関が適用する国内法令が署名に代えて押印を要求している場合には、当該官庁又は当該機関については、押印をいうものとする。

B部 第一章に関する規則

第三規則 願書(様式)

3.1 印刷した様式

願書は、印刷した様式を用いて作成する。

印刷した様式は、受理官庁又は、受理官庁が希望する場合には、国際事務局が出願人に無料で提供する。

3.2 印刷した様式

(a) 印刷した様式には、記入により次の事項を示すための欄を設ける。

(i) 国際出願の用紙の枚数の合計及び国際出願の各要素(願書、明細書、請求の範囲、図面及び要約)のそれぞれの用紙の枚数

(ii) 委任状(代理人又は共通の代表者を選任する書面、優先権書類、支払った手数料の領収書又は手数料の支払のための小切手、国際調査報告又は国際型調査報告、出願人が発明者の正当な承継人であることを証明する書面及び照合欄に明記するその他の書類の国際出願への添付の有無

(iii) 要約がパンフレットの表紙及び公報に掲載される場合にその要約とともに掲載するよう出願人が示す図の番号。例外的な場合には、出願人は、二以上の図を示すことが

できる。

- (b) 照合欄は、出願人が記入するものとし、記入がない場合には、受理官庁が記入し、かつ、必要な注釈を付する。ただし、受理官庁は、(a)に規定する番号を記入してはならない。
- 3.4 細目

3.3 の規定に従うことを条件として、印刷した様式に関する細目は、実施細則で定める。

第四規則 願書(内容)

- 4.1 必要の及び任意の内容並びに署名
- (a) 願書には、次の事項を記載する。

- (i) 申立て
- (ii) 発明の名称
- (iii) 出願人及び、代理人がある場合には、代理人に関する表示

- (iv) 国の指定
- (v) 指定国のうち少なくとも一の国の国内法令が国内出願をする時に発明者の氏名又は名称を表示することを定めている場合には、発明者に関する表示

- (b) 願書には、該当する場合には、次の事項を記載する。

- (i) 優先権の主張
- (ii) 既に行われた国際調査又は国際型調査の表示

(iii) 特定の種類の保護の選択

- (iv) 出願人が広域特許を受けることを希望する旨の表示及び出願人が広域特許を受けることを希望する指定国の国名

(v) 原出願又は原特許の表示

- (c) 願書には、いずれの指定国の国内法令も国内出願をする時に発明者の氏名又は名称を表示することを定めていない場合であっても、発明者に関する表示を記載することができ

- (d) 願書には、署名をする。

- 4.2 申立て

申立ては、次の趣旨によるものとし、次の文言とすることが望ましい。

署名者は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。

- 4.3 発明の名称

発明の名称は、短く(英語の場合又は英語に翻訳した場合に二語以上七語以内であることが望ましい。)かつ的確なものであることとする。

- 4.4 氏名又は名称及びあて名

(a) 自然人の氏名については、姓及び名を記載するものとし、姓を名の前に記載する。

(b) 法人の名称については、完全な公式の名称を記載する。

(c) あて名については、郵便物が速やかに当該あて名に配達されるための慣習上の要件を満たすように記載するものとし、いかなる場合においても、すべての該当する行政単位(住居番号があるときはその番号を含む。)を記載する。指定国の国内法令が住居番号を記載することを要求していない場合には、その番号の記載がないことは、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない。電報のあて名、加入電信番号及び電話番号を記載することが望ましい。

- 4.5 出願人

(a) 願書には、出願人又は、二人以上の出願人があるときは、各出願人につき、その氏名又は名称、あて名、国籍及び住所を記載する。

(b) 出願人の国籍については、出願人が国民である国の国名を記載する。

(c) 出願人の住所については、出願人が居住者である国の国名を記載する。

- 4.6 発明者

(a) 願書には、出願人又は、二人以上の出願人があるときは、各出願人につき、その氏名又は名称、あて名、国籍及び住所を記載する。

(b) 出願人の国籍については、出願人が国民である国の国名を記載する。

(c) 出願人の住所については、出願人が居住者である国の国名を記載する。

- 4.7 代理人

(a) 代理人が指定されている場合には、願書には、その旨を記載するものとし、代理人の氏名又は名称及びあて名を記載する。

(b) 共通の代理人を有しない二人以上の出願人の代表

(c) 二人以上の出願人がある場合において、願書にすべての出願人を代表する代理人(共通の代理人)の記載をしないときは、願書には、第九条の規定により国際出願をする資格を有する出願人のうち一人を共通の代表者として指定する。

(d) 二人以上の出願人があり、かつ、願書にすべての出願人を代表する代理人の記載をしない場合において、(a)の規定に従い出願人のうちの一人の指定をしないときは、第九条の規定により国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に最初に記載されている者を共通の代表者とみなす。

(e) 願書に、国名を願書に記載すること

締約国の指定は、国名を願書に記載すること

によつて行う。

4.8 代理人

(a) 代理人が指定されている場合には、願書には、その旨を記載するものとし、代理人の氏名又は名称及びあて名を記載する。

(b) 共通の代理人を有しない二人以上の出願人の代表

(c) 二人以上の出願人がある場合において、願書にすべての出願人を代表する代理人(共通の代理人)の記載をしないときは、願書には、第九条の規定により国際出願をする資格を有する出願人のうち一人を共通の代表者として指定する。

(d) 二人以上の出願人があり、かつ、願書にすべての出願人を代表する代理人の記載をしない場合において、(a)の規定に従い出願人のうちの一人の指定をしないときは、第九条の規定により国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に最初に記載されている者を共通の代表者とみなす。

(e) 願書に、国名を願書に記載すること

締約国の指定は、国名を願書に記載すること

によつて行う。

4.9 代理人

(a) 代理人が指定されている場合には、願書には、その旨を記載するものとし、代理人の氏名又は名称及びあて名を記載する。

(b) 共通の代理人を有しない二人以上の出願人の代表

(c) 二人以上の出願人がある場合において、願書にすべての出願人を代表する代理人(共通の代理人)の記載をしないときは、願書には、第九条の規定により国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に最初に記載されている者を共通の代表者とみなす。

- 4.10 優先権の主張

(a) 第八条(1)に規定する申立ては、願書において行うものとし、先の出願に基づく優先権を主張する旨の陳述及び次の事項を記載することによつて行う。

(i) 先の出願が広域出願又は国際出願でない場合にあってはその出願がその国においてされた国の国名、先の出願が広域出願又は国際出願である場合にあってはその出願がその国についてされた一又は二以上の国の国名

(ii) 先の出願の日付

(iii) 先の出願の番号

(iv) 先の出願が広域出願又は国際出願である場合にあっては、その出願がされた国内官庁又は政府機関

(v) 願書に次の(i)及び(ii)の事項の記載がない場合には、優先権の主張は、条約の系統上に行われなかつたものとみなす。

(i) 先の出願が広域出願又は国際出願でない場合にあってはその出願がその国においてされた国の国名、先の出願が広域出願又は国際出願である場合にあってはその出願がその国についてされた国のうち少なくとも一の国の国名

(ii) 先の出願の日付

(iii) 先の出願の番号

(iv) 先の出願が広域出願又は国際出願である場合にあっては、その出願がされた国内官庁又は政府機関

(v) 願書に次の(i)及び(ii)の事項の記載がない場合には、優先権の主張は、条約の系統上に行われなかつたものとみなす。

(i) 先の出願が広域出願又は国際出願でない場合にあってはその出願がその国においてされた国の国名、先の出願が広域出願又は国際出願である場合にあってはその出願がその国についてされた国のうち少なくとも一の国の国名

(ii) 先の出願の日付

(iii) 先の出願の番号

(iv) 先の出願が広域出願又は国際出願である場合にあっては、その出願がされた国内官庁又は政府機関

(v) 願書に次の(i)及び(ii)の事項の記載がない場合には、優先権の主張は、条約の系統上に行われなかつたものとみなす。

(i) 先の出願が広域出願又は国際出願でない場合にあってはその出願がその国においてされた国の国名、先の出願が広域出願又は国際出願である場合にあってはその出願がその国についてされた国のうち少なくとも一の国の国名

(ii) 先の出願の日付

されていない場合には、その事実を国際公開において表示する。

(d) 願書に記載されている先の出願の日付の日が国際出願日の一年前の日より早い日である場合には、受理官庁又は、受理官庁が怠つたときは、国際事務局は、出願人に対し、第八條(1)の規定に基づく申立ての抹消又は、先の出願の日付が誤つて表示されているときは、その表示された日付の訂正を申請するよう求める。その求めの日から一箇月以内に出願人がその求めに応じなかつた場合には、同條(1)の規定に基づく申立ては、職権によつて抹消する。訂正又は抹消を行つた受理官庁は、その旨を出願人並びに、国際出願の写しが既に国際事務局及び国際調査機関に送附されている場合には、国際事務局及び国際調査機関に通知する。訂正又は抹消が国際事務局によつて行われた場合には、国際事務局は、その旨を出願人及び国際調査機関に通知する。

4.11

既に行われた国際調査又は国際型調査の表示いづれかの出願について国際調査又は国際型調査が第十五條(5)の規定に基づいて既に請求されている場合には、願書には、その事実を記載し並びに当該出願(又は場合により当該出願の翻訳文)を国名、日付及び番号で、当該調査の請求を日付及び、可能なときは、番号で特定することができる。

4.12

特定の種類の保護の選択
(a) 出願人は、いづれかの指定国において国際出願が特許ではなく第四十三條に規定する他の種類の保護を求める出願として取り扱われることを希望する場合には、願書にその旨を記載する。第二條(5)の規定は、この(a)の規定については、適用しない。

(b) 出願人は、第四十四條に規定する場合に、求めている二の種類の保護を記載し又は、その二の種類の保護のうち一の種類の保護を主として求めるときは、主として求める種類の及び補助的に求める種類のを明示する。

4.13

原出願又は原特許の表示
出願人は、いづれかの指定国において国際出願が追加特許、追加発明者証又は追加実用証の出願として取り扱われることを希望する場合には、追加特許、追加発明者証又は追加実用証が与えられたときにそれらに係る原出願、原特許、原発明者証又は原実用証を特定する。第二條(5)の規定は、この13の規定については、適用しない。

4.14

継続出願又は一部継続出願
出願人は、いづれかの指定国において国際出願が先の出願の継続出願又は一部継続出願として取り扱われることを希望する場合には、願書にその旨を記載し及びそれらに係る原出願を特定する。

4.15

署名
願書には、出願人が署名をする。

4.16

特定の語の音訳又は翻訳
(a) 氏名若しくは名称又はあて名は、ローマ字以外の文字で記載する場合には、更に、単なる音訳又は英語への翻訳によりローマ字を用いて表示する。出願人は、いづれの語を単なる音訳とし又は翻訳とするかについて決定する。

4.17

(b) ローマ字以外の文字で記載する国名は、更に、英語で表示する。
他の事項の記載の禁止
(a) 願書には、4.1から4.16までに定める事項以外のいかなる事項も記載してはならない。
(b) 受理官庁は、願書に4.1から4.16までに定める

事項以外の事項が記載されている場合には、当該記載事項を職権によつて抹消する。

5.1

第五規則 明細書
明細書の記述方法
(a) 明細書には、願書に記載されている発明の名称を冒頭に表示し及び次の事項を次のように記載する。

(i) その発明の関連する技術分野を明示する。
(ii) 出願人の知る限りにおいてその発明の理解、調査及び審査に有用であると思われる背景技術を表示する。また、その背景技術について記述している文献を引用することが望ましい。

(iii) 技術的課題(技術的課題が明白に記述されていない場合を含む。)及びその解決方法を理解することができるよう、請求の範囲に記載されている発明を開示する。その発明が背景技術との関連において有利な効果を有する場合に、その効果を記載する。

(iv) 図面がある場合には、図について簡単に説明する。
(v) 請求の範囲に記載されている発明の実施をするための形態のうち少なくとも出願人が最良であると考えられるものを記載する。その記載は、適当なときは実施例を用いて、図面があるときはその図面を引用して行う。指定国の国内法令が最良の形態ではないいづれかの形態(最良であると考えられるものであるかどうかを問わない。)を記載することを認めている場合には、出願人が最良であると考えられる形態が記載されていないことは、当該指定国においていかなる影響をも及ぼすものではない。

(vi) 発明の説明又は性質から明らかでない場合には、その発明の対象の産業上の利用方法並びに生産方法及び使用方法又は、単に

使用されるものであるときは、使用方法を明示的に記載する。「産業」の語は、工業所有権の保護に関するパリ条約におけると同様に最も広義に解釈する。

6.1

(b) (a)に規定する記述方法及び順序は、発明の性質上異なる記述方法又は順序により発明を一層よく理解することができるようになり及び表現が一層簡潔となる場合を除くほか、遵守する。

(c) (b)の規定に従うことを条件として、(a)の各事項の前には、実施規則に示す適当な見出しを付することが望ましい。

第六規則 請求の範囲

請求の範囲の数及び番号の付け方

(a) 請求の範囲の数は、請求の範囲に記載される発明の性質を考慮して妥当な数とする。

(b) 請求の範囲の数が二以上の場合には、請求の範囲には、アラビア数字により連続番号を付する。

(c) 請求の範囲について補正をする場合における番号の付け方は、実施規則で定める。

6.2

国際出願の他の部分の引用

(a) 請求の範囲は、不可欠である場合を除くほか、発明の技術的特徴について明細書又は図面を引用する記載によつてはならない。特に、請求の範囲は、「明細書の……の箇所に記載したように」又は「図面の……の図に示したように」のような引用をする記載によつてはならない。

(b) 国際出願が図面を含む場合には、請求の範囲に記載されている技術的特徴には、その特徴に係る引用符号を付することが望ましい。引用符号は、括弧を付して用いることが望ましい。引用符号を付することが請求の範囲の速やかな理解を特に容易にするものでない場合には、引用符号は、用いない。指定官庁は、公表に当たつては、引用符号を省略すること

6.3 請求の範囲の記述方法

- (a) 保護が求められている事項は、発明の技術的特徴を記載することによって明示する。
- (b) 請求の範囲には、適当と認められるときは、次のものを含める。
- (i) 保護が求められている事項の明示に必要な発明の技術的特徴であつて結合して先行技術をなすものを表示する陳述
- (ii) (i)の規定に従つて記載された技術的特徴と結合して保護が求められている技術的特徴を簡潔に記載する特徴部分。この部分は、「に特徴を有する」、「を特徴とする」、「のように改良した」又はその他これらの表現と同様の表現を用いて示される。

6.4 従属請求の範囲

- (a) 一又は二以上の他の請求の範囲のすべての特徴を含む請求の範囲(この従属的な形式の請求の範囲を以下「従属請求の範囲」という)の記載は、可能なときは冒頭に、他の請求の範囲を引用して行い、次に、保護が求められている追加の特徴を記載することによって行う。二以上の他の請求の範囲を引用する従属請求の範囲(多数従属請求の範囲)は、引用しようとする請求の範囲を択一的な形式によつてのみ引用する。多数従属請求の範囲は、他の多数従属請求の範囲のための基礎として用いてはならない。
- (b) 従属請求の範囲は、それが引用する請求の範囲に含まれるすべての限定又は、従属請求

6.5 国際出願に基き実用新案を与えることを求められている指定国は、国際出願の処理がその指定国において開始された後は、6.1から6.4までに規定する事項につき、これらの規定に代えて実用新案に関する国内法令の規定を適用することが出来る。ただし、出願人が、出願を当該国内法令の規定に適合させるため、第二十二条に規定する当該期間の満了の後少なくとも二箇月の期間の猶予を与えられることを条件とする。

7.1 工程図及び図表

工程図及び図表は、図面とする。

7.2 期間

第七条(2)(ii)に規定する期間は、事情に応じて相当の期間とし、いかなる場合にも、同条(2)(ii)の規定に基づいて図面又は追加の図面の提出を要求する書面の日付の日から二箇月未満であつてはならない。

8.1 第八規則 要約

- (a) 要約は、次の事項から成る。
- (i) 明細書、請求の範囲及び図面に含まれている開示の概要。概要は、発明の属する技術分野を表示し、並びに技術的課題、発明による技術的課題の解決方法の要点及び発明の主な用途を明瞭に理解することが出来るように起草する。

8.2 要約とともに公表されるべき図が示されない場合

- (i) 出願人が8.1(ii)に掲げる表示をしない場合又は国際調査機関が図面全体のすべての図のうち出願人の示した図以外の図が発明の特徴を一層よく表していると認めた場合には、国際調査機関は、そのように認めた図を表示する。この場合において、国際事務局による公表には、国際調査機関の表示した図を用いる。その他の場合には、出願人の示した図をその公表に用いる。

8.3 起草上の指針

要約は、当該技術分野における調査のための選別手段として、特に、当該国際出願自体を調べる必要性の有無を判断する上で科学者、技術者又は研究者に役立つよう、効率的に利用することが出来るように起草する。

9.1 定義

- (i) 善良の風俗に反する表現又は図面
- (ii) 公の秩序に反する表現又は図面

9.2 規定が遵守されていないことの注記

受理官庁及び国際調査機関は、9.1の規定が遵守されていないことを注記することが出来るものとし、国際出願を自発的に訂正するよう出願人に示唆することが出来る。遵守されていないことを注記した場合には、受理官庁は管轄国際調査機関及び国際事務局に、国際調査機関は受理官庁及び国際事務局に、それぞれ通知する。

9.3 第二十一条(6)との関係

第二十一条(6)にいう「特許の記載」とは、9.1(ii)に規定する意味を有する。

10.1 用語及び記号

- (a) 度量衡の単位は、メートル法で記載するものとし、メートル法以外のもの記載した場合には、メートル法によるものを併記する。
- (b) 温度は、摂氏で記載するものとし、摂氏以外のもの記載した場合には、摂氏によるものを併記する。
- (c) 密度は、メートル法で記載する。
- (d) 熱、エネルギー、光、音及び磁気の表示並びに数式及び電気量の単位については、国際慣行に従う。化学式については、一般に用いられている記号、原子量及び分子式を用いる。
- (e) 技術用語、記号及び符号は、通常、当該技術分野において一般に採用されているものを用いる。
- (f) 国際出願又はその翻訳文を英語又は日本語で作成する場合には、小数部分は、最初に小数点を付することによって表示し、国際出願

10.2

又はその翻訳文を英語又は日本語以外の言語で作成する場合には、小数点は、コンマを用いる。

一貫性
用語及び記号は、当該国際出願の全体を通じて一貫して使用する。

第十一規則 国際出願の様式上の要件

11.1

提出部数

(a) 国際出願及び照合欄に明記する各書類(3.3 (a)(ii)は、(b)の規定に従うことを条件として一通を提出する。

(b) 受理官庁は、国際出願及び照合欄に明記する各書類(3.3 (a)(ii)は、(b)の規定に従うことを条件として一通を提出する。

11.2

複製のための適合性

(a) 国際出願のすべての要素(願書、明細書、請求の範囲、図面及び要約)は、写真、静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによつて、直接に任意の部数の複製をすることができるよう作成する。

(b) 用紙には、しわ及び裂け目があつてはならない。用紙は、折つてはならない。

(c) 用紙は、片面のみを用いる。

(d) 用紙は、11.13の規定が適用される場合を除くほか、縦長にして用いる(用紙の短辺を上と下とする)。

11.3

使用すべき材料

国際出願のすべての要素は、可塑性のある、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない、かつ、耐久性のある紙を用いて作成する。

11.4

用紙の別等

(a) 国際出願の各要素(願書、明細書、請求の範囲、図面及び要約)は、別個の用紙を用いて作成する。

(b) 国際出願のすべての用紙は、調べる際に容易にめくることができるよう並びに複製のため容易に分離し及び直すことができるようとする。

用紙の大きさ

用紙の大きさ

用紙の大きさは、A4判(縦二十九・七センチメートル、横二十一センチメートル)とする。ただし、受理官庁は、他の大きさの用紙による国際出願を許すことができる。もつとも、国際事務局に送付する記録原本及び、管轄国際調査機関が要求するときは、調査用写しは、A4判の大きさとする。

余白

(a) 願書、明細書、請求の範囲及び要約を記載する用紙の余白は、少なくとも次のとおりとする。

一枚目の用紙(願書を除く)の上端
八センチメートル

その他の用紙の上端
二センチメートル

左端
二・五センチメートル

右端
二センチメートル

下端
二センチメートル

(b) (a)に規定する余白については、次の数値を超えないことが望ましい。

一枚目の用紙(願書を除く)の上端
九センチメートル

その他の用紙の上端
四センチメートル

左端
四センチメートル

右端
三センチメートル

下端
三センチメートル

(c) 図面を記載する用紙については、その使用することが出来る面は、縦二十六・二センチ

メートル、横十七センチメートルを超えないものとする。用紙の使用することが出来る面又は使用した面の周囲には、枠を記載してはならない。余白は、少なくとも次のとおりとする。

上端
二・五センチメートル

左端
二・五センチメートル

右端
一・五センチメートル

下端
一センチメートル

(d) (a)から(c)までに定める余白は、A4判の大きさの用紙について適用する。したがつて、受理官庁がA4判以外の大きさの用紙を許す場合においても、A4判の大きさの記録原本及び、要求されたときは、A4判の大きさの調査用写しには、(a)から(c)までに定める余白をとる。

(e) 国際出願の余白は、その提出の際には、完全な空白としておかなければならない。

用紙の番号の付け方

(a) 国際出願のすべての用紙には、アラビア数字により連続番号を付する。

(b) (a)の番号は、用紙の上端(余白を除く)の中央に付する。

行の番号の付け方

(a) 明細書及び請求の範囲の各用紙には、五行目に番号を付することが極めて望ましい。

(b) (a)の番号は、用紙の左側の余白の右に付する。

記載事項の書き方

(a) 願書、明細書、請求の範囲及び要約は、タイプ印書又は印刷による。

(b) 図式記号、化学式、数式及び日本語の特定の漢字に限り、必要なときは、手書きによることができる。

(c) タイプ印書による場合には、行の間隔は、一・五文字の幅とする。

(d) 記載事項は、大文字の大きさが縦〇・二二

センチメートル以上の文字及び暗色の退色性のない色であつて11.2に定める要件を満たすもので記載する。

(c)及び(d)の規定は、タイプ印書による場合の行の間隔及び文字の大きさに関する限り、日本語による記載については、適用しない。

図、式及び表を用いる記載

(a) 願書、明細書、請求の範囲及び要約には、図を記載してはならない。

(b) 明細書、請求の範囲及び要約には、化学式又は数式を記載することができる。

(c) 明細書及び要約には、表を使用することができる。請求の範囲には、表を使用することが望ましい事項についてのみ、表を使用することが出来る。

図面中の語句

(a) 図面には、不可欠な場合における「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「A Bの切断面」等の単語又は語句並びに電気回路、ブロックダイヤグラム及び工程図表の場合における理解のために不可欠な表示のための短い語句を除くほか、文言を記載してはならない。

(b) 用いる語は、翻訳された場合にその語が覆われることとなるように、また、図面中のいずれの線にもかかることなくその翻訳をはり付けることができるように配置する。

訂正等

各用紙においては、合理的な範囲を超えて消してはならず、また、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。例外的な場合には、内容の真正であることに疑いがなく、かつ、良好な複製のための要件が損なわれないことを条件として、第一文の規定に従わないことを認めることができる。

図面に關する特別の要件

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

三〇〇

- (a) 図面は、耐久性のある、黒色又は青色の、十分に濃厚な、均一の太さの、かつ、明瞭な線及び面で着色することなく、作成する。
- (b) 切断面は、平行斜線によつて示す。この場合において、引用符号及び引出し線の明瞭な読取りが妨げられてはならない。
- (c) 図の大きさ及び作図の明瞭性は、三分の二の線縮尺による写真複製をした場合にすべての細部を容易に識別することができるようなものとする。
- (d) 例外的に図面の尺度を示す場合には、尺度は、図式で表示する。
- (e) 図面に記載するすべての数字、文字及び引出し線は、簡潔かつ明瞭なものとする。括弧、円又は引用符は、数字及び文字とともに用いてはならない。
- (f) 図面のすべての線は、通常、製図用具を用いて引く。
- (g) 図の各要素は、異なる比率を使用することが図の明瞭性に不可欠な場合を除くほか、図中の他の要素のそれぞれに対して妥当な比率のものとする。
- (h) 数字及び文字の大きさは、縦〇・三二センチメートル以上とする。図面中の文字は、ローマ字及び、慣習となつてゐる場合には、ギリシャ文字を用いる。
- (i) 図面の同一の用紙には、二以上の図を記載することが出来る。二以上の用紙に描く図が単一の完全な図を構成する場合には、二以上の用紙に描く図は、単一の完全な図を得るやうに合わせたときに各用紙に示されてゐるいずれの図のいずれの部分をも隠すこととならないやうに配置する。
- (j) 個々の図は、不必要な間隔を置くことなく、望ましくは図の上下を正しく、相互に十分に離して一又は二以上の用紙に配置する。
- (k) 個々の図には、用紙の番号とは関係なく、

- アラビア数字により連続番号を付する。
- (1) 明細書に用いない引用符号は図面に、図面に用いない引用符号は明細書に用いない。
- (2) 同一の部分は、引用符号を用いて示す場合には、当該国際出願の全体を通じて同一の符号によつて示す。
- (3) 図面に多数の引用符号を用いる場合には、すべての引用符号及びその対応する部分を掲げる別紙を添付することが極めて望ましい。
- (4) 後に提出する書類
- 第十規則及び11.1から11.13までの規定は、国際出願をした後に提出するすべての書類（例えば、補充後のページ、補正後の請求の範囲）についても適用する。
- 翻訳文
- いづれの指定官庁も、提出された国際出願の翻訳文につき、当該国際出願についてその出願時に定められていた要件以外の要件を要求しない。
- 第十二規則 国際出願の言語
- 国際出願
- 国際出願は、国際事務局と当該国際出願の国際調査の管轄国際調査機関との間に締結される取決めで特定する言語が一つの場合には当該特定する言語で又はその特定する言語が二以上ある場合には当該特定する言語のうちの一つの言語で行う。もつとも、受理官庁は、取決めで特定する言語が二以上ある場合には、当該特定する言語のうち、その言語で国際出願をすべき一の言語又はいずれか一の言語で国際出願をすべき二以上の言語を定めることができる。
- 国際出願に加える変更
- 補正及び補充のような国際出願に加える変更は、当該国際出願の言語と同一の言語で行う（参照）。

- 第十三規則 発明の単一性
- 要件
- 国際出願は、一の発明又は単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明についてののみ行う（発明の単一性の要件）。
- 異なる範疇に属する請求の範囲
- 13.1 の規定は、特に、次のいずれか一方のことを許すものと解する。
- (i) 生産物についての独立請求の範囲に加え、その生産物の製造のために特に適した一の方法についての一の独立請求の範囲を同一の国際出願に包含させること及びその生産物の一の用途についての一の独立請求の範囲を同一の国際出願に包含させること。
- (ii) 方法についての独立請求の範囲に加え、その方法を使用するために特に設計した一の器具又は装置についての一の独立請求の範囲を同一の国際出願に包含させること。
- 同一の範疇に属する請求の範囲
- 13.1 の規定に従うことを条件として、単一の包括的な請求の範囲によつては容易に包摂することができない同一の範疇（生産物、方法、器具又は用途）に属する二以上の独立請求の範囲を同一の国際出願に包含させることが許される。
- 従属請求の範囲
- 13.1 の規定に従うことを条件として、従属請求の範囲の特徴がそれ自体で発明を構成すると認められる場合であつても、独立請求の範囲に記載されている発明の特定の態様について保護を求める相当の数の従属請求の範囲を同一の国際出願に包含させることが許される。
- 実用新案
- 国際出願に基づき実用新案を与えることを求められてゐる指定国は、国際出願の処理がその指定国において開始された後は、13.1から13.4まで

- に規定する事項につき、これらの規定に代えて実用新案に関する国内法令の規定を適用することが出来る。ただし、出願人が、出願を当該国内法令の規定に適合させるため、第二十二条に規定する当該期間の満了の後少なくとも二箇月の期間の猶予を与えられることを条件とする。
- 第十四規則 送付手数料
- 送付手数料
- (a) 受理官庁は、出願人に対し、国際出願の受理、国際出願の国際事務局及び管轄国際調査機関への送付並びに受理官庁の資格において国際出願に關して行うべきその他のすべての任務の遂行に係る手数料（送付手数料）を支払うことを要求することができる。
- (b) 送付手数料の額及び支払期日は、受理官庁が定める。
- 第十五規則 国際手数料
- 基本手数料及び指定手数料
- 各国際出願については、次の手数料から成る国際事務局のための手数料（国際手数料）を支払わなければならない。
- (i) 「基本手数料」
- (ii) 国際出願における指定国ごとの「指定手数料」。ただし、特定の指定国について同一の広域特許が求められてゐる場合には、それらの指定国の全体について一の指定手数料を支払うものとする。
- (iii) 基本手数料の額は、次のとおりとする。
- (i) 国際出願の用紙が三十枚以内の場合には、四十五合衆国ドル又は百九十四スイス・フラン
- (ii) 国際出願の用紙が三十枚を超える場合には、四十五合衆国ドル又は百九十四スイス・フランは、四十五合衆国ドル又は百九十四スイス・フランに三十枚を超える用紙一枚につき一合衆国ドル又は四・三スイス・フランを加えた額

15.3

- (b) 指定手数料の額は、次のとおりとする。
- (i) 第十三条の規定に基づく写しの送付を要請しない指定国又は同一の広域特許が求められている指定国群ごとに、十二合衆国ドル又は五十二スイス・フラン
- (ii) 第十三条の規定に基づく写しの送付を要請する指定国又は同一の広域特許が求められている指定国群ごとに、十四合衆国ドル又は六十スイス・フラン

支払方法

- (a) 国際手数料は、受理官庁が徴収する。
- (b) 国際手数料は、受理官庁が定める通貨で支払う。この場合において、国際手数料は、受理官庁により国際事務局に移転されたときにスイスの通貨に自由に交換することができるものとする。

15.4

支払時期

- (a) 基本手数料は、国際出願の受理の日を支払う。ただし、受理官庁は、その裁量により、受領していないこと又は受領した額が不足していることを出願人に通知することができるものとし、出願人が国際出願日を失うことなく後に基本手数料を支払うことを次の条件に従って許可することができる。
- (i) 国際出願の受理の日から一箇月を経過した後の支払を認めないこと。
- (ii) 割増料金を課さないこと。

15.5

- (a) 出願人がその支払った額を指定手数料に充てるように希望する国を明記している場合には、その額は、出願人が明記した順序に従いその額によつて賄うことができる数の国に充てる。
- (b) 出願人が(a)の希望を明記していない場合に

において、受理官庁の受領した額が基本手数料と一の指定手数料との合計額よりも多いが指定国の数に応じて支払われるべき額よりも少ないときは、基本手数料と一の指定手数料との合計額を超える額は、願書において最初に表示されている国に続く国について願書において指定されている順序に従いその額を充てた場合に指定手数料の全額を受領した額によつて賄うことができる国までの指定手数料として取り扱う。

16.1

調査手数料

- (a) 各国調査機関は、出願人に対し、国際調査の実施並びに条約及びこの規則によつて国際調査機関に与えられたその他のすべての任務の遂行に係る手数料(調査手数料)を支払うことを要求することができる。
- (b) 調査手数料は、受理官庁が徴収する。調査手数料は、受理官庁が定める通貨で支払う。

この場合において、その通貨が国際調査機関の所在する国の通貨と同一でないときは、調査手数料は、受理官庁により国際調査機関に移転されたときにその国の通貨に自由に交換することができるものとする。調査手数料の

15.6

払戻し

- (a) 国際手数料は、第十一条(1)の規定に基づく決定が否定的である場合には、出願人に払い戻す。
- (b) 他のいかなる場合においても、国際手数料は、払い戻さない。

第十六規則 調査手数料

16.2

払戻し

- 調査手数料は、第十一条(1)の規定に基づく決定が否定的である場合には、出願人に払い戻す。
- 部分的な払戻し

16.3

国際出願が先の国際出願に基づく優先権の主張を伴う場合において、先の国際出願について同一の国際調査機関が国際調査を行つていときは、当該国際調査機関は、後の国際出願について支払われた調査手数料を第十六条(3)(b)に規定する取決めで定める範囲において及び条件に従つて払い戻す。ただし、後の国際出願についての国際調査報告の全部又は一部を先の国際出願について行われた国際調査の結果に基づいて作成することができる場合に限る。

17.1

第十七規則 優先権書類

- (a) 国際出願が第八條の規定により先の国内出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、先の国内出願を受理した当局が認証した先の国内出願の謄本(優先権書類)は、既に国際出願とともに受理官庁に提出されている場合を除くほか、優先日から十六箇月以内には、第二十三条(2)に規定する場合に、処理若しくは審査が請求される時までに、出願人が国際事務局に提出する。
- (b) 出願人が(a)の規定に従わない場合には、指定国は、優先権の主張を無視することができる。
- (c) 国際事務局は、優先権書類を受領した日付を記録し並びに出願人及び指定官庁にその旨を通知する。

17.2

写しの入手の可能性

- (a) 国際事務局は、指定官庁の明示の要請に応じて

17.1

じて、(a)に定める期間の満了の後速やかに優先権書類の写しを当該指定官庁に提供する。指定官庁は、優先権書類の写しを認証されたその翻訳文とともに提出することを要求する場合を除くほか、出願人に対しては優先権書類の写しの提出を要求しない。出願人は、認証された翻訳文を第二十二條に規定する当該期間の満了前に指定官庁に提出することを要求されることはない。

18.1

住所

- (a) 出願人が自ら居住者であると主張する締約国の居住者であるかどうかの問題は、(b)の規定に従うことを条件として、当該締約国の国内法令によるものとし、受理官庁が決定する。
- (b) いかなる場合にも、締約国において現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有することは、当該締約国において住所を有するものとみなす。
- (c) (a)及び(b)の規定は、後の国際出願が先の国際出願に基づく優先権の主張を伴う場合における先の国際出願についても適用する。

第十八規則 出願人

18.2

国籍

- (a) 出願人が自ら国民であると主張する締約国の国民であるかどうかの問題は、(b)の規定に従うことを条件として、当該締約国の国内法令によるものとし、受理官庁が決定する。
- (b) いかなる場合にも、締約国の国内法令に従つて設立された法人は、当該締約国の国民とみなす。

18.3

同一の場合

二人以上の出願人がすべての指定国について出願人となつてい場合において、出願人のうち

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

三〇一一

の少なくとも一人が第九条の規定に基づき国際出願をする資格を有するときは、国際出願をすることが出来る。

18.4

二人以上の出願人が異なる指定国について異なる場合

(a) 国際出願は、異なる指定国について異なる出願人を表示することが出来る。ただし、各指定国について、当該指定国について表示されている出願人のうちの少なくとも一人が第九条の規定に基づき国際出願をする資格を有する場合に限る。

(b) (a)に定める条件が満たされていない指定国については、その指定は、行われなかつたものとみなす。

(c) 国際事務局は、国内出願をする資格を有する者(発明者、発明者の承継人、発明の所有者その他の者)に関する各国の国内法令に関する情報を随時公表するものとし、指定国における国際出願の効果は、その指定国につき出願人として表示されている者がその指定国の国内法令に基づき国内出願をする資格を有する者であるかどうかによつて影響されることとがある旨の警告を当該情報に付記する。

18.5

出願人の名義又は氏名若しくは名称の変更は、出願人又は受理官庁の要請に基づき国際事務局が記録する。国際事務局は、関係国際調査機関及び指定官庁にその旨を通知する。

19.1 第十九規則 管轄受理官庁

出願先

(a) 国際出願は、(b)の規定が適用される場合を除くほか、出願人の選択により、出願人がその居住者若しくは国民である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁に対して行う。

(b) 締約国は、他の締約国又は政府間機関との間で、当該他の締約国の国内官庁又は政府間

機関が自国の国内官庁に代わつて自国の居住者又は国民である出願人のための受理官庁として全部又は一部の目的のために行動することについて合意することが出来る。その合意にかかわらず、当該締約国の国内官庁は、第十五条(5)の規定の適用上、権限のある受理官庁とみなす。

(c) 総会は、第九条(2)の規定に基づいて行つた決定に関連して、その特定した国の居住者又は国民の出願のための受理官庁として行動する国内官庁又は政府間機関を選定する。その選定には、当該国内官庁又は政府間機関の事前の同意を必要とする。

19.2

二人以上の出願人

(a) 二人以上の出願人がある場合において、それらの出願人が共通の代理人を有しないときは、19.1の規定の適用上、4.8という出願人の共通の代表者を出願人とする。

(b) 二人以上の出願人がある場合において、それらの出願人が共通の代理人を有するとき、19.1の規定の適用上、第九条の規定により国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に最初に記載されている者を出願人とする。

19.3

受理官庁の任務を委任した事実の公表

(a) 19.1(b)に規定する合意は、他の締約国の国内官庁若しくは当該他の締約国のために行動する国内官庁又は政府間機関に受理官庁の任務を委任した締約国が国際事務局に速やかに通知する。

(b) 国際事務局は、(a)の通知の受領の後速やかにその通知を公報に掲載する。

20.1

日付及び番号

(a) 受理官庁は、国際出願として提出される書類を受理したときは、受理した各通の願書様式に設けられている欄に実際の受理の日付及び受理した各通の各用紙に国際事務局によつて割り当てられた番号を消えないように付する。

20.2

異なる日における受理

(a) 受理官庁は、国際出願として提出されるものに係るすべての用紙を同一の日に受理しなかつた場合には、国際出願を補充する書類を受理した日を表示することにより願書に記入された日付を訂正するものとし、その訂正は、既に記入されている先の日付を読み取ることが出来るようにして行う。ただし、次のことを条件とする。

(i) 第十一条(2)(a)に規定する補充の求めを出願人に発出していない場合には、最初に用紙を受理した日から三十日以内に当該書類を受理したこと。

(ii) 第十一条(2)(a)に規定する補充の求めを出願人に発出していない場合には、20.6に規定する当該期間内に当該書類を受理したこと。

(iii) 第十四条(2)の場合には、完備していない書類が提出された日から三十日以内に不足の図面を受理したこと。

(iv) 要約の全部若しくは一部を含む用紙がないこと又はその用紙を後に受理したことを理由として、願書に記入された日付を訂正しないこと。

(b) 最初に用紙を受理した日の後に受理した用紙には、受理官庁がその受理の日付を記入する。

20.3

補充された国際出願

第十一条(2)(b)に規定する場合には、受理官庁は、必要な最終の補充を受理した日を表示することにより願書に記入された日付を訂正するものとし、その訂正は、既に記入されている先の

日付を読み取ることが出来るようにして行う。

第十一条(1)の規定に基づく決定

(a) 受理官庁は、国際出願として提出される書類を受理した後速やかにその書類が第十一条(1)に掲げる要件を満たしているかどうかを決定する。

(b) 出願人の氏名若しくは名称が誤つて綴られている場合、そのすべての名が記載されていない場合又は法人にあつてはその名称の記載が略称で若しくは不完全に行われている場合であつても、出願人の氏名又は名称の記載は、出願人の同一性を確認することが出来るように行われているときは、第十一条(1)(c)の規定の適用上、十分なものとす。

20.5

肯定的な決定

(a) 受理官庁は、第十一条(1)の規定に基づく決定が肯定的である場合には、願書様式に設けられている欄に自己の名称及び「PCT International Application」又は「Demande internationale PCT」の語句の押印をする。受理官庁の公用語が英語又はフランス語のいずれでもない場合には「International Application」又は「Demande internationale」の語に受理官庁の公用語へのこれらの語の訳語を付することが出来る。

(b) 願書用紙に(a)の押印をした一通を、国際出願の記録原本とする。

(c) 受理官庁は、出願人に国際出願番号及び国際出願日を速やかに通知する。

補充の求め

(a) 第十一条(2)に規定する補充の求めには、第十一条(1)に掲げる要件であつて受理官庁が満たされていないと認めるものを明記する。

(b) 受理官庁は、事情に応じ補充書を提出するための相当の期間を指定して、出願人に補充の求めを速やかに郵便で発送する。指定する期間は、その求めの日から十日以上一箇月以

20.7

内とする。受理官庁は、優先権の主張の基礎となる出願の日から一年を経過した後、当該期間が満了する場合に、これにつき出願人の注意を喚起することができる。

否定的な決定

受理官庁は、所定の期間内に補充の求めに対する応答を受領しなかつた場合又は出願人が提出した補充書によつてもなお第十一条(1)に掲げる要件が満たされていない場合には、次の措置をとる。

(i) 出願人に対し、その出願が国際出願として取り扱われないことを理由を示して速やかに通知する。

(ii) 国際事務局に対し、当該書類の番号が国際出願番号として用いられないことを通知する。

(iii) 国際出願として提出されたものを構成する書類及びそれに関連するすべての通信文を193に定めるところによつて保存する。

20.8

(iv) 第二十五条(1)にいう出願人の請求により国際事務局が(ii)の書類の写しを必要とし、かつ、特に要求する場合に、その写しを国際事務局に送付する。

20.5

受理官庁は、第十一条(1)に掲げる要件が書類の受理の時に満たされていたにもかかわらず補充の求めを誤つて発出したことを後に発見し又は出願人の応答に基づいて知つた場合には、20.5に規定するところによつて処理する。

20.9

出願人のための認証謄本

受理官庁は、手数料の支払を条件として、出願時における国際出願及びそれに係る補充書の認証謄本を出願人に対し請求に応じて交付する。

21.1

第二十一規則 写しの作成
受理官庁の責任

(a) 国際出願について一通を提出することが要求されている場合には、受理官庁は、第十二条(1)の規定によつて必要とされる受理官庁用写し及び調査用写しを作成する責任を負う。

(b) 国際出願については、受理官庁は、受理官庁用写しを作成する責任を負う。

(c) 国際出願について11.(b)の規定によつて必要とされる部数よりも少ない部数が提出された場合には、受理官庁は、必要な部数を速やかに作成する責任を負うものとし、当該任務を遂行するための手数料を定め、かつ、その手数料を出願人から徴収する権限を有する。

22.1

手続

第二十二規則 記録原本の送付

(a) 第十一条(1)の規定に基づく決定が肯定的である場合には、国際出願を国際出願として取り扱うことが国の安全に関する規定によつて妨げられない限り、受理官庁は、国際事務局に記録原本を送付する。その送付は、国際出願の受理の後速やかに又は、国の安全を保持するための点検が行われなければならない場合には、必要な手続を経た後できる限り速やかに行う。受理官庁は、いかなる場合にも、優先日から十三箇月を経過する時までに国際事務局に到達するように記録原本を送付する。受理官庁は、その送付を郵便で行う場合には、優先日から十三箇月を経過する時の五日前までに記録原本を送付する。

(b) 出願人は、24.(a)の規定に従ひ、国際事務局の送付する受理の通知を優先日から十三箇月十日を経過する時までに受領していない場合には、受理官庁に対し、記録原本の交付又は、受理官庁が記録原本を国際事務局に送付したと主張するときは、受理官庁用写しの認証謄本と主張するときは、受理官庁用写しの認証謄本の交付を請求する権利を有する。

(c) 出願人は、(b)の規定に基づいて受領した原

22.2

本又は謄本を国際事務局に送付することができ、出願人の送付した謄本の受理前に国際事務局が受理官庁の送付した記録原本を受領している場合を除くほか、出願人の送付した原本又は謄本を記録原本とする。

22.1

他の手続

(a) 22.1の規定にかかわらず、受理官庁は、国際出願の記録原本が、出願人の選択により、受理官庁によつて又は出願人を通じて送付されることを定めることができる。その受理官庁は、そのような規定が存在する旨を国際事務局に通知する。

(b) 出願人は、国際出願とともに提出する書面により、(a)の選択を行う。出願人がこの選択を行わなかつた場合には、受理官庁による送付を選択したものとなる。

(c) 出願人が受理官庁による送付を選択する場合に、手続は、22.1に定める手続と同一とする。

(d) 出願人は、自己を通ずる送付を選択する場合に、受理官庁において記録原本を受領すること又は受理官庁が記録原本を郵便で発送することのいずれを希望するかを(b)の書面に記載する。出願人が受理官庁において記録原本を受領する旨の希望を明記する場合には、受理官庁は、22.(a)の手続を経た後できる限り速やかに、かつ、いかなる場合(その手続のための点検が行われなければならない場合を含む)にも優先日から十三箇月を経過する時の十日前までに、記録原本を出願人に提供することができるようにしておく。国際事務局による記録原本の受理のための期間が満了する時までに、出願人が受理官庁において記録原本を受領しない場合には、受理官庁は、国際事務局にその旨を通知する。出願人が自己に對し受理官庁が記録原本を郵便で発送する旨の希望を明記する場合又は受理官庁において記

22.3

第十二条(3)に規定する期間

22.4

(a) 第十二条(3)に規定する期間は、次のとおりとする。

22.1

(i) 22.1又は22.(c)に定める手続がとられる場合にあっては、優先日から十四箇月

22.2

(ii) 22.(d)に定める手続がとられる場合にあっては、優先日から十三箇月。ただし、22.(e)の規定に基づいて仮の記録原本が提出される場合には、仮の記録原本の提出については優先日から十三箇月、記録原本の提出については優先日から十四箇月

22.3

(b) 第四十八条(1)及び第八十二規則の規定は、記録原本の送付については、適用しない。同条(2)の規定は、なお適用する。

22.4

22.1及び22.2の規定の違反に関する統計

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件 三〇四

22.5

22.1 国際事務局の知る限りにおいて、受理官庁が22.2の規定に従わなかつた事件の数は、毎年一回、公報に掲載する。

22.2 国際出願とともに提出される書類

この第二十二規則の規定の適用上、「記録原本」は、国際出願とともに提出された3.(a)(ii)に規定するすべての書類を含む。3.(a)(ii)に規定する書類であつて国際出願に添付してあるものとして照合欄に表示されているものが実際には記録原本が受理官庁を離れる時までに提出されていない場合には、受理官庁は、照合欄にその旨を注記するものとし、当該表示は、されなかつたものとみなす。

23.1

23.1 手続

第二十三規則 調査用写しの送付

(a) 調査用写しは、遅くとも記録原本が国際事務局又は22.(d)の規定により出願人に送付される日と同じ日に受理官庁が国際調査機関に送付する。

(b) 国際事務局は、記録原本の受理の後十日以内に国際調査機関から当該国際調査機関が調査用写しを受け取つた旨の通知を受領していない場合には、当該国際調査機関に国際出願の写しを速やかに送付する。当該写しを作成する費用は、当該国際調査機関が優先日から十三箇月を経過する時までに調査用写しを受け取つていない旨を誤つて主張した場合を除くほか、受理官庁が国際事務局に償還する。

(c) 国際事務局の知る限りにおいて、受理官庁が23.1(a)の規定に従わなかつた事件の数は、毎年一回、公報に掲載する。

第二十四規則 本の受理

記録原本の受理の日付の記録

国際事務局は、記録原本を受理したときは、受理の日付を願書用紙に記入し、自己の印を国

24.1

24.1 国際事務局の知る限りにおいて、受理官庁が24.2の規定に従わなかつた事件の数は、毎年一回、公報に掲載する。

24.2

24.2 際出願のすべての用紙に押す。

記録原本の受理の通知

(a) 国際事務局は、(b)の規定が適用される場合を除くほか、出願人、受理官庁、国際調査機関及びすべての指定官庁に対し、記録原本の受理の事実及び日付を速やかに通知する。その通知には、国際出願番号、国際出願日、出願人の氏名又は名称及び受理官庁の名称を記載することによつて国際出願を特定し並びに、優先権の主張の基礎となる先の出願がある場合には、その出願の日を表示する。出願人に送付する通知には、この(a)の規定に従つて通知された指定官庁の一覧表も含めるものとし、各指定官庁について第二十二規則(3)に規定する当該期間を表示する。

(b) 国際事務局は、22.3に定める期間の満了の後、に記録原本を受理した場合には、出願人、受理官庁及び国際調査機関にその旨を速やかに通知する。

25.1

25.1 調査用写しの受領の通知

国際調査機関は、国際事務局、出願人及び、国際調査機関が受理官庁と同一でない限り、受理官庁に対し、調査用写しの受領の事実及び日付を速やかに通知する。

第二十五規則 国際調査機関による調査用写しの受領

調査用写しの受領の通知

国際調査機関は、国際事務局、出願人及び、国際調査機関が受理官庁と同一でない限り、受理官庁に対し、調査用写しの受領の事実及び日付を速やかに通知する。

第二十六規則 国際出願の要素の点検及び補充

点検のための期間

(a) 受理官庁は、第十四条(1)(b)に規定する補充の求めを、できる限り速やかに発出する。この場合において、国際出願の受理の時から一箇月以内に行ふことが望ましい。

(b) 受理官庁は、第十四条(1)(a)(ii)又は(1)(b)の欠陥(発明の名称の記載又は要約がないこと)の補充を要求するよう求めを発出したときは、その旨を国際調査機関に通知する。

26.2

26.2 補充のための期間

第十四条(1)(b)に規定する期間は、事情に応じて相当の期間とし、個々の事案につき受理官庁が指定する。指定する期間は、補充の求めの日から一箇月以上とし、通常、その日から二箇月以内とする。

26.3

26.3 第十四条(1)(a)(v)に規定する様式上の要件の点検

第十一規則に定める様式上の要件が、国際公開が適度に均一なものであるために必要な程度にまで満たされているかどうかを点検する。

26.4

26.4 手続

(a) 受理官庁に提出される補充は、その補充によつて書き換えられる用紙の明瞭さ及び直接複製の可能性に悪影響を及ぼすことなく書簡から記録原本に書き換えられることができる性質のものである場合には、受理官庁に於ける書簡において記載することができ。その他の場合には、出願人は、その補充を含む差替え用紙を提出することを要求されるものとし、その差替え用紙を添付する書簡において、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意を喚起する。

(b) 受理官庁は、各差替え用紙に、国際出願番号及び当該用紙を受理した日付を記入し並びに自己の印を押す。受理官庁は、補充を記載した書簡の写し又は、補充が差替え用紙に含まれている場合には、差し替えられる用紙、差替え用紙を添付する書簡、及び差替え用紙の写しを一件書類に保存する。

(c) 受理官庁は、国際事務局に書簡又は差替え用紙を速やかに送付する。国際事務局は、書簡において請求された補充を受理官庁によるその受理の日付とともに記録原本に書き換え又は差替え用紙を記録原本に挿入する。書簡又は差し替えられる用紙は、国際事務局の一件書類に保存する。

26.5

26.5 (d) 受理官庁は、書簡の写し又は差替え用紙の写しを国際調査機関に速やかに送付する。

国際出願の要素の補充

(a) 受理官庁は、出願人が補充を所定の期間内に提出したかどうかを決定する。補充が所定の期間内に提出された場合には、受理官庁は、そのように補充された国際出願は取り下げられたものとみなすべきであるかどうかを決定する。

26.6

26.6 (b) 受理官庁は、補充を含む書類に受理した日付を記入する。

不足図面

(a) 第十四条(2)に規定するところにより国際出願が実際にはその国際出願に含まれていない図面に言及している場合には、受理官庁は、国際出願にその旨を表示する。

(b) 出願人が第十四条(2)に規定する通知を受領する日は、20.(a)(ii)に定める期間にいかなる影響をも及ぼすものではない。

第二十七規則 手数料の不払

手数料

(a) 第十四条(3)(a)の規定の適用上、「第三条(4)(v)にいう所定の手数料」とは、送付手数料(第十四規則)、国際手数料の基本手数料(15.(i))及び調査手数料(第十六規則)をいう。

(b) 第十四条(3)(a)及び(b)の規定の適用上、「第四条(2)にいう所定の手数料」とは、国際手数料の指定手数料(15.(ii))をいう。

第二十八規則 国際事務局又は国際調査機関が認めた欠陥

欠陥についての注意

(a) 国際事務局又は国際調査機関は、国際出願に第十四条(1)(i)、(ii)又は(v)の欠陥が含まれているとの見解を有する場合には、その欠陥について受理官庁の注意を喚起する。

28.1

28.1 (b) 受理官庁は、(a)の見解に同意しない場合を

29.1

除くほか、第十四条(1)(b)及び第二十六規則に定めるところによつて処理する。

第二十九規則 第十四条(1)、(3)又は(4)の規定に従つて取り下げられたとみなされる国際出願又は指定

受理官庁による認定

(a) 第十四条(1)(b)及び 26. (ある種の欠陥の補充がされない場合)、同条(3)(a) 27. (a)に規定する所定の手数料が支払われない場合) 又は同条(4) (第十一条(1)から(3)までに掲げる要件が満たされていなかったと後に認定した場合)の規定に従い、受理官庁が国際出願は取り下げられたものとみなす旨を宣言する場合には、

(i) 受理官庁は、国際事務局に対し、記録原本(既に送附されている場合を除く)及び出願人が提出した補充を送付する。

(ii) 受理官庁は、出願人及び国際事務局にその宣言を速やかに通知するものとし、国際事務局は、関係指定官庁に通知する。

(iii) 受理官庁は、第二十三規則に規定する調査用写しの送付を行わないものとし、調査用写しを既に送付している場合には、国際調査機関にその宣言を通知する。

(iv) 国際事務局は、出願人に記録原本の受理を通知することを要しない。

(b) 受理官庁は、第十四条(3)(b) 27. (b)に規定する所定の指定手数料が支払われない場合)の規定に従い、いずれかの国の指定は取り下げられたものとみなす旨を宣言する場合には、出願人及び国際事務局にその宣言を速やかに通知するものとし、国際事務局は、関係国内官庁に通知する。

29.2

指定官庁による認定

国際出願の効果は、いずれかの指定国において、第二十四条(1)(b)の規定により消滅する場合

又は同条(2)の規定により維持されている場合には、当該指定官庁は、国際事務局にその旨を速やかに通知する。

第二十九規則 第十四条(1)、(3)又は(4)の規定に従つて取り下げられたとみなされる国際出願又は指定

受理官庁による認定

(a) 第十四条(1)(b)及び 26. (ある種の欠陥の補充がされない場合)、同条(3)(a) 27. (a)に規定する所定の手数料が支払われない場合) 又は同条(4) (第十一条(1)から(3)までに掲げる要件が満たされていなかったと後に認定した場合)の規定に従い、受理官庁が国際出願は取り下げられたものとみなす旨を宣言する場合には、

(i) 受理官庁は、国際事務局に対し、記録原本(既に送附されている場合を除く)及び出願人が提出した補充を送付する。

(ii) 受理官庁は、出願人及び国際事務局にその宣言を速やかに通知するものとし、国際事務局は、関係指定官庁に通知する。

(iii) 受理官庁は、第二十三規則に規定する調査用写しの送付を行わないものとし、調査用写しを既に送付している場合には、国際調査機関にその宣言を通知する。

(iv) 国際事務局は、出願人に記録原本の受理を通知することを要しない。

(b) 受理官庁は、第十四条(3)(b) 27. (b)に規定する所定の指定手数料が支払われない場合)の規定に従い、いずれかの国の指定は取り下げられたものとみなす旨を宣言する場合には、出願人及び国際事務局にその宣言を速やかに通知するものとし、国際事務局は、関係国内官庁に通知する。

31.2

写しの作成

第十三条の規定に基づいて請求される写しの作成は、国際事務局の責任とする。

31.1

写しの請求

(a) 第十三条(1)の規定に基づく要請は、当該国内官庁が指定官庁となつていて国際出願の全部、特定の種類の又は個々について行うことができる。国際出願の全部又は特定の種類のについての要請は、前年の十一月三十日まで当該国内官庁から国際事務局に於てた通告により、毎年更新しなければならない。

(b) 第十三条(2)(b)の規定に基づく要請は、写しの作成及び郵便に係る費用を賄う手数料の支払を条件とする。

30.1

期間

第十四条(4)に規定する期間は、国際出願日から六箇月とする。

第三十一規則 第十三条の規定に基づいて請求される写し

29.4

第十四条(4)に規定する宣言を行う意図の通知

受理官庁は、第十四条(4)に規定する宣言を行う前に、宣言を行う意図及び理由を出願人に通知する。出願人は、受理官庁による暫定的な認定に同意しない場合には、その通知の時から一箇月以内にその旨の抗弁を提出することができる。

29.3

ある種の事実についての受理官庁に対する注意の喚起

国際事務局又は国際調査機関は、第十四条(4)に規定する認定を受理官庁が行うべきであると認める場合には、関係する事実について受理官庁の注意を喚起する。

32.1

取下げ

第三十二規則 国際出願又は指定の取下げ

(a) 出願人は、国内処理又は国内審査が既に開始された指定国に関する場合を除くほか、優先日から二十箇月を経過する前に国際出願を取り下げることができる。出願人は、指定国において処理又は審査が開始される日以前にその指定国の指定を取り下げることができる。

(b) すべての指定国の指定の取下げは、国際出願の取下げとみなす。

(c) 取下げは、国際事務局又は、記録原本が国際事務局にまだ送附されていない場合には、受理官庁に対する出願人からの署名された通告によつて行う。4. (b)の場合には、その通告には、すべての出願人の署名を必要とする。

(d) 記録原本が既に国際事務局に送附されている場合には、取下げの事実及びその通告の受理の日付は、国際事務局が記録するものとし、国際事務局が受理官庁、出願人、その取下げによつて影響を受ける指定官庁及び、国際出願の取下げである場合において国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言がまだ作成され又は行われていないときは、国際調査機関に速やかに通知する。

第三十三規則 国際調査における関連のある先行技術

33.1

(a) 第十五条(2)の規定の適用上、関連のある先行技術とは、世界のいずれかの場所において書面による開示(図面その他の図解を含む)によつて公衆が利用することができるようにされておき、かつ、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの及び進歩性を有するもの(自明のものではないもの)と認められるかどうかを決定するに当たつて役立ち得るすべてのものをいう。ただし、公衆が利

用することができるようにされたことが当該国際出願日前に生じていることを条件とする。

(b) 書面による開示を公衆が利用することができるようにされたことが国際出願日の後に生じている場合には、国際調査報告は、書面による開示が口頭による開示、使用、展示その他の手段であつて書面による開示の内容を公衆が利用することができるようにしたもの(言及し、かつ、公衆が利用することができるようにされたことが国際出願日前の日に生じていた場合には、その事実及びその事実の生じた日付を個々に指摘する。

(c) いずれかの公表された出願又は、いずれかの特許は、その公表の日が調査の対象となつていて国際出願の国際出願日の後であるがその出願の日(該当する場合)は、その主張する優先日)が当該国際出願日前に公表された場合においては、当該国際出願日前に公表されたものとして第十五条(2)の規定の適用上、関連のある先行技術を構成したであらうとされるものであるときは、国際調査報告において特別に指摘する。

33.2

(a) 国際調査は、当該発明に関連する技術を包含する可能性があるすべての技術分野につき及びその可能性があるすべての調査用資料に基づいて行う。

(b) したがつて、当該発明を分類することができ、技術分野に属する技術についてのみでなく、類似の技術(いずれの分野に分類されるかを問わない。)についても調査する。

(c) 当該発明において、当該技術を類似の技術とすべきかの問題については、当該国際出願に明示的に記載されている特定の機能のみならず、当該発明の必然的かつ本質的な機能又は用途であると思われるものに照らして考

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

三〇六

慮する。

(d) 国際調査は、国際出願に記載されている発明がその細部において異なっている場合であっても、請求の範囲に記載されている発明の対象とその発明の全部又は一部の特徴について均等であると一般に認められているすべての事項を包含するものとする。

33.3

国際調査の方向付け

(a) 国際調査は、明細書及び図面に妥当な考慮を払つた上で、特に請求の範囲に含まれる発明概念に重点を置いて、請求の範囲に基づいて行う。

(b) 国際調査は、可能かつ合理的である限り、請求の範囲に含まれる事項の全体又は補正後の請求の範囲に含まれるであろうと合理的に予測される事項の全体について行う。

第三十四規則 最小限資料

34.1

定義

(a) 第二(ii)及び(ii)の定義は、この第三十四規則については、適用しない。

(b) 第十五条(ii)に規定する資料(「最小限資料」)は、次のものから成る。

(i) (e)に掲げる「国内特許文獻」

(ii) 公表された国際(PCT)出願、特許及び発明者証の公表された広域出願並びに公表された広域特許及び広域発明者証

(iii) 公表された非特許文獻のうち国際調査機関が合意するものであつて最初の合意の際に及び変更の都度国際事務局によつて一覽表において公表されるもの

(c) 「国内特許文獻」は、(d)及び(e)の規定に従うことを条件として、次のものとする。

(i) アメリカ合衆国、スイス(ドイツ語及びフランス語のものに限る)、ソヴィエト連邦、旧ドイツ特許庁、日本国、フランス及び連合王国によつて千九百二十年以後に発行された特許

(ii) ドイツ連邦共和国によつて発行された特許

(iii) (i)及び(ii)に掲げる国において千九百二十一年以後に公表された特許出願

(iv) ソヴィエト連邦によつて発行された発明者証

(v) フランスによつて発行された実用証及び公表された実用証の出願

(vi) 千九百二十年後に他の国によつて発行された特許及び他の国において公表された特許出願のうち英語、ドイツ語又はフランス語のものであつて優先権の主張を伴わないもの。ただし、当該他の国の国内官庁がこれらの文獻を抽出して各国国際調査機関が自由に利用することができるようになる場合に限る。

(d) 出願が再度公表される場合(例えば、出願公開報(Offenlegungsschrift)及び出願公告公報(Auslegungsschrift)の場合)又は三度以上公表される場合には、国際調査機関は、その資料にそれらのすべての種類を保持する義務を負わない。したがつて、各国国際調査機関は、二種類以上を保持しないことができる。更に、出願が認められて特許又は実用証(フランス)が発行される場合には、国際調査機関は、その資料に出願及び特許又は実用証(フランス)の双方を保持する義務を負わない。したがつて、各国国際調査機関は、出願又は特許若しくは実用証(フランス)のいずれか一方に限つて保持することができる。

(e) 国際調査機関の公用語が日本語又はロシア語でない場合には、当該国際調査機関は、その資料に日本語又はソヴィエト連邦の特許文獻であつて英語の要約が一般に利用することができないものを含めないことができる。英語の要約がこの規則の効力発生の日の後に一般に利用することができるようになつた場合には、その要約が一般に利用すること

35.1

一 国際調査機関による管轄

各受理官庁は、第十六条(iii)に規定する関係取決めに従い、国際出願についての国際調査を管轄する国際調査機関を国際事務局に通知するものとし、国際事務局は、その通知を速やかに公表する。

35.2

二 以上の国際調査機関による管轄

(a) 受理官庁は、第十六条(iii)に規定する関係取決めに従い、次のいずれかの方法により二以上の国際調査機関を特定することができる。

(i) 当該受理官庁にされたいずれの国際出願についても特定するすべての国際調査機関によつて管轄されることを宣言し、かつ、その選択を出願人にゆだねること。

(ii) 当該受理官庁にされた特定の種類の国際出願については一又は二以上の国際調査機関によつて管轄されることを宣言し、かつ、当該受理官庁にされた他の種類の国際出願については一又は二以上の他の国際調査機関によつて管轄されることを宣言すること。ただし、二以上の国際調査機関によつて管轄されることを宣言した種類の国際出願については、その選択を出願人にゆだねることを条件とする。

(b) (a)の規定に基づく権能を行使する受理官庁は、国際事務局に速やかに通知するものと

し、国際事務局は、その通知を速やかに公表する。

第三十六規則 国際調査機関の最小限の要件

最小限の要件の定義

第十六条(iii)に規定する最小限の要件は、次のとおりとする。

(i) 国内官庁又は政府間機関は、調査を行うために十分な技術的資格を備えた常勤の従業者を百人以上有していなければならない。

(ii) 国内官庁又は政府間機関は、少なくとも、調査の目的のために適正に整備された第三十四規則に定める最小限資料を所有していなければならない。

(iii) 国内官庁又は政府間機関は、所要の技術分野を調査することができる職員であつて少なくとも第三十四規則に定める最小限資料が作成され又は翻訳された言語を理解する語学力を有するものを有していなければならない。

第三十七規則 発明の名称の欠落又は欠陥

発明の名称の欠落

国際出願に発明の名称の記載がない場合において、受理官庁が出願人に対し当該欠陥の補充をすることを求めた旨を国際調査機関に通知したときは、国際調査機関は、その国際出願は取り下げられたものとみなす旨の通知を受領しない限り、国際調査を続行する。

発明の名称の決定

国際出願に発明の名称の記載がない場合において出願人に対し発明の名称の補充をすることを求めた旨の受理官庁からの通知を国際調査機関が受領していないとき又は発明の名称が3の規定に従っていないとき又は国際調査機関が認めた場合には、国際調査機関は、自ら発明の名称を決定する。

38.1

第三十八規則 要約の欠落

国際出願に要約が含まれていない場合において、受理官庁が出願人に対し当該欠陥の補充をすることを求めた旨を国際調査機関に通知したときは、国際調査機関は、その国際出願は取り下げられたものとみなす旨の通知を受領しない限り、国際調査を続行する。

38.2

要約の作成

(a) 国際出願に要約が含まれていない場合において出願人に対し要約の補充をすることを求めた旨の受理官庁からの通知を国際調査機関が受領していないときは、要約が第八規則の規定に従っていないと国際調査機関が認めた場合には、国際調査機関は、自ら（当該国際出願の国際公開に用いられる言語で）要約を作成するものとし、要約が第八規則の規定に従っていないと認められた場合には、自ら作成した要約について一箇月以内に意見を述べるよう出願人に求める。

(b) 要約の最終的内容は、国際調査機関が決定する。

39.1

定義

国際調査機関は、国際出願の対象の全部又は一部が次のいずれかである場合には、当該国際出願の全部又は一部について調査をすることを要しない。

- (i) 科学及び数学の理論
- (ii) 植物及び動物の品種又は植物及び動物の生産の本質的に生物学的な方法。ただし、微生物学的方法及び微生物学的方法による生産物については、この限りでない。
- (iii) 事業活動、純粋に精神的な行為の遂行又は遊戯に関する計画、法則又は方法
- (iv) 手術又は治療による人体又は動物の体の処

40.1

置方法及び人体又は動物の体の診断方法

(v) 情報の単なる提示

(vi) コンピューター・プログラムのうち国際調査機関が当該プログラムについて先行技術調査する態勢にある範囲外のもの

第四十規則 発明の単一性の欠如（国際調査）

支払の求め

第十七条(3)(a)に規定する追加手数料の支払の求めには、国際出願が発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由を明記し及び支払うべき額を示す。

40.2

追加手数料

(a) 第十七条(3)(a)の規定に従って調査のために支払うべき追加手数料の額は、管轄国際調査機関が定める。

(b) 第十七条(3)(a)の規定に従って調査のために支払うべき追加手数料は、国際調査機関に直接に支払う。

(c) 出願人は、異議を申し立てて、すなわち、国際出願が発明の単一性の要件を満たしている旨又は要求された追加手数料の額が過大である旨の理由を示した陳述書を添付して、追加手数料を支払うことができる。異議は、国際調査機関内の三人の合議体その他の特別の機関又は権限のある上級機関が審理するものとし、これらの機関は、異議を正当と認める限度において追加手数料の全部又は一部を出願人に払い戻すことを命ずる。異議及び当該異議についての決定の書面は、出願人の請求により、国際調査報告とともに指定官庁に通知する。出願人は、第二十二條の規定に従って要求される国際出願の翻訳文の提出とともにそれらの書面の翻訳文を提出する。

(d) (c)に規定する三人の合議体、特別の機関又は権限のある上級機関には、異議の対象となつた決定をした者を含めない。

40.3

期間

第十七条(3)(a)に規定する期間は、個々の事案につき事情に応じて国際調査機関が指定する。指定する期間は、出願人のあて名が国際調査機関の所在国と同一の国内にあるか又は異なる国内にあるかにより、それぞれその求めの日から十五日以上四十五日以内又は三十日以上四十五日以内とする。

41.1

第四十一規則 国際型調査

結果の利用の義務及び手数料の払戻し

第十五条(5)の規定に従って行われた国際型調査が11に定める形式で願書に表示されている場合には、国際調査機関は、当該国際出願に関する国際調査報告を作成するに当たり、その国際型調査の結果をできる限り利用する。国際調査報告の全部又は一部を国際型調査の結果に基づいて作成することができる場合には、国際調査機関は、第十六条(3)(b)に規定する取決めで定める範囲において及び条件に従って、調査手数料を払い戻す。

42.1

第四十二規則 国際調査のための期間

国際調査のための期間

国際調査機関との間のすべての取決めは、国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言を作成するための一律の期間を定める。この期間は、国際調査機関による調査用写しの受領から三箇月の期間又は優先日から九箇月の期間のうちいずれか遅く満了するものを超えるものであつてはならない。条約の効力発生の時から三年の過渡的期間においては、国際調査機関との間の取決めに定める期間について個別に交渉することができ。ただし、その期間は、第二文に規定する期間のうちいずれか遅く満了するものを二箇月以上超えないものとし、いかなる場合にも、優先日の後十八箇月を経過する時よりも遅く満了するものであつてはならない。

43.1

第四十三規則 国際調査報告

表示

国際調査報告には、国際調査報告を作成した国際調査機関をその国際調査機関の名称を記載することにより、当該国際出願を国際出願番号、出願人の氏名又は名称、受理官庁の名称及び国際出願日を記載することによつて特定する。

43.2

日付

国際調査報告には、日付を記入するものとし、国際調査が実際に完了した日付を表示する。国際調査報告には、また、優先権の主張の基礎となる先の出願の日を表示する。

43.3

分類

(a) 国際調査報告には、少なくとも国際特許分類に従つて、発明の属する分類を表示する。

(b) (a)の分類は、国際調査機関が付与する。

43.4

言語

国際調査報告及び第十七条(2)(a)の宣言は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語で作成する。

43.5

列記

(a) 国際調査報告には、関連のあると認められる文献を列記する。

(b) 列記される文献を特定する方法は、実施細則で定める。

(c) 列記された文献のうち特に関連のあるものについては、特別に表示する。

(d) すべての請求の範囲には関連しない列記された文献は、その関連する請求の範囲との関係において表示する。

(e) 列記された文献の一部の箇所のみが関連し又は特に関連する場合においては、その一部の箇所は、例えば、ページ、段又は行を表示することによつて特定する。

調査を行つた分野

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

三〇八

- (a) 国際調査報告には、調査を行つた分野の分類の記号を表示する。その表示が国際特許分類以外の分類に基づいてされる場合には、国際調査機関は、その使用する分類を公表する。
- (b) 国際調査が第三十四規則に定める最小限資料に含まれない国、期間又は言語に係る特許、発明者証、実用証、実用新案、追加特許、追加発明者証、追加実用証又はこれらの種類の保護を求める公表された出願について行われた場合には、国際調査報告は、実行可能なときは、当該国際調査を行つた文献の種類、国、期間及び言語を表示する。第二条(四)の規定は、この(b)の規定については、適用しない。
- 43.7 発明の単一性に関する注釈
出願人が国際調査のための追加手数料を支払つた場合には、国際調査報告には、その旨を表示する。更に、国際調査が主発明(第十七条(3)(a))のみについて行われた場合には、国際調査報告には、国際出願について調査を行つた部分及び調査を行わなかつた部分を表示する。
- 43.8 署名
国際調査報告には、国際調査機関の権限のある職員が署名をする。
- 43.9 他の事項の記載の禁止
国際調査報告には、33.1(b)及び(c)、43.1から43.8まで並びに44.2(a)及び(b)に定める事項並びに第十七条(2)(b)の表示以外のいかなるものも記載してはならない。特に、見解の表明、理由、論証又は説明を記載してはならない。
- 43.10 様式
国際調査報告の様式上の要件は、実施細則で定める。
- 44.1 第四十四規則 国際調査報告の送付等
報告又は宣言の写し
- (a) 国際調査機関は、国際調査報告又は第十七条(2)(b)の宣言を国際事務局及び出願人に各一通同一の日に送付する。
- (b) 発明の名称及び要約
- (a) (b)及び(c)の規定に従うことを条件として、国際調査報告には、国際調査機関が出願人の提出した発明の名称若しくは要約を承認する旨を表示し又は第三十七規則若しくは第三十八規則の規定に従つて国際調査機関が作成した発明の名称若しくは要約の本文を添付する。
- (b) 国際調査が完了した時に要約に関する国際調査機関の案文について出願人が意見を述べることができる期間が満了していない場合には、国際調査報告には、要約に関する限り未確定である旨を表示する。
- (c) 国際調査機関は、(b)の期間が満了した後速やかに、その承認し又は作成した要約を国際事務局及び出願人に通知する。
- 44.3 列記された文献の写し
(a) 第二十条(3)の請求は、当該国際調査報告に係る国際出願の国際出願日から七年の期間いつても行うことができる。
- (b) 国際調査機関は、(a)の請求を行つた当事者(出願人又は指定官庁)に対し、写しの作成及び郵便に係る費用を支払うことを要求することができる。写しの作成に係る費用は、当該国際調査機関と国際事務局との間に締結される第十六条(3)(b)に規定する取決めで定める。
- (c) 直接に指定官庁に写しを送付することを希望しない国際調査機関は、国際事務局に写しを送付するものとし、国際事務局は、(a)及び(b)の定めるところにより手続をとる。
- (d) 国際調査機関は、自己に対して責任を負う他の機関を通じて(a)から(c)までに定める任務を遂行することができる。
- 44.2 (a) 国際調査報告及び第十七条(2)(a)の宣言は、英語で作成されていない場合には、英語に翻訳する。
- 45.1 第四十五規則 国際調査報告の翻訳
言語
第四十六規則 国際事務局に提出する請求の範囲の補正書
期間
第十九条に規定する期間は、国際調査機関による国際事務局及び出願人への国際調査報告の送付の日から二箇月又は、その送付が優先日から十四箇月を経過する前に行われた場合には、その送付の日から三箇月とする。
- 46.2 補正書の日付
補正書の受理の日付は、国際事務局が記録するものとし、国際事務局が発行する刊行物又は写しに表示する。
- 46.3 補正書の言語
国際出願が国際事務局による国際公開に用いられる言語以外の言語でされた場合には、第十九条の規定に基づく補正は、国際出願がされた言語及びその国際公開に用いられる言語の双方でする。
- 46.4 説明書
(a) 第十九条(1)に規定する説明書は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語で作成するものとし、英語の場合又は英語に翻訳した場合に五百語を超えてはならない。
- (b) (a)の説明書には、国際調査報告に関する意見又は国際調査報告に列記された文献との関連性に関する意見を記載してはならない。もつとも、請求の範囲についての特定の補正が当該列記された文献との関連性を避けるためのものであることを示す場合に限り、国際調査報告に列記された文献に言及することができる。
- 46.5 補正書の形式
(a) 出願人は、第十九条の規定に基づく補正のため、最初に提出した用紙と異なる請求の範囲のすべての用紙について差替え用紙を提出しなければならない。差替え用紙を添付する書簡においては、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違について注意喚起することとなる場合には、当該補正は、書簡によつて通知する。
- (b) 国際事務局は、各差替え用紙に、国際出願番号及び当該用紙を受理した日付を記入し並びに自己の印を押す。国際事務局は、差し替えられる用紙、差替え用紙を添付する書簡及び(a)の末文という書簡を一件書類に保存する。
- (c) 国際事務局は、差替え用紙を記録原本に挿入するものとし、(a)の末文の場合には、当該削除の旨を記録原本に表示する。
- 47.1 第四十七規則 指定官庁への送達
手続
(a) 第二十条に規定する送達は、国際事務局が行う。
- (b) (a)の送達は、補正書若しくは出願人が国際事務局への補正書の提出を行う意思を有しない旨の宣言を国際事務局が出願人より受理した後又は、いかなる場合にも、46.1に定める期間が満了したときは、速やかに行う。国際調査機関が第十七条(2)(a)の規定に基づき国際調査報告を作成しない旨を宣言した場合には、第二十条に規定する送達は、当該国際出願が取り下げられない限り、国際事務局が国際調査機関よりその宣言を通知された日から一箇月以内に行う。この送達には、第十七条(2)(a)の規定に従つて出願人に送付された通知の日付を表示する。
- (c) 国際事務局は、出願人に対し、送達が行わ

れた指定官庁及びその送達の日付を記載した通知を送付する。この通知は、送達と同じ日に送付する。

(d) 各指定官庁は、要求したときは、45.1に定める翻訳による国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言をも受領する。

(e) 指定官庁が第二十条に規定する義務を免除した場合、免除しなかつたとしたならばその指定官庁に送付されたであろう文書の写しは、その指定官庁又は出願人の請求により、(c)に規定する通知の送付の時に出願人に送付される。

47.2 (a) 送達に必要な写しは、国際事務局が作成する。

(b) (a)の写しの用紙は、A4判の大きさとする。

47.3 言語

第二十条の規定に従って送達される国際出願の言語は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語とする。ただし、その言語が当該国際出願がされた言語以外の言語である場合には、指定官庁の要請に応じ、これらのいずれか又は双方の言語とする。

第四十八規則 国際公開

48.1 形式

(a) 国際出願は、パンフレットの形式で国際公開を行う。

(b) パンフレットの形式及び複製の方法に関する細目は、実施細則で定める。

48.2 内容

(a) パンフレットは、次のものを含むものとする。

- (i) 規格による表紙
- (ii) 明細書
- (iii) 請求の範囲
- (iv) 図面(該当する場合)

(v) 国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言(48.1の規定が適用される場合を除く。)

(vi) 第十九条(1)の規定に基づいて提出された説明書。ただし、当該説明書が46.4の規定に従っていないと国際事務局が認めた場合を除く。表紙には、(c)の規定に従うことを条件として、次のものを掲載する。

(i) 願書から抽出する事項その他の実施細則で定める事項

(ii) 国際出願が図面を含む場合には一又は二以上の図

(iii) 要約。要約が英語及び他の言語の双方で作成されている場合には、英文を最初に掲載する。

(c) 第十七条(2)(a)の宣言が行われた場合には、表紙には、目立つようにその事実について言及するものとし、図面及び要約のいずれも掲載することを要しない。

(d) (ii)に掲げる図は、8.2に定めるところによつて選択する。その図は、縮小された形態で表紙に掲載することができ、

(e) (b)に掲げる要約の全体を表紙に掲載することができない場合には、その要約は、表紙の裏面に掲載する。48.(c)の規定に従つて公開される必要がある場合における要約の翻訳文についても、同様とする。

(f) 請求の範囲について第十九条の規定に基づく補正がされた場合には、国際公開には、出願時における請求の範囲の全文及び補正後の請求の範囲の全文又は出願時における請求の範囲の全文及び補正を明記する記載を含める。同条(1)に規定する説明書も、その説明書が46.4の規定に従っていないと国際事務局が認める場合を除くほか、国際公開に含める。また、請求の範囲についての補正書の国際事務局による受理の日付を表示する。

(g) 国際公開を行うべき時に国際調査報告をまだ利用することができない場合(例えば、第二十一条(2)(b)及び第六十四条(3)(c)(i)の規定による出願人の請求に基づく国際公開の場合)には、パンフレットには、国際調査報告に代えて、国際調査報告を利用することができなかった旨、及び国際調査報告を含むパンフレットの再発行が行われる旨又は国際調査報告が(利用することができるようになったときに)別個に公開される旨を掲載する。

(h) 国際公開を行うべき時に第十九条の規定に基づいて請求の範囲について補正をするための期間が満了していない場合には、パンフレットには、その事実について言及するものとし、同条の規定に基づいて請求の範囲について補正がされた場合に補正の後速やかにパンフレット(補正後の請求の範囲を含む)の再発行が行われる旨又はすべての補正を示す説明書が公開される旨を掲載する。そのような説明書の公開による場合には、少なくとも表紙及び請求の範囲は、再発行するものとし、同条(1)に規定する説明書が提出されたときは、その説明書が46.4の規定に従っていないと国際事務局が認める場合を除くほか、その説明書も、公開する。

(i) 実施細則は、(g)及び(h)に規定するいずれかの方法が適用される場合を決定する。その決定は、当該補正の量及び複雑さの度合い又は当該国際出願の量並びに要する費用に基づいて行う。

48.3 言語

(a) 国際出願は、英語、ドイツ語、日本語、フランス語又はロシア語でされた場合には、国際出願がされた言語で国際公開を行う。

(b) 国際出願は、英語、ドイツ語、日本語、フランス語又はロシア語以外の言語でされた場合には、英語による翻訳文で国際公開を行う。翻訳文は、国際調査機関の責任において作成されるものとし、国際調査機関は、所定の日までに第二十条に規定する送達が行われることができるよう又は、国際公開がその送達よりも早い日に行われるべき場合には、所定の日までに国際公開が行われることができるように翻訳文を準備する義務を負う。国際調査機関は、16.(a)の規定にかかわらず、出願人に対し翻訳に係る手数料を課することができ、国際調査機関は、出願人に対し翻訳の案文について意見を述べる機会を与える。国際調査機関は、事情に応じて、意見を述べるための相当の期間を定める。翻訳文が送達される前に出願人の意見を考慮する時間がない場合又は正確な翻訳について出願人と国際調査機関との間に見解の相違がある場合には、出願人は、国際事務局及び翻訳文が送達された各指定官庁に対し、自己の意見又はなお相違する意見を送付することができる。国際事務局は、国際調査機関の翻訳文とともに又はその翻訳文の国際公開の後に、送付された意見の要旨を公開する。

48.4

(a) 出願人が第二十一条(2)(b)及び第六十四条(3)(c)(i)の規定に基づいて国際公開を請求した場合において、国際出願とともに国際公開を行うために国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言をまだ利用することができないときは、国際事務局は、実施細則で定める額の特別の国際公開のための手数料を徴収する。

(b) 第二十一条(2)(b)及び第六十四条(3)(c)(i)の規定に基づく国際公開は、出願人が国際公開を請求した後及び、(a)の規定に従つて特別の手

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件 三二〇

48.5

数料が支払われる場合には、その手数料の受領の後速やかに国際事務局が行う。
国内の公表の通知
国際事務局による国際出願の国際公開が第六十四条(3)(ii)の規定に従って行われるものである場合には、当該国内官庁は、同条(3)(ii)に規定する国内の公表を行った後速やかにその国内の公表の事実を国際事務局に通知する。
特定の事実の公示

48.6

29.1 (a) (ii)に規定する通知が当該国際出願の国際公開を取りやめることができる時よりも遅い時に国際事務局に到達した場合には、国際事務局は、速やかにその通知の要旨を公報に掲載する。

(b) 29.2又は51.4に規定する通知の要旨は、公報に掲載するものとし、その通知がパンフレットの発行のための準備が完了する前に国際事務局に到達した場合には、パンフレットにも掲載する。
(c) 国際出願がその国際公開の後に取り下げられた場合には、その事実、公報に掲載する。

49.1

通知
第二十二條の規定に基づき翻訳文の提出若しくは国内手数料の支払又はその双方を要求する締約国は、次の事項を国際事務局に通知する。

49.1

(a) 当該締約国が翻訳を要求する言語及びその翻訳文の言語
(ii) 国内手数料の額
(iii) 国際事務局は、(a)の規定に従って受領した通知を速やかに公報に掲載する。
(c) 締約国は、(a)の要求を後に変更する場合に

49.1

通知
第二十二條の規定に基づき翻訳文の提出若しくは国内手数料の支払又はその双方を要求する締約国は、次の事項を国際事務局に通知する。

49.1

(a) 当該締約国が翻訳を要求する言語及びその翻訳文の言語
(ii) 国内手数料の額
(iii) 国際事務局は、(a)の規定に従って受領した通知を速やかに公報に掲載する。
(c) 締約国は、(a)の要求を後に変更する場合に

49.1

(c) 締約国は、(a)の要求を後に変更する場合に

49.2

言語
翻訳文の言語として要求することができる言語は、指定官庁の公用語でなければならない。公用語が二以上ある場合において、国際出願がそれらの公用語のうちの一言語で作成されているときは、翻訳を要求することができない。公用語が二以上ある場合において、翻訳文を提出しなければならないときは、出願人は、それらの公用語のうちのいずれか一言語を選択することができる。この49.2の規定にかかわらず、公用語が二以上ある場合において、国内法令が外国人に対してはそれらの公用語のうちの一言語を用いることを定めているときは、その言語による翻訳文を要求することができる。

49.3

第十九條の規定に基づく説明書
第二十二條及びこの第四十九規則の規定の適用上、第十九條(1)の規定に基づいて提出する説明書は、国際出願の一部とみなす。

49.3

第十九條の規定に基づく説明書
第二十二條及びこの第四十九規則の規定の適用上、第十九條(1)の規定に基づいて提出する説明書は、国際出願の一部とみなす。

49.3

第十九條の規定に基づく説明書
第二十二條及びこの第四十九規則の規定の適用上、第十九條(1)の規定に基づいて提出する説明書は、国際出願の一部とみなす。

49.3

第十九條の規定に基づく説明書
第二十二條及びこの第四十九規則の規定の適用上、第十九條(1)の規定に基づいて提出する説明書は、国際出願の一部とみなす。

49.3

第十九條の規定に基づく説明書
第二十二條及びこの第四十九規則の規定の適用上、第十九條(1)の規定に基づいて提出する説明書は、国際出願の一部とみなす。

起算して三箇月を経過した後にされる国際出願について効力を有する。
(d) 先に定めた期間の延長に関する通知は、国際事務局がその通知を公報に掲載した時から、その掲載の際現に係属しており又はその掲載の日の後にされる国際出願について効力を有する。ただし、通知を行う締約国が一層遅い日を定める場合には、その日から効力を有する。

51.1

第五十一規則 指定官庁による検査
写しの送付を請求するための期間
第二十五條(1)(c)に規定する期間は、20.7、24.2又は29.1(a)若しくは(b)の規定による出願人に対する通知の日から起算して二箇月とする。

51.2

出願人は、第二十一條(1)の規定に基づく否定的な決定を受領した後に、国際出願として提出されたものの一件書類の写しを指定官庁のうちに特定したものに送付するよう第二十五條(1)の規定に基づき国際事務局に対して請求する場合に、その請求に20.7(1)の通知の写しを添付する。

51.3

国内手数料の支払及び翻訳文の提出のための期間
第二十五條(2)(a)に規定する期間は、51.1に定める期間と同時に満了するものとする。

51.4

権限のある指定官庁は、第二十五條(1)の拒否、宣言又は認定が正当でないと同条(2)の規定に従って決定した場合、国際事務局に対し、同条(2)にいう過失の結果が生じなかつたものとして国際出願を取り扱う旨を速やかに通知する。

51.4

権限のある指定官庁は、第二十五條(1)の拒否、宣言又は認定が正当でないと同条(2)の規定に従って決定した場合、国際事務局に対し、同条(2)にいう過失の結果が生じなかつたものとして国際出願を取り扱う旨を速やかに通知する。

51.4

権限のある指定官庁は、第二十五條(1)の拒否、宣言又は認定が正当でないと同条(2)の規定に従って決定した場合、国際事務局に対し、同条(2)にいう過失の結果が生じなかつたものとして国際出願を取り扱う旨を速やかに通知する。

52.1

期間
(a) 特別の請求なしに処理又は審査が開始される指定国においては、出願人は、希望するときは、第二十二條の規定に基づく要件を満たした時から一箇月以内に、第二十八條の規定に基づく権利を行使する。ただし、47.1の送達に第二十二條に規定する当該期間の満了する時までに行われなかつた場合には、当該期間の末日の後四箇月以内に行使する。もつとも、いずれの場合においても、指定国の国内法令が認めるときは、その他の時に行使することができる。

52.1

期間
(a) 特別の請求なしに処理又は審査が開始される指定国においては、出願人は、希望するときは、第二十二條の規定に基づく要件を満たした時から一箇月以内に、第二十八條の規定に基づく権利を行使する。ただし、47.1の送達に第二十二條に規定する当該期間の満了する時までに行われなかつた場合には、当該期間の末日の後四箇月以内に行使する。もつとも、いずれの場合においても、指定国の国内法令が認めるときは、その他の時に行使することができる。

52.1

期間
(a) 特別の請求なしに処理又は審査が開始される指定国においては、出願人は、希望するときは、第二十二條の規定に基づく要件を満たした時から一箇月以内に、第二十八條の規定に基づく権利を行使する。ただし、47.1の送達に第二十二條に規定する当該期間の満了する時までに行われなかつた場合には、当該期間の末日の後四箇月以内に行使する。もつとも、いずれの場合においても、指定国の国内法令が認めるときは、その他の時に行使することができる。

52.1

期間
(a) 特別の請求なしに処理又は審査が開始される指定国においては、出願人は、希望するときは、第二十二條の規定に基づく要件を満たした時から一箇月以内に、第二十八條の規定に基づく権利を行使する。ただし、47.1の送達に第二十二條に規定する当該期間の満了する時までに行われなかつた場合には、当該期間の末日の後四箇月以内に行使する。もつとも、いずれの場合においても、指定国の国内法令が認めるときは、その他の時に行使することができる。

52.1

期間
(a) 特別の請求なしに処理又は審査が開始される指定国においては、出願人は、希望するときは、第二十二條の規定に基づく要件を満たした時から一箇月以内に、第二十八條の規定に基づく権利を行使する。ただし、47.1の送達に第二十二條に規定する当該期間の満了する時までに行われなかつた場合には、当該期間の末日の後四箇月以内に行使する。もつとも、いずれの場合においても、指定国の国内法令が認めるときは、その他の時に行使することができる。

52.1

期間
(a) 特別の請求なしに処理又は審査が開始される指定国においては、出願人は、希望するときは、第二十二條の規定に基づく要件を満たした時から一箇月以内に、第二十八條の規定に基づく権利を行使する。ただし、47.1の送達に第二十二條に規定する当該期間の満了する時までに行われなかつた場合には、当該期間の末日の後四箇月以内に行使する。もつとも、いずれの場合においても、指定国の国内法令が認めるときは、その他の時に行使することができる。

52.1

期間
(a) 特別の請求なしに処理又は審査が開始される指定国においては、出願人は、希望するときは、第二十二條の規定に基づく要件を満たした時から一箇月以内に、第二十八條の規定に基づく権利を行使する。ただし、47.1の送達に第二十二條に規定する当該期間の満了する時までに行われなかつた場合には、当該期間の末日の後四箇月以内に行使する。もつとも、いずれの場合においても、指定国の国内法令が認めるときは、その他の時に行使することができる。

52.1

期間
(a) 特別の請求なしに処理又は審査が開始される指定国においては、出願人は、希望するときは、第二十二條の規定に基づく要件を満たした時から一箇月以内に、第二十八條の規定に基づく権利を行使する。ただし、47.1の送達に第二十二條に規定する当該期間の満了する時までに行われなかつた場合には、当該期間の末日の後四箇月以内に行使する。もつとも、いずれの場合においても、指定国の国内法令が認めるときは、その他の時に行使することができる。

53.8 署名 国際予備審査の請求書には、出願人が署名をする。 第五十四規則 国際予備審査の請求をする資格を有する出願人	53.7 国の選択 国際予備審査の請求書には、指定国の中から第二章の規定に拘束される少なくとも一の締約国を選択国として表示する。	53.6 国際出願の特定 国際出願は、当該国際出願がされた受理官庁の名称、出願人の氏名又は名称及びあて名、発明の名称並びに、出願人が国際出願日及び国際出願番号を知っている場合には、国際出願日及び国際出願番号によって特定する。	53.5 代理人 代理人が指定されている場合には、4.4、4.7及び16の規定を適用するものとし、4.8の規定を準用する。	53.4 出願人 出願人に関する表示については、4.4及び4.16の規定を適用するものとし、4.5の規定を準用する。	53.3 (b) 国際予備審査の請求書には、署名をする。申立て 申立ては、次の趣旨によるものとし、次の文言とすることが望ましい。 特許協力条約第三十一条の規定に基づく請求 署名者は、次の国際出願が特許協力条約に従って国際予備審査の対象とされることを請求する。
(b) (a)に定める条件が満たされていない選択国については、その選択は、行われなかったものとみなす。	(ii) 第三十一条(2)(b)の規定に基づき国際予備審査の請求をする資格を有する者。ただし、総会の決定に従って当該国際出願をした場合に限り。	(i) 第二章の規定に拘束される締約国の居住者又は国民。ただし、第三十一条(2)(a)の規定に従って当該国際出願をした場合に限り。	54.3 二人以上の出願人が異なる選択国について異なる場合 (a) 異なる選択国について異なる出願人を表示することができる。ただし、各選択国について、当該選択国について表示されている出願人のうちの少なくとも一人が次の者のいずれかに該当する場合に限る。 (i) 第二章の規定に拘束される締約国の居住者又は国民。ただし、第三十一条(2)(a)の規定に従って当該国際出願をした場合に限り。	(i) 第二章の規定に拘束される締約国の居住者又は国民。ただし、第三十一条(2)(a)の規定に従って当該国際出願をした場合に限り。	54.2 同一の場合 すべての出願人がすべての選択国について出願人となつていない場合において、出願人のうちの少なくとも一人が次の者のいずれかに該当するときは、第三十一条(2)の規定に基づく国際予備審査の請求をすることができる。 (i) 第二章の規定に拘束される締約国の居住者又は国民。ただし、第三十一条(2)(a)の規定に従って当該国際出願をした場合に限り。
第五十六規則 後にする選択	(d) (b)及び(c)の規定に従っていない場合には、国際予備審査機関は、出願人に対し、一箇月以内にそれらの規定に従うことを求める。出願人がその求めに応じないときは、国際予備審査の請求は、行われなかったものとみなし、国際予備審査機関は、出願人及び国際事務局にその旨を通知する。	(c) 翻訳文には、翻訳文が出願人の知識の及ぶ限りにおいて完全かつ正確である旨の陳述を記載する。この陳述には、出願人が署名をする。	(b) 翻訳文は、次の日のいずれか遅い方の日までに提出する。 (i) 46.1に定める期間の末日 (ii) 国際予備審査の請求書の提出の日	55.2 (a) 管轄国際予備審査機関が管轄国際調査機関と同一の国内官庁又は政府機関の一部でない場合において、国際出願が国際事務局と当該国際予備審査の管轄国際予備審査機関との間に締結される取決めで特定する言語以外の言語で書かれているときは、当該管轄国際予備審査機関は、出願人に対し、当該国際出願の翻訳文を提出することを要求することができる。	54.4 出願人の名義又は氏名若しくは名称の変更 出願人の名義又は氏名若しくは名称の変更は、出願人又は受理官庁の要請に基づき国際事務局が記録する。国際事務局は、関係国際予備審査機関及び選択官庁にその旨を通知する。 第五十五規則 言語(国際予備審査) 55.1 国際予備審査の請求書 国際予備審査の請求書は、国際出願の言語又は、2.の規定に基づき翻訳文が要求される場合には、その翻訳文の言語で作成する。
(a) 取扱手数料の額は、十四合衆国ドル又は六十スイス・フランに、国際事務局が第三十六条(2)の規定の適用上作成しなければならない国際予備審査報告の翻訳文の言語の数をその	57.2 額 (a) 取扱手数料の額は、十四合衆国ドル又は六十スイス・フランに、国際事務局が第三十六条(2)の規定の適用上作成しなければならない国際予備審査報告の翻訳文の言語の数をその	57.1 支払の義務 各国国際予備審査の請求については、国際事務局のための手数料(取扱手数料)を支払わなければならない。	56.5 後にする選択の言語 後にする選択は、国際予備審査の請求書の言語で行う。 第五十七規則 取扱手数料	56.4 後にする選択の様式 後にする選択は、出願人に無料で提供される印刷した様式を用いて届け出ることが望ましい。後にする選択は、そのような様式を用いない場合には、次の文言で届け出ることが望ましい。	56.3 国際予備審査の請求の特定 国際予備審査の請求は、その請求書の提出の日及び提出された国際予備審査機関の名称によって特定する。 56.2 国際出願の特定 国際出願は、53.6の規定に従って特定する。 56.1 国際予備審査の請求の後に届け出る選択 国際予備審査の請求書に表示されていない国の選択は、出願人が署名しかつ届け出る書面によつて行うものとし、その書面には、国際出願及び国際予備審査の請求を特定する。

額に乘じて得た額を加えた額とする。

(b) 後にする選択のため国際事務局が第三十六
条(2)の規定の適用上国際予備審査報告の翻訳
文の言語を追加しなければならぬ場合には、
追加の取扱手数料を支払うものとし、そ
の額は、追加の言語ごとに十四合衆国ドル又
は六十スイス・フランとする。

57.3

支払方法及び支払時期

(a) (b)の規定が適用される場合を除くほか、取
扱手数料は、国際予備審査の請求書が提出さ
れた国際予備審査機関が徴収するものとし、
国際予備審査の請求書の提出の時に支払う。

(b) (b)に規定する追加の取扱手数料は、国際
事務局が徴収するものとし、後にする選択の
届出の時に支払う。

(c) 取扱手数料は、国際予備審査の請求書が提
出された国際予備審査機関が定める通貨で支
払う。この場合において、取扱手数料は、国
際予備審査機関により国際事務局に移転され
たときにスイスの通貨に自由に交換すること
ができるものとする。

(d) 追加の取扱手数料は、スイスの通貨で支払
う。

57.4

取扱手数料の不払

(a) 2. (a)並びに3. (a)及び(c)の規定によつて要求
される取扱手数料が支払われない場合には、
国際予備審査機関は、出願人に対し、一箇月
以内に取扱手数料を支払うことを求める。

(b) 出願人が所定の期間内に(a)の求めに応ずる
場合には、国際予備審査の請求書は、国際予
備審査機関が取扱手数料を受領した日に受理
されたものとみなす。ただし、一層遅い日が
60.1 (b)に規定する日に該当する場合には、当該
規定による。

(c) 出願人が所定の期間内に(a)の求めに応じな
い場合には、国際予備審査の請求は、行われ

57.5

なかつたものとみなす。

追加の取扱手数料の不払
(a) 2. (b)並びに3. (b)及び(d)の規定によつて要求
される追加の取扱手数料が支払われない場合
には、国際事務局は、出願人に対し、一箇月
以内に追加の取扱手数料を支払うことを求め
る。

(b) 出願人が所定の期間内に(a)の求めに応ずる
場合には、後にする選択の届出は、国際事務局
が追加の取扱手数料を受領した日に受理され
たものとみなす。ただし、一層遅い日が60.2 (b)
に規定する日に該当する場合には、当該規定
による。

57.6

出願人が所定の期間内に(a)の求めに応じな
い場合には、後にする選択は、行われなかつ
たものとみなす。

(c) 取扱手数料(追加の取扱手数料を含む)は、
いかなる場合においても、払い戻さない。

第五十八規則 予備審査手数料
手数料を要求する権利

(a) 各国国際予備審査機関は、出願人に対し、国際
予備審査の実施並びに条約及びこの規則によ
つて国際予備審査機関に与えられたその他の
すべての任務の遂行に係る手数料(予備審査
手数料)を支払うことを要求することができる。

(b) 予備審査手数料の額及び支払期日は、国際
予備審査機関が定める。ただし、その支払期
日は、取扱手数料の支払期日より早い日であ
つてはならない。

(c) 予備審査手数料は、国際予備審査機関に直
接に支払う。予備審査手数料は、国際予備審
査機関が国内官庁である場合には当該国内官
庁が定める通貨で、国際予備審査機関が政府
間機関である場合には当該政府間機関の所在
する国の通貨又はその国の通貨に自由に交換

59.1

することができ、通貨で支払う。

第三十九規則 管轄国際予備審査機関
第三十一条(2)(a)の規定に基づく国際予備審査
の請求

第三十一条(2)(a)の規定に基づいて行われた国
際予備審査の請求については、第二章の規定に
拘束される各締約国は、第三十二条(2)及び(3)の
関係取決めに従い、自国の国内官庁又は、19.1 (b)
の場合には、自国の国内官庁のために行動する
他の国の国内官庁若しくは政府間機関にされた
国際出願の国際予備審査を管轄する国際予備審
査機関を国際事務局に通知するものとし、国際
事務局は、その通知を速やかに公表する。二以
上の国際予備審査機関が管轄する場合には、35.2
の規定を準用する。

59.2

第三十一条(2)(b)の規定に基づく国際予備審査
の請求

第三十一条(2)(b)の規定に基づいて行われた国
際予備審査の請求については、総会は、いずれ
かの国内官庁にされた国際出願について管轄す
る国際予備審査機関を特定するに当たり、当該
国内官庁が国際予備審査機関である場合には当
該国内官庁を優先させ、当該国内官庁が国際予
備審査機関でない場合には当該国内官庁が推薦
する国際予備審査機関を優先させる。

第六十規則 国際予備審査の請求又は選
択の欠陥

60.1

国際予備審査の請求書の欠陥

(a) 国際予備審査の請求書が第五十三規則及び
第五十五規則に定める要件を満たしていない
場合には、国際予備審査機関は、出願人に対
し、一箇月以内に当該欠陥の補充をすること
を求める。

(b) 出願人が所定の期間内に(a)の求めに応ずる
場合には、国際予備審査の請求書は、国際予
備審査機関が(a)の補充を受領した日又は、こ

60.2

の日よりも遅い日に57.4 (b)の規定に従つて取扱
手数料を受領したときは、その遅い日に受理
されたものとみなす。

(c) 出願人が所定の期間内に(a)の求めに応じな
い場合には、国際予備審査の請求は、行われ
なかつたものとみなす。

(d) 国際事務局は、欠陥を発見した場合に、
その欠陥について国際予備審査機関の注意を
喚起するものとし、国際予備審査機関は、(a)
から(c)までに定めるところによつて処理す
る。

60.3

出願人が指定国でない国又は第二章の規定に
拘束されない国を選択した場合には、その選択
は、行われなかつたものとみなし、国際事務局
は、出願人にその旨を通知する。

61.1

国際事務局、出願人及び国際予備審査機関へ
の通知

(a) 国際予備審査機関は、国際予備審査の請求
書の二通の双方に受理の日又は、該当する場

60.3

認められない選択

出願人が指定国でない国又は第二章の規定に
拘束されない国を選択した場合には、その選択
は、行われなかつたものとみなし、国際事務局
は、出願人にその旨を通知する。

61.1

国際事務局、出願人及び国際予備審査機関へ
の通知

(a) 国際予備審査機関は、国際予備審査の請求
書の二通の双方に受理の日又は、該当する場

(ii) 当該国際予備審査の対象である国際出願

関係のみでなく、個々の文献又はその抜粋の結

第三十三条(3)の規定の適用上、国際予備審査においては、個々の請求の範囲と先行技術全体との関係に考慮を払う。国際予備審査においては、請求の範囲と個々の文献又はその抜粋との関係のみでなく、個々の文献又はその抜粋の結

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

三二四

合が当該技術分野の専門家にとつて自明である場合には、請求の範囲とそのような結合との関係についても考慮を払う。

65.2 基準日

第三十三条(3)の規定の適用上、進歩性(自明のものではないこと)の判断についての基準日は、64.1に定める日とする。

第六十六規則 国際予備審査機関における手続

66.1 国際予備審査の基礎

出願人は、国際予備審査の開始前に、第三十四条(2)(b)の規定に基づいて補正をすることができるとし、国際予備審査は、まず、国際予備審査の開始の時に国際出願に含まれている請求の範囲、明細書及び図面について行う。

66.2 国際予備審査機関の最初の書面による見解

(a) 国際予備審査機関は、次のいずれかの場合には、出願人にその旨を書面で通知する。
(i) 当該国際予備審査機関が、国際出願に第三十四条(4)に規定する欠陥があると認めた場合
(ii) 当該国際予備審査機関が、いずれかの請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの(自明のものではないもの)又は産業上の利用可能性を有するものとは認められないため、当該請求の範囲について国際予備審査報告が否定的となると認めた場合
(iii) 当該国際予備審査機関が、国際出願の形式又は内容に条約又はこの規則に定める欠陥があると認めた場合

(iv) 当該国際予備審査機関が、補正が出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされたものと認めた場合
(v) 当該国際予備審査機関が、請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲が明細書により十分な裏付けをされているか

どうかの問題についての意見を国際予備審査報告に付することを希望した場合
(b) (a)の通知には、国際予備審査機関の見解の根拠を十分に記述する。
(c) (a)の通知においては、答弁書及び、適当な場合には、補正書又は補充書を提出することを出願人に求める。
(d) (a)の通知には、答弁のための期間として、事情に応じて相当の期間を指定する。指定する期間は、通常、通知の日の後二箇月とし、いかなる場合にも、通知の日の後一箇月未満であつてはならない。指定する期間は、通知と同時に国際調査報告が送附される場合には、通知の日の後二箇月以上とし、いかなる場合にも、通知の日の後三箇月を超えてはならない。

66.3 国際予備審査機関に対する正式の答弁

(a) 出願人は、補正若しくは補充をすることにより若しくは、国際予備審査機関の見解に同意しない場合には、抗弁を提出することにより又はその双方を行うことにより、66.(c)に規定する国際予備審査機関の求めに対して答弁をすることができ。
(b) (a)の答弁は、国際予備審査機関に直接に提出する。
(c) 補正又は補充のための追加の機会
(a) 国際予備審査機関は、希望するときは、追加の書面による見解を示すことができるものとす。66.及び66.3の規定は、この場合についても適用する。

66.4 国際予備審査機関は、出願人の請求により、出願人に対し、補正書又は補充書を提出する一又は二以上の追加の機会を与えることができる。

66.5 請求の範囲、明細書又は図面についてのいかなる変更(請求の範囲、明細書中の特定の箇所

及び特定の図面の削除を含むものとし、明白な誤記の訂正を除く)も、補正とする。

66.6 出願人との非公式の連絡

国際予備審査機関は、電話、書面又は面談により、随時、出願人と非公式の連絡をすることができ。国際予備審査機関は、その裁量により、出願人が請求する場合に二回以上の面談を認めるかどうか又は出願人からの書面による非公式の連絡に対して回答するかどうかを決定する。

66.7 優先権書類

(a) 国際予備審査機関が優先権の主張を伴う国際出願についてその主張の基礎となる出願の写しを必要とする場合には、国際事務局は、要請により、速やかにその写しを送付する。もつとも、国際事務局が17.(a)の規定に従つて優先権書類を受理する前に要請された場合には、出願人は、その写しを国際事務局に提出するほか、直接に国際予備審査機関に提出する。

(b) 優先権の主張の基礎となる出願の言語が国際予備審査機関の特定する言語以外の言語である場合には、出願人は、求めに応じ、当該国際予備審査機関の特定する言語のうちの一の言語による翻訳文を提出する。
(c) 出願人が(a)の規定に従つて提出する写し及び(b)の翻訳文は、(a)にいう請求又は(b)にいう求めの日から二箇月を経過する時までに提出するものとし、この期間内に提出されない場合には、国際予備審査報告は、優先権の主張がされなかつたものとして作成する。

66.8 補充書及び補正書の形式

(a) 出願人は、補充又は補正のため、最初に提出した用紙と異なる国際出願のすべての用紙について差替え用紙を提出しなければならぬ。差替え用紙を添付する書簡においては、差し替えられる用紙と差替え用紙との相違に

ついて注意を喚起する。補正により一の用紙の全体が削除されることとなる場合には、当該補正は、書簡によつて通知する。

(b) 国際予備審査機関は、各差替え用紙に、国際出願番号及び当該用紙を受理した日付を記入し並びに自己の印を押す。国際予備審査機関は、差し替えられる用紙、差替え用紙を添付する書簡及び(a)の末文にいう書簡を一件書類に保存する。

第六十七規則 第三十四条(4)(a)(i)に規定する国際出願の対象

67.1 定義

国際予備審査機関は、国際出願の対象の全部又は一部が次のいずれかである場合には、当該国際出願の全部又は一部について国際予備審査を行うことを要しない。
(i) 科学及び数学の理論
(ii) 植物及び動物の品種又は植物及び動物の生産の本質的に生物学的な方法。ただし、微生物学的方法及び微生物学的方法による生産物については、この限りでない。

(iii) 事業活動、純粋に精神的な行為の遂行又は遊戯に関する計画、法則又は方法
(iv) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法
(v) 情報の単なる提示
(vi) コンピューター・プログラムのうち国際予備審査機関が当該プログラムについて国際予備審査を行う態様にある範囲外のもの

第六十八規則 発明の単一性の欠如(国際予備審査)

減縮又は支払を求めない場合
国際予備審査機関は、発明の単一性の要件が満たされていないと認めた場合において、請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを出願人に求めないときは、第三十四条(4)(b)の規定に従うことを条件として、国際出願の全体について国際予備審査報告を作成するものとし、

その報告において自己の見解によれば発明の単一性の要件が満たされていない旨を表示し及び国際出願が発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由を明記する。

68.2

減縮又は支払を求める場合

国際予備審査機関は、発明の単一性の要件が満たされていないと認められた場合において、出願人の選択により請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを出願人に求めるときは、国際予備審査機関の見解によれば該当する要件が満たされることが減縮の少なくとも一つの可能性を明示するものとし、追加手数料の額及び国際出願が発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由を明記する。国際予備審査機関は、同時に、事情を考慮して、その求めに應ずるための期間を指定する。指定する期間は、その求めの日から一箇月以上二箇月以内とする。

68.3

追加手数料

(a) 第三十四条(3)(a)の規定に従って国際予備審査のために支払うべき追加手数料の額は、管轄国際予備審査機関が定める。

(b) 第三十四条(3)(a)の規定に従って国際予備審査のために支払うべき追加手数料は、国際予備審査機関に直接に支払う。

(c) 出願人は、異議を申し立てて、すなわち、国際出願が発明の単一性の要件を満たしている旨又は要求された追加手数料の額が過大である旨の理由を示した陳述書を添付して、追加手数料を支払うことができる。異議は、国際予備審査機関内の三人の合議体その他の特別の機関又は権限のある上級機関が審理するものとし、これらの機関は、異議を正当と認める限度において追加手数料の全部又は一部を出願人に払い戻すことを命ずる。異議及び当該異議についての決定の書面は、出願人の請求により、国際予備審査報告の附属書類と

して選択官庁に通知する。

(d) (c)に規定する三人の合議体、特別の機関又は権限のある上級機関には、異議の対象となつた決定をした者を含めない。

68.4

請求の範囲の不十分な減縮の場合の手続

出願人が請求の範囲を減縮した場合において、発明の単一性の要件が満たされるに至らないときは、国際予備審査機関は、第三十四条(3)(c)の定めるところにより手続をとる。

68.5

主発明

第三十四条(3)(c)の規定の適用上、いずれの発明が主発明であるか疑わしい場合には、請求の範囲に最初に記載されている発明を主発明とみなす。

第六十九規則 国際予備審査のための期間

69.1

国際予備審査のための期間

(a) 国際予備審査機関との間のすべての取決めは、国際予備審査報告を作成するための一律の期間を定める。この期間は、次の期間を超えるものであつてはならない。

(i) 国際予備審査の開始の後六箇月

(ii) 国際予備審査機関が請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを求めた場合(第三十四条(3))には、国際予備審査の開始の後八箇月

(b) 国際予備審査は、国際予備審査機関による次のいずれかの受領の時に開始する。

(i) 第十九条の規定に基づく請求の範囲についての補正の62.2(a)の規定による受領

(ii) 第十九条の規定に基づく補正書が所定の期間内に提出されなかつた旨又は出願人がそのような補正をする意思を有しないことを宣言した旨の国際事務局からの通知の62.2

(b)の規定による受領

(ii) 国際予備審査機関が国際調査報告を所持した後における出願人からの通知であつ

て、国際予備審査が開始されること及び当該通知に明記する請求の範囲について行われることを希望する旨を表明しているものの受領

70.1

定義

この第七十規則の規定の適用上、「報告」とは、国際予備審査報告をいう。

70.2

報告の基礎

(a) 請求の範囲について補正がされた場合には、報告は、補正後の請求の範囲に基づいて作成する。

70.3

報告の作成

(b) (c)の規定に従い優先権の主張がされなかつたものとして報告を作成する場合には、報告には、その旨を表示する。

(c) 国際予備審査機関が、補正が出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされたものと認める場合には、報告は、その補正がされなかつたものとして作成するものとし、報告には、その旨及びその開示の範囲を超えてされた補正と認める理由を表示する。

報告には、報告を作成した国際予備審査機関をその国際予備審査機関の名称を記載することにより、当該国際出願を国際出願番号、出願人

の氏名又は名称、受理官庁の名称及び国際出願日を記載することによつて特定する。

報告には、次の日付を表示する。

(i) 国際予備審査の請求書が提出された日付

(ii) 報告の日付。この日付は、報告を完成した日付とする。

報告には、43.3の規定に従つて付与された分類に国際予備審査機関が同意する場合には、その分類を表示する。

(b) その他の場合には、国際予備審査機関は、少なくとも国際特許分類に従つて、正しいと認める分類を報告に表示する。

第三十五条(2)の記述は、「是若しくは「非」の語、報告の言語におけるこれらの同義語又は実施細則で定める適当な記号から成るものとし、その記述には、該当する場合には、列記、説明及び第三十五条(2)の本文の意見を付する。

(b) 第三十五条(2)に規定する三の基準(新規性、進歩性(自明のものではないこと)及び産業上の利用可能性)のいずれかに適合していない場合には、(a)の記述は、否定的なものとする。この場合において、いずれかの基準に適合しているときは、報告には、その適合している基準を明記する。

第三十五条(2)の列記

(a) 報告には、第三十五条(2)の規定に従つて行われる記述を裏付けるため関連のあると認められる文献を列記する。

第三十五条(2)の記述は、報告についても適用する。

第三十五条(2)の説明

実施細則には、第三十五条(2)の説明を付し又

第三十五条(2)の説明

第三十五条(2)の説明

第三十五条(2)の説明

第三十五条(2)の説明

第三十五条(2)の説明

第三十五条(2)の説明

第三十五条(2)の説明

第三十五条(2)の説明

第三十五条(2)の説明

第三十五条(2)の説明

第三十五条(2)の説明

第三十五条(2)の説明

第三十五条(2)の説明

第三十五条(2)の説明

第三十五条(2)の説明

第三十五条(2)の説明

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

三一六

は付さない場合及びその説明の形式についての指針を含める。この指針は、次の原則に基づくものとする。

(i) いずれかの請求の範囲についての記述が否定的なものである場合には、説明を付する。

(ii) 記述が肯定的なものである場合には、列記された文獻を調査することによりその文獻を列記した理由を容易に推測することができるときを除くほか、説明を付する。

64. 2 書面による開示以外の開示

64. 3 報告において言及する書面に

64. 4 報告において言及する書面に

64. 5 報告において言及する書面に

64. 6 報告において言及する書面に

64. 7 報告において言及する書面に

64. 8 報告において言及する書面に

64. 9 報告において言及する書面に

64. 10 報告において言及する書面に

64. 11 報告において言及する書面に

64. 12 報告において言及する書面に

認める場合には、報告にその旨の見解及びその根拠を記載する。

(ii) 国際出願が66. (a) (v) の意見を要すると認める場合には、報告にその旨の見解を記載することができるとき、この場合においては、報告にその見解の根拠をも記載する。

70. 13 出願人が国際予備審査のための追加手数料を支払った場合又は国際出願若しくは国際予備審査が第三十四条(3)の規定に従つて減縮された場合には、報告には、その旨を表示する。更に、国際予備審査が減縮された請求の範囲(同条(3)(a))につき又は主発明(同条(3)(c))のみについて行われた場合には、報告には、国際出願について国際予備審査の対象となつた部分及び対象とならなかつた部分を表示する。

70. 14 署名

70. 15 報告には、国際予備審査機関の権限のある職員が署名をする。

70. 16 様式

70. 17 報告の様式上の要件は、実施細則で定める。

70. 18 補充書及び補正書の添付

70. 19 国際予備審査機関に対して請求の範囲、明細書若しくは図面について補正がされた場合又は国際出願のいずれかの部分について補充がされた場合には、66. (b) の規定に従ひ番号及び日付が記入され並びに押印がされた各差替え用紙は、報告にその附属書類として添付する。後の差替え用紙によつて差し替えられた差替え用紙は、添付しない。また、補正が書簡によつて通知された場合には、その書簡の写しを報告に添付する。

70. 20 報告及び附属書類の言語

70. 21 (a) 報告は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語で作成する。

70. 22 (b) 報告は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語で作成する。

70. 23 (c) 報告は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語で作成する。

70. 24 (d) 報告は、当該国際出願の国際公開に用いられる言語で作成する。

(b) 附属書類は、当該国際出願がされた言語及び、異なる場合には、当該国際出願の国際公開に用いられる言語で作成する。

71. 1 受取人

71. 2 国際予備審査機関は、国際予備審査報告及び、該当する場合に、附属書類を国際事務局及び出願人に各一通同一の日に送付する。

71. 3 列記された文獻の写し

71. 4 (a) 第三十六条(4)の請求は、当該国際予備審査報告に係る国際出願の国際出願日から七年の期間いつでも行うことができる。

71. 5 (b) 国際予備審査機関は、(a)の請求を行つた当事者(出願人又は選択官庁)に対し、写しの作成及び郵便に係る費用を支払うことを要求することができる。写しの作成に係る費用は、当該国際予備審査機関と国際事務局との間に締結される第三十二条(2)に規定する取決めで定める。

71. 6 (c) 直接に選択官庁に写しを送付することを希望しない国際予備審査機関は、国際事務局に写しを送付するものとし、国際事務局は、(a)及び(b)の定めるところにより手続をとる。

71. 7 (d) 国際予備審査機関は、自己に対して責任を負う他の機関を通じて(a)から(c)までに定める任務を遂行することができる。

71. 8 第七十二規則 国際予備審査報告の翻訳言語

71. 9 (a) 選択国は、自国の国内官庁の公用語以外の言語で作成された国際予備審査報告を英語、スペイン語、ドイツ語、日本語、フランス語又はロシア語に翻訳することを要求することができる。

71. 10 (b) (a)の要求は、国際事務局に通知するものとし、国際事務局は、その要求を速やかに公報に掲載する。

71. 11 出願人のための翻訳文の写し

71. 12 出願人のための翻訳文の写し

71. 13 出願人のための翻訳文の写し

国際事務局は、国際予備審査報告の各翻訳文の写しを、関係選択官庁に当該翻訳文を送達すると同時に出願人に送付する。

72. 3 翻訳に関する意見

72. 4 出願人は、国際予備審査報告の翻訳文中翻訳の誤りであると認めるものについて書面による意見を作成することができるものとし、その書面による意見を各関係選択官庁及び国際事務局に各一通送付する。

72. 5 第七十三規則 国際予備審査報告の送達

72. 6 写しの作成

72. 7 国際事務局は、第三十六条(3)(a)の規定に従つて送達すべき文書の写しを作成する。

72. 8 送達のための期間

72. 9 第三十六条(3)(a)の送達は、できる限り速やかに行う。

72. 10 第七十四規則 国際予備審査報告の附属書類の翻訳文及びその送付

72. 11 期間

72. 12 第三十九条の規定に従つて必要とされる国際出願の翻訳文の提出前又は、その翻訳文の提出が第六十四条(2)(a)(i)の規定によつて規律される場合には、第二十二条の規定に従つて必要とされる国際出願の翻訳文の提出前に提出された70. 16の差替え用紙又は70. 16の末文にいう補正は、翻訳し、第三十九条の提出若しくは、該当する場合には、第二十二条の提出と同時に送付する。もつとも、当該提出前一箇月未満の期間内若しくは当該提出の後に提出された差替え用紙又は補正にあつては、その提出された後一箇月以内に送付する。

72. 13 第七十五規則 国際予備審査の請求又は

72. 14 取下げ

72. 15 (a) 国際予備審査の請求又はすべての選択国の

選取の取下げは、国内処理又は国内審査が既に開始された選取国に関する場合を除くは、優先日から二十五箇月を経過する前に行うことができる。いずれかの選取国の選取の取下げは、当該選取国において処理又は審査が開始される前に行うことができる。

(b) 取下げは、国際事務局に対する出願人からの署名された通告によつて行ふ。4.8(b)の場合には、その通告には、すべての出願人の署名を必要とする。

75.2

選取官庁への通知

(a) 国際予備審査の請求又はすべての選取国の選取が取り下げられた事実は、その取下げの時までは選取国であり、かつ、その時までその選取の通知を受けていたすべての国の国内官庁に国際事務局が速やかに通知する。

(b) いずれかの選取国の選取が取り下げられた事実及びその取下げの受理の日付は、国際事務局が関係選取官庁（選取官庁とされた旨の通知をまだ受けていないものを除く）に速やかに通知する。

75.3

国際予備審査機関への通知

国際予備審査の請求又はすべての選取国の選取が取り下げられた事実は、その取下げの時までに国際予備審査機関が国際予備審査の請求の存在を知らされていた場合には、国際事務局が当該国際予備審査機関に速やかに通知する。

75.4

第三十七條(4)(b)の規定に基づく権能

(a) 第三十七條(4)(b)の規定に基づく権能を行使することを希望する締約国は、国際事務局に書面で通知する。

(b) (a)の通知は、国際事務局が速やかに公報に掲載するものとし、当該公報の発行日の後一箇月を経過した後にされる国際出願について効力を有する。

第七十六規則 第三十九條(1)の規定に基づく翻訳文の言語及び手

76.1 通知 数料の額並びに優先権書類の翻訳文

(a) 第三十九條(1)の規定に基づき翻訳文の提出若しくは国内手数料の支払又はその双方を要求する締約国は、次の事項を国際事務局に通知する。

(i) 当該締約国が翻訳を要求する言語及びその翻訳文の言語

(ii) 国内手数料の額

(b) 国際事務局は、(a)の規定に従つて受領した通知を公報に掲載する。

(c) 締約国は、(a)の要求を後に変更する場合に、その変更を国際事務局に通知するものとし、国際事務局は、その通知を速やかに公報に掲載する。変更は、当該変更前には要求されていなかった言語による翻訳文を要求するものである場合には、通知が公報に掲載された後二箇月を経過した後に行われる国際予備審査の請求についての効力を有する。その他の場合には、変更の効力発生の日は、当該締約国が定める。

76.2

言語

翻訳文の言語として要求することができる言語は、選取官庁の公用語でなければならぬ。公用語が二以上ある場合において、国際出願がそれらの公用語のうちの一つの言語で作成されているときは、翻訳を要求することができない。公用語が二以上ある場合において、翻訳文を提出しなければならないときは、出願人は、それらの公用語のうちのいずれか一つの言語を選取することができる。この76.2の規定にかかわらず、公用語が二以上ある場合において、国内法令が外国人に対してはそれらの公用語のうちの一つの言語を用いることを定めているときは、その言語による翻訳文を要求することができる。

76.3 第十九條の規定に基づく説明書

第三十九條及びこの第七十六規則の規定の適用上、第十九條(1)の規定に基づいて提出する説明書は、国際出願の一部とみなす。

76.4 優先権書類の翻訳文の提出

出願人は、優先権書類の認証された翻訳文を第三十九條に規定する当該期間の満了前に選取官庁に提出することを要求されることはない。

77.1

権能の行使

(a) 第三十九條(1)(a)に定める期間よりも遅い時に満了する期間を認める締約国は、その定められた期間を国際事務局に通知する。

(b) 国際事務局は、(a)の規定に従つて受領した通知を速やかに公報に掲載する。

(c) 先に定めた期間の短縮に関する通知は、国際事務局がその通知を公報に掲載した日から起算して三箇月を経過した後に行われる国際予備審査の請求について効力を有する。

(d) 先に定めた期間の延長に関する通知は、国際事務局がその通知を公報に掲載した時から、その掲載の際現に係属しており又はその掲載の日の後に行われる国際予備審査の請求について効力を有する。ただし、通知を行う締約国が一層遅い日を定める場合には、その日から効力を有する。

78.1

第七十八規則 選取官庁における請求の範囲、明細書及び図面の補正

(a) 選取が優先日から十九箇月を経過する前に行われる場合における期間

(b) 締約国の選取が優先日から十九箇月を経過する前に行われる場合には、出願人は、希望するときは、第三十六條(1)に規定する国際予備審査報告の送付の後第三十九條に規定する

当該期間の満了前に、第四十一條の規定に基づく権利を行使する。ただし、その送付が当該期間の満了する時までになされない場合には、当該期間の末日までに行使する。もつとも、いずれの場合においても、締約国の国内法令が認めるときは、その他の時に行使することができる。

(b) 国内法令が特別の請求によつてのみ審査が開始されることを定めている選取国においては、その国内法令は、締約国の選取が優先日から十九箇月を経過する前に行われる場合に

出願人が第四十一條の規定に基づく権利を行使することができる期間又は時を特別の請求による国内出願の審査の場合における補正書の提出のための国内法令に定める期間又は時と同一とすることを定めることができる。ただし、その期間又は時が第三十九條に規定する当該期間の満了前に満了せず又は到来しないことを条件とする。

78.2

選取が優先日から十九箇月を経過した後に行われる場合における期間

78.3

実用新案

5.及び13.の規定は、選取官庁について準用する。この場合において、選取が優先日から十九箇月を経過する前に行われた場合にあっては、第二十二條に規定する当該期間というときは、第三十九條に規定する当該期間をいうものとする。

79.1

D部 第三章に関する規則 第七十九規則 日付の表示 出願人、国内官庁、受理官庁、国際調査機

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

三一八

関、国際予備審査機関及び国際事務局は、条約及びこの規則の適用上、西暦紀元及びグレゴリー暦によつて日付を表示するものとし、他の紀元又は暦を用いる場合には、西暦紀元及びグレゴリー暦による日付を併記する。

第八十規則 期間の計算

80.1 年をもつて定めた期間
期間を定めるのに年をもつてしている場合には、期間は、当該事象が生じた日の翌日から起算し、該当するその後の年において当該事象が生じた月に相当する月の当該事象が生じた日に相当する日に満了する。ただし、該当する月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

80.2 月をもつて定めた期間

期間を定めるのに月をもつてしている場合には、期間は、当該事象が生じた日の翌日から起算し、該当するその後の月において当該事象が生じた日に相当する日に満了する。ただし、その月に該当する日がないときは、その月の末日に満了する。

80.3 日をもつて定めた期間

期間を定めるのに日をもつてしている場合には、期間は、当該事象が生じた日の翌日から起算し、該当する日数の最終の日に当たる日に満了する。

80.4 現地の日付

(a) 期間の起算日の日付は、当該事象が生じた時の当該地における日付とする。

(b) 期間の末日の日付は、必要な文書が提出され又は必要な手数料が支払われるべき地における日付とする。

80.5 期間の末日が就業日でない日に当たる場合
文書及び手数料が国内官庁又は政府機関に到達すべき期間の末日が、国内官庁若しくは政府機関が公の事務の処理のために公衆に対して開庁していない日又は国内官庁若しくは政府

機関の所在地において通常の郵便物が配達されない日に当たる場合には、その期間は、それらの日のいずれにも該当しない後続の最初の日に満了する。

80.6 文書の日付

国内官庁又は政府機関の文書又は書簡の日付の日から期間が開始する場合には、関係者は、当該文書又は書簡がその日付の日よりも遅い日に郵便で送達されたことを証明することができる。この場合には、期間の計算上、実際に郵便で送達された日を期間の初日とする。

80.7 就業日の終了時

(a) 所定の日に満了する期間は、文書が提出され又は手数料が支払われるべき国内官庁又は政府機関がその日の事務を終了する時に満了する。

(b) (a)の規定にかかわらず、国内官庁又は政府機関は、該当する日の午後十二時まで期間を延長することができる。

(c) 国際事務局は、事務のため午後六時まで開庁しているものとする。

81.1 提案

(a) 締約国又は事務局長は、第四十七条(2)の規定に基づく変更を提案することができる。

(b) 締約国が行う提案は、事務局長に提出する。

81.2 総会における決定

(a) 提案は、総会に対して行われる場合には、その提案が議事日程に掲げられる総会の会期の遅くとも二箇月前までに、事務局長がすべての締約国に送付する。

(b) 総会において提案が討議されている間は、その提案を修正し又はこれに付随する修正を提案することができる。

(c) 提案は、表決の時に出席しているいずれの締約国も反対票を投じなかつた場合には、採

択されたものとする。

81.3 通信による投票

(a) 通信による投票が選択される場合には、提案は、事務局長が締約国に対し書面によつて通知するものとし、その通知は、締約国に対し賛否を書面によつて表明するよう要請する。

(b) (a)の要請には、書面によつて表明される賛否を含む回答が国際事務局に到達すべき期間を指定する。指定する期間は、要請の日から三箇月以上とする。

(c) 回答は、賛成又は反対のいずれかでなければならぬ。修正の提案又は単なる意見は、賛否の表明とはみなさない。

(d) 提案は、いずれの締約国も当該修正に反対しなかつた場合において、締約国の少なくとも二分の一が賛成、中立又は棄権を表明したときは、採択されたものとする。

第八十二規則 郵便業務における異常郵便の遅延又は郵便物の亡失

82.1 (a) 22.3の規定が適用される場合を除くほか、関係者は、期間の末日の五日前までに文書又は書簡を郵便で送付したことの証拠を提出することができる。平路路による郵便物が差し出されてから通常二日以内に名あて地に到達する場合又は航空郵便業務を利用することができない場合を除くほか、その証拠は、文書又は書簡を航空郵便で送付した場合に限って提出することができる。いかなる場合にも、その証拠は、文書又は書簡を郵政当局の書留扱いで送付した場合に限って提出することができる。

(b) (a)の証拠が名あて人である国内官庁又は政府機関にとつて満足するものである場合には、到達の遅延は、許される。また、文書又は書簡が郵送中に亡失した場合に、これに代えて新たな写しを提出することが許され

る。ただし、新たな写しが亡失した文書又は書簡と同一であることを関係者が当該国内官庁又は当該政府機関に対し十分に立証することを条件とする。

(c) (b)の場合において、所定の期間内に郵便で送付したことの証拠及び、文書又は書簡が亡失した場合にあつては、新たな写しは、関係者が遅延又は亡失に気付いた日又は相当の注意を払つた日とならば気付いた日であるう日の後一箇月以内に提出するものとし、いかなる場合にも、当該期間の満了の後六箇月以内に提出する。

82.2 郵便業務の中断

(a) 22.3の規定が適用される場合を除くほか、関係者は、住所若しくは営業所を有する地又は滞在の地において戦争、革命、市民暴動、同盟罷業、天災その他これらに類する事由により期間の末日の十日間のいずれかの日に郵便業務が中断されたことの証拠を提出することができる。

(b) (a)の証拠が名あて人である国内官庁又は政府機関にとつて満足するものである場合には、到達の遅延は、許される。ただし、郵便業務が回復した後五日以内に郵便で送付したことを関係者が当該国内官庁又は当該政府機関に対し十分に立証することを条件とする。この場合については、82.1(c)の規定を準用する。

第八十三規則 国際機関に対し業として権能をとる権能

83.1 権能の証明
国際事務局、管轄国際調査機関及び管轄国際予備審査機関は、第四十九条にいう業として手続をとる権能の証明を提出することを要求することができる。

83.2

通知

(a) 国内官庁又は政府機関は、関係者が自己に対し業として手続をとる権能を有することの主張がなされている場合には、要請により、当該関係者がその権能を有するかどうかを国際事務局、管轄国際調査機関又は管轄国際予備審査機関に通知する。

(b) (a)の通知は、国際事務局、管轄国際調査機関又は管轄国際予備審査機関に対して拘束力を有する。

E部 第五章に関する規則

第八十四規則 代表団の費用

政府が負担する費用

条約により又は条約に基づいて設置される機関に参加する各代表団の費用は、その代表団を任命した政府が負担する。

第八十五規則 総会における定足数の不足

85.1

通信による投票

第五十三条(b)の場合には、国際事務局は、代表を出さなかつた締約国に対し、総会の決定(総会の手続に関するものを除く。)を通知し及びその通知の日から三箇月の期間内に賛否又は棄権を書面によつて表明するよう要請する。その期間の満了の時に、賛否又は棄権を表明した締約国の数が当該会期の定足数の不足を満たすこととなり、かつ、必要とされる多数の賛成がなお存在する場合には、その決定は、効力を生ずる。

86.1

第八十六規則 公報

内容
第五十五条(4)にいう公報には、次のものを掲載する。

(i) 国際公開された各国際出願について、第四十八規則の規定に従つて発行されたパンフレットの表紙に掲載されている事項から抽出されたものであつて実施細則で定めるもの、

その表紙に掲載されている図面(該当する場合)及び要約

(ii) 受理官庁、国際事務局、国際調査機関及び国際予備審査機関に支払うべきすべての手数料の一覧表

(iii) 条約又はこの規則により公表することが必要とされている事項

(iv) 当該官庁を指定官庁又は選択官庁とする国際出願が第二十二条又は第三十九条に定める要件を満たしたかどうかについての情報であつて、当該指定官庁又は当該選択官庁により国際事務局に提出されたもの

(v) 実施細則で定めるその他の有用な情報。ただし、当該情報を知得されるようにすることが条約又はこの規則によつて禁止されていない場合に限り。

86.2

言語

(a) 英語版及びフランス語版の公報を発行するものとし、販売又は補助金によつて発行の費用が賄われる場合には、他の言語版も発行する。

(b) 総会は、(a)に規定する言語以外の言語で公報を発行することを命ずることができる。

86.3

回数

公報は、毎週一回、発行する。

86.4

販売

公報の予約購読料その他の販売価格は、実施細則で定める。

86.5

表題

公報の表題は、それぞれ「Gazette of International Patent Applications」及び「Gazette des Demandes Internationales de brevets」とする。

86.6

その他の細目

公報に関するその他の細目は、実施細則で定めることができる。

第八十七規則 刊行物

87.1

国際調査機関及び国際予備審査機関、国際調査機関又は国際予備審査機関は、すべての公開された国際出願、公報及び国際事務局が条約又はこの規則に関連して発行するその他のすべての一般的な刊行物を各二部無料で受領する権利を有する。

87.2

国内官庁

(a) 国内官庁は、すべての公開された国際出願、公報及び国際事務局が条約又はこの規則に関連して発行するその他のすべての一般的な刊行物を各一部無料で受領する権利を有する。

(b) (a)の刊行物は、特別の要請に応じて送付するものとし、その要請は、各年につき、前年の十一月三十日までに行う。いずれかの刊行物が二以上の言語について入手可能な場合には、希望する言語をその要請に明示する。

第八十八規則 この規則の修正

88.1

全会一致が条件とされる場合

この規則の規定のうち次の規定の修正には、総会において投票する権利を有するいずれの国も提案された修正に対して反対票を投じないことを必要とする。

88.2

(i) (送付手数料)

88.3

(ii) (記録原本の送付の他の手続)

88.4

(iii) (第二十二条(3)に規定する期間)

88.5

(iv) (第三十三規則(国際調査における関連のある先行技術))

88.6

(v) (第六十四規則(国際予備審査における先行技術))

88.7

(vi) (第八十一規則(条約に定める期間の変更))

88.8

(vii) この88.1

過渡的期間において全会一致が条件とされる場合

条約の効力発生の後の最初の五年間は、この規則の規定のうち次の規定の修正には、総会において投票する権利を有するいずれの国も提案された修正に対して反対票を投じないことを必要とする。

(i) 第五規則(明細書)

(ii) 第六規則(請求の範囲)

(iii) この88.2

特定の国による反対のないことが条件とされる場合

88.3

この規則の規定のうち次の規定の修正には、第五十八条(3)(a)(ii)に規定する国であつて総会において投票する権利を有するものいづれもが提案された修正に対して反対票を投じないことを必要とする。

(i) 第三十四規則(最小限資料)

(ii) 第三十九規則(第十七条(2)(a)(i)に規定する国際出願の対象)

(iii) 第六十七規則(第三十四条(4)(a)(i)に規定する国際出願の対象)

(iv) この88.3

88.4

手続

88.1から88.3までに掲げる規定を修正するための提案は、総会において決定される場合には、その提案について決定を行うことが求められている総会の会期の開始の遅くとも二箇月前までにすべての締約国に通知する。

第八十九規則 実施細則

89.1

範囲

(a) 実施細則には、次の事項に関して規定する。

(i) この規則において、実施細則に明示的にゆだねられている事項

(ii) この規則の適用についての細目

(b) 実施細則は、条約、この規則又は国際事務局と国際調査機関若しくは国際予備審査機関

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件

三二〇

との間に締結される取決めの規定に抵触するものであつてはならない。

89.2 作成

(a) 実施細則は、受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関との協議の上、事務局長が作成し及び公示する。

(b) 実施細則は、当該変更提案に直接の利害関係を有する受理官庁、国際調査機関又は国際予備審査機関との協議の上、事務局長が変更することができる。

(c) 総会は、事務局長に対し実施細則を変更することを求めることができるものとし、事務局長は、その求めに従つて手続をとる。

89.3 公表及び効力発生

(a) 実施細則及びその変更は、公報に掲載する。

(b) 各公表には、掲載された規定の効力発生の日を明示する。その日は、異なる規定ごとに異なる日とすることができる。ただし、いかなる規定についても、公報に掲載される前に効力が生ずることを宣言することができない。

F部 二以上の章に関する規則

第九十規則 代理

90.1 定義

90.2 及び 90.3 の規定の適用上、

(i) 「代理人」とは、第四十九条に規定する者のいずれかをいう。

(ii) 「共通の代表者」とは、4.8 に規定する出願人をいう。

90.2 効果

(a) 代理人による又は代理人に対する行為は、

代理人を選任した出願人による又はその出願人に対する行為としての効果を有する。

(b) 共通の代表者若しくはその代理人による又は共通の代表者若しくはその代理人に対する行為は、すべての出願人による又はすべての出願人に対する行為としての効果を有する。

(c) 同一の出願人によつて選任された代理人が二人以上である場合には、それらの代理人のうちいずれかの者による又はそのいずれかの者に対する行為は、その出願人による又はその出願人に対する行為としての効果を有する。

90.3 選任

(d) (a) から (c) までの規定は、受理官庁、国際事務局、国際調査機関及び国際予備審査機関における国際出願の処理について適用する。

(a) 代理人又は 4.8 (a) にいう共通の代表者の選任は、すべての出願人が署名をした願書において代理人又は共通の代表者が指定されていない場合には、署名をした別個の委任状（代理人又は共通の代表者を選任する書面）によつて行う。

(b) 委任状は、受理官庁又は国際事務局に提出することができる。受理官庁及び国際事務局のうち提出された委任状を受理したいずれか一方の者は、他方の者、関係国際調査機関及び関係国際予備審査機関に直ちに通知する。

(c) (a) の規定に従い別個の委任状に署名がされていない場合、必要な別個の委任状がない場合又は選任された者の氏名若しくは名称若しくはあて名の記載が 4. の規定に従っていない場合には、委任状は、当該欠陥の補充がされ

た場合を除くほか、存在しないものとみなす。

90.4 解任

(a) 選任は、選任した者又はその者の承継人が撤回することができる。

(b) 90.3 の規定は、解任のための書面について準用する。

91.1 訂正

第九十一規則 明白な誤記

(a) (b) から (g) までの規定に従うことを条件として、国際出願又は出願人が提出した他の書類中の明白な誤記は、訂正することができる。

(b) 国際出願又は他の書類に明らかに意図したもの以外のものが書かれたことによる誤りは、明白な誤記とする。訂正自体は、訂正として提出されるもの以外をいかなる者も直ちに認識することができない意味において明白なものでなければならない。

(c) 国際出願のいずれかの要素又は用紙の欠落は、例えば複写又は用紙のとり合わせの段階において、明らかに不注意によつて生じたものであつても、訂正することができない。

(d) 訂正は、出願人の請求によつて行うことができる。明白な誤記と認められるものを発見した関係当局は、出願人に対し、(e) から (g) までの規定による訂正のための請求を提出するよう求めることができる。

(e) 訂正は、次の当局による明示の許可がない限り、行うことができない。

(i) 誤記が願書にある場合にあつては、受理官庁

(ii) 誤記が国際出願の願書以外の部分又は国

際調査機関に提出された書類にある場合にあつては、国際調査機関

(iii) 誤記が国際出願の願書以外の部分又は国際予備審査機関に提出された書類にある場合にあつては、国際予備審査機関

(iv) 誤記が国際出願並びにその補正書及び補充書以外の国際事務局に提出された書類にある場合にあつては、国際事務局

(f) 許可の日付は、国際出願の一件書類に記録する。

(g) (e) に規定する訂正の許可は、次のことが行われるまでの間、与えることができる。

(i) 受理官庁及び国際事務局による許可にあつては、第二十条に規定する国際出願の送達

(ii) 国際調査機関による許可にあつては、国際調査報告の作成又は第十七条(2)(a)の宣言

(iii) 国際予備審査機関による許可にあつては、国際予備審査報告の作成

(h) 訂正を許可する関係当局（国際事務局を除く）は、国際事務局に訂正を速やかに通知する。

第九十二規則 通信

92.1

書簡及び署名の必要性

(a) 条約及びこの規則に定める国際的手続において出願人が提出する書類（国際出願の書類を除く。）には、それ自体が書簡の形式のものでない限り、当該書類に係る国際出願を特定する書簡を添付する。その書簡には、出願人が署名をする。

(b) (a) に定める要件が満たされていない場合には、当該書類は、提出されなかつたものとみなす。

92.2

言語

(a) (b)及び(c)の規定が適用される場合を除くは、出願人が国際調査機関又は国際予備審査機関に提出する書簡又は文書は、当該書簡又は文書に係る国際出願の言語と同一の言語で作成する。

(b) 出願人から国際調査機関又は国際予備審査機関に提出する書簡は、当該国際調査機関又は当該国際予備審査機関が許可した場合に限り、国際出願の言語以外の言語で作成することができる。

(c) 国際予備審査機関は、55.2の規定に基づき翻訳文を要求する場合には、出願人から当該国際予備審査機関に提出する書簡が当該翻訳文の言語で作成されることを要求することができる。

(d) 出願人から国際事務局に提出する書簡は、英語又はフランス語で作成する。

(e) 国際事務局から出願人又は国内官庁に提出する書簡又は通知は、英語又はフランス語で作成する。

92.3

国内官庁及び政府間機関による郵送
国内官庁又は政府間機関が発出し又は送付する文書又は書簡であつて、その発出又は送付の日から条約又はこの規則に定める期間が開始することとなるものは、書留扱いとした航空郵便物として送付するものとする。ただし、平道路による郵便物が差し出されてから通常二日以内に名あて地に到達する場合又は航空郵便業務を利用することができない場合には、航空郵便物に代えて平道路による郵便物として送付することができる。

93.1

受理官庁

各受理官庁は、国際出願又は国際出願として提出されたものに関する記録(受理官庁用写しを含む。)を当該国際出願日又は、国際出願日を含め、第九十三規則 記録及び一件書類の保存

認めない場合には、当該受理の日から少なくとも十年間保存する。

93.2 国際事務局

(a) 国際事務局は、国際出願の一件書類(記録原本を含む。)を当該記録原本の受理の日から少なくとも三十年間保存する。

(b) 国際事務局の基本的な記録は、無期限に保存する。

93.3

国際調査機関及び国際予備審査機関
各国国際調査機関及び各国国際予備審査機関は、その受領した各国国際出願の一件書類を当該国際出願日から少なくとも十年間保存する。

93.4

複製物
この第九十三規則の規定の適用上、記録、写し及び一件書類とは、記録、写し及び一件書類の光学的複製物をもいふものとし、複製物の形態(マイクロフィルム等)のいかんを問わない。

第九十四規則 国際事務局及び国際予備審査機関による写しの提供

94.1

提供の義務
国際事務局及び国際予備審査機関は、出願人又は出願人の承諾を得た者の請求に応じ、役務の費用の支払を条件として、当該出願人の国際出願又は国際出願として提出されたものの一件書類中の文書の写しを提供する。

95.1

第九十五規則 翻訳文の入手の可能性
翻訳文の写しの提供
(a) 指定官庁又は選択官庁は、国際事務局の要請により、当該指定官庁又は当該選択官庁に対して出願人が提出した国際出願の翻訳文の写しを国際事務局に提供する。

(b) 国際事務局は、いかなる者に対しても、請求に応じ、かつ、費用の支払を条件として、(a)の規定に従つて受領した翻訳文の写しを提供することができる。

〔安孫子藤吉君登壇 拍手〕

○安孫子藤吉君 ただいま議題となりました特許協力条約につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告をいたします。

従来、同一の発明について複数の国で特許等を取扱しようとする場合には、出願人は各国語で出願書類を作成し、各国ごとに出願手続をとらなければならず、他方、各国の特許庁は、同一の発明であっても、それぞれ独自に調査、審査を行っていたものであります。

かかる状況を改善するため、この条約は、締結国の国民が自国の特許庁に自国語で国際出願することができ、これが受理されれば、出願人の指定する外国においても正規の出願としての効果が与えられることを定めるとともに、その出願に対する国際調査制度等について規定したものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。

昨三十日、質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(安井謙吉) 総員起立と認めます。よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(安井謙吉) 日程第二 沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題に関する特別委員長岡田広君。

審査報告書

沖縄振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十三年三月二十九日
沖縄及び北方問題に関する特別委員長 岡田 広

参議院議長 安井 謙殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法は、沖縄における産業の振興開発に資するため、沖縄振興開発金融公庫に対して、従来の融資機能のほか、新たに民間企業に対する出資機能及び債務保証機能を付与しようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、昭和五十三年度産業投資特別会計に、沖縄振興開発金融公庫に対する出資金一億円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、沖縄振興開発金融公庫の運営については、地元の意向を十分反映させるよう努めること。

二、公庫の融資については、住宅、農林漁業、医療、環境・衛生資金、とくに中小・零細企業向け資金を十分確保するとともに、利用しやすいよう利率及び手続き等について特段の配慮をすること。

なお、資金間流用については十分注意を払うこと。

三、公庫が出資及び債務保証を行うに当たつては、立地条件を踏まえた、伝統工芸を含む地場産業の振興開発及び雇用の拡大など、県民生活

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案 有価証券取引税法の一部を改正する法律案外一件

の向上につながるよう十分配慮すること。
右決議する。

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年三月二日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案

沖繩振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「供給して」を「供給すること等により」に、「行なう金融」を「行なう金融及び民間の投資」に改める。

第十九条第一項各号列記以外の部分中「行なう」を「行」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 沖繩において次に掲げる事業を営む者に対して、主務大臣の認可を受けて、当該事業に係る設備(航空機、船舶及び車両を含む)の取得、改良若しくは補修に伴い必要な長期資金若しくは沖繩の産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。)に必要な長期資金を出資し、又は当該資金に係る債務を保証すること。

イ 農林畜水産物の加工度の高い工業

ロ 鉱業

ハ 産業の振興開発に係る交通運輸業

ニ 産業の振興開発に寄与する事業の用に供する土地の造成事業

ホ イからニまでに掲げるものは、産業

の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するもの

第十九条第一項第二号中「行ない」を「行」に改め、同項第三号中「行なう」を「行」に、「附随」を「付随」に改め、同項第五号及び第七号中「行なう」を「行」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(出資及び債務保証の限度)

第十九条の二 公庫は、前条第一項第一号の二の規定による出資の額の総額と同号の規定による保証に係る債務の現在額との合計額が第四条に規定する資本金の額を超えないこととなる場合には、新たに同号の規定による出資又は債務保証をしてはならない。

第二十二条第二項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 出資の相手方、出資金額の限度、出資の方法、出資により取得した株式の処分等出資に関する業務の方法

一の三 債務の保証に係る資金の使途、相手方、利率、期間、履行方法等債務の保証に関する業務の方法

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正(昭和二十六年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「北海道東北開発公庫の場合」を「北海道東北開発公庫及び沖繩振興開発金融公庫の場合」に改める。

〔岡田広君登壇、拍手〕

○岡田広君 ただいま議題となりました沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案について、沖繩及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

沖繩振興開発金融公庫は、日本開発銀行、国民金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫

などの一銀行六公庫の業務を一元的に行う総合公庫として、沖繩の本土復帰とともに設立され、沖繩における経済の振興と社会の開発のために必要な資金を融通しているものであります。本案は、産業の振興開発をさらに積極的に促進するため、沖繩振興開発金融公庫に対して、従来の融資機能のほかに、新たに民間企業に対する出資機能及び債務保証機能を付与することとし、そのための規定の整備を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、公庫の出資対象と予想される各種のプロジェクト構想、資金間の資金流用の実情、沖繩振興開発計画後期の課題、失業者対策及び水資源の確保対策等について熱心な質疑をなされましたが、その詳細は会議録に譲ることを御了承願います。

質疑を終わり、討論に入りましたが、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しては、公庫の運営に地元の意向を十分反映させること、公庫の融資については特に中小零細企業向け資金を十分確保し、利用し易いよう配慮すること、公庫が出資及び債務保証を行うに当たっては地場産業の振興開発及び雇用の拡大など県民生活の向上につながるよう配慮することという附帯決議を行っております。

以上御報告を終わります。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安井謙君) 給員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第三 有価証券取引税法の一部を改正する法律案

日程第四 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長嶋崎均君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

有価証券取引税法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年三月十日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

有価証券取引税法の一部を改正する法律案

有価証券取引税法(昭和二十八年法律第百二二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「(証券の発行されているものを除く。を)を削り、」を「(名義変更が行われたときを)を」に改め、」を「(名義変更が行われたとき)及び」が「あつたもの」を削る。

第十條中「(万分の十二)を「(万分の十八)」に、「(万分の三十)を「(万分の四十五)」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 改正後の有価証券取引税法の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後の譲渡に係る有価証券取引税について適用し、施行日前の譲渡に係る有価証券取引税については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年三月十六日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条・第十条の二」に、「第十八条の二」を「第十八条」に、「第二十条の五」を「第二十条の四」に、「第二十八条の五」に、「第五節 住宅控除」を「第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第四十条の四―第四十条の六)」に、「第五十二条の五」を「第五十二条の四」に、「第五十七条の六」を「第五十七条の五」に、「第七節の二 景気調整のための課税の特例(第六十六条の四)」を「第七節の三 内国法人のための課税の特例(第六十六条の四・第六十条の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第六十六条の五))」に、「第七節の三 内国法人のための課税の特例(第六十六条の四・第六十条の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例(第六十六条の五))」に、「第六十六条の六―第六十六条の九」に、「第六十六条の五―第六十六条」を「第六十六条の十一―第六十六条の十二」に改める。

第七条中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に、「三年以上」を「五年以上」に改める。

第九条の見出し中「農業協同組合等」を「森林組合」に改め、同条中「法人(清算中の法人を除く。以下に掲げるものを「森林組合清算中のものを除く。以下昭和五十三年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に森林組合合併助成法(昭和三十一年法律第五十六号)第四十条第二項の規定を受けたもの」に改め、各号を削る。第十條第一項中「昭和五十三年」を「昭和五十五年」に改める。

第二章第二節第一款中第十条の次に次の一条

を加える。

(特定機械設備等)を取得した場合の所得税額の特別控除)

第十条の二 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に掲げる減価償却資産(以下この条において「特定機械設備等」という。)を取得し、又は特定機械設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に所得税法の施行地にある当該個人の事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除くものとし、第五号に掲げる個人にあつては同号に掲げる機械及び装置を第十二条の三第一項に規定する事業の用に供した場合に限る。)には、その事業の用に供した日の属する年分(事業を廃止した日の属する年を除く。以下この条において「供用年」という。)の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、その事業の用に供した特定機械設備等(次条から第十三条の二まで、第十六条又は第十六条の二の規定の適用を受けるものを除く。)の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額(以下この条において「投資税額控除限度額」という。)を控除する。この場合において、当該個人の供用年における投資税額控除限度額が、当該個人の当該供用年の事業所得に係る所得税の額として政令で定める金額(次項において「事業所得に係る所得税額」という。))の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 次条第一項の表の第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる個人、それぞれ同表の第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる減価償却資産

二 火災若しくは石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二条第一号に規定する石油等により生ずる災害による人身の被害又は労働災害のうち有害物質等による健康障害の防止に資する機械その他の減価償却資産でその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人、当該機械その他の減価償却資産

三 法令の制定その他これに準ずる行為があつたことに伴い主として一般消費者の日常生活の用に供される製品に係る安全性の基準が定められた場合においてその基準に適合する安全性を確保するため設置される検査用の機械その他の設備のうちその設置を定めるものを事業の用に供する個人、当該機械その他の設備

四 電子計算機のうち情報処理の高度化に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人、当該電子計算機

五 第十二条の三第一項に規定する中小企業者に該当する個人、同項に規定する機械及び装置

2 青色申告書を提出する個人が、その年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該個人のその年における繰越税額控除限度超過額が当該個人のその年分の事業所得に係る所得税額の百分の二十に相当する金額(その年においてその事業の用に供した特定機械設備等につき前項の規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、

その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 前項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該個人のその年の前年以前三年内の各年(供用年からその年の前年まで連続して青色申告書を提出している場合の各年に限る。)における投資税額控除限度額のうち、第一項の規定による控除をしなくてもなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各年において総所得金額に係る所得税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

4 第一項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

5 第二項の規定は、供用年以後の各年分の確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

6 その年分の所得税について第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合における所得税法第二百一十条第一項第三号に掲げる所得税額の計算については、同号中「第三章(税額の計算)」とあるのは、「第三章(税額の計算)及び租税特別措置法第十条の二第一項又は第二項(特定機械設備等)を取得した場合の所得税額の特別控除」とする。

第十一條第一項中「第九号」を「第八号」に改

め、同項の表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号中「エネルギー資源」を「未利用エネルギー」に改め、「促進」の下に「又はエネルギー資源の消費の節減」を加え、「設備」を「減価償却資産」に改め、同号を同表の第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 相互に組み合わせる使用することにより高度な機能を発揮させることがで	当該機械	四分の一
きるものとして新設に開発され又は著しく改良された電子情報処理装置と産業機械とを一組とした機械その他の設備でその製造に多額の費用を要するものうちその設置をすることが緊急に必要となるものとして政令で定めるものを事業の用に供する個人	設備	一

第十一條第一項の表の第八号を削り、同表の第九号を同表の第八号とし、同表の第十号を同表の第九号とする。

第十二條第一項中「三年以内」を「五年以内」に、「三十六」を「六十」に改め、「計算した金額」の下に「当該計算した金額が同項の規定により計算した償却費の額に満たない場合には、当該償却費の額とする。」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、当該公害防止施設につきその事業の用に供した年又はその翌年以後の年のいずれかの年において同項の規定の適用を受けなかつた場合には、当該公害防止施設については、その受けなかつた年の翌年以後の各年における適用はないものとする。

第十二條の二第一項の表の第一号中「六分の一」を「八分の一」に改める。

第十三條第一項中「附属設備」の下に「のうちその年又はその年の前年以前五年内の各年において取得し、又は製作し、若しくは建設したものを」、「四分の一」の下に「(当該機械装置等のうち工場用の建物及びその附属設備については、同項の規定により計算した当該工場用の建物及びその附属設備に係る償却費の額の三分の一)」を加える。

第十三條の二第一項中「第十四條」を「次条」に、「二分の一」を「五分の一」に改め、同項第一号中「同項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる事業」に改め、「以下この号において同じ」と及び「(これらの者のうち、当該中小企業構造改善計画に係る当該承認前に、他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。)であつた者で政令で定めるものを除く。)」を削り、「その附属設備」を「その附属設備(当該個人が、当該中小企業構造改善計画に係る承認前に中小企業近代化促進法第四條第一項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業(以下この号において「適正化事業」という。))について定められた他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。)(又はこれに準ずる者として政令で定めるもの)に該当する場合に、これらの減価償却資産のうち当該中小企業構造改善計画に係る承認の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。)」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該商工組合等が適正化事業について定められた他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けたことのない商工組合等である場合 適正化事業
ロ 当該商工組合等が適正化事業について定められた他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けたことのある商工組合等である場合 適正化事業及び中小企業近代化促進法第四條第一項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業
第十三條の二第二項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、同項第三号中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。
第十四條第二項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改め、「中高層の店舗等併設住宅で政令で定めるものの店舗等(当該店舗等併設住宅の住宅以外の部分として政令で定めるものをいう。又は)」を削り、「特定建築物等」と総称するを「施設建築物」というに、「又は特定建築物等」を「施設建築物」に、「当該特定建築物等」を「当該施設建築物」に改め、同条第三項及び第四項中「特定建築物等」を「施設建築物」に改める。
第十五條第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。
第十八條の二を削る。
第十九條第一項中「百分の九十七・六」を「百分の九十八」に改める。
第二十條第十二項中「次条第二項において同じ」を削る。
第二十條の二を削り、第二十條の三第一項中「あわせ」を「併せ」に、「昭和五十二年」を「昭和五十五年」に改め、「収入金額」の下に「と最近における当該補修の実績とを基礎」を加え、「の百分の二に相当する金額」を削り、同条を第二十條の二とする。

第二十條の四第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条を第二十條の三とする。

第二十條の五第一項中「昭和五十二年」を「昭和五十五年」に改め、同条を第二十條の四とする。

第二十一條第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「百分の五十五」を「百分の三十五」に改める。
第二十五條の二第一項及び第四項中「昭和五十二年分」を「昭和五十八年分」に改める。
第二十八條の二の見出し中「負担金」を「負担金等」に改め、同条第一項中「基金に係る負担金」を「基金に係る負担金又は掛金」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 中小企業共済事業団が行う中小企業倒産防止共済法(昭和五十二年法律第八十四号)の規定による中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための同法第二條第二項に規定する共済契約に係る掛金
第二十八條の三第十一項中「第一條」を「第十條の二」に改める。
第二十八條の四第二項第一号中「(当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、次号に掲げる譲渡に該当するものを除く。)」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「(当該譲渡を(政令で定める法人に対する土地等の譲渡で当該譲渡に、(次号イ)を「第四号イ」に改め、「ものとし、前号に掲げる譲渡に該当するものを除く」を削り、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 土地等の譲渡で第三十三條の四第一項に規定する取用交換等によるもの(当該取用交換等のうち政令で定めるものによる土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等の面積が

千平方メートル以上である場合には、次号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。

第二十八条の四第二項第四号イを次のように改める。

イ 当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であること。

第二十八条の四第二項第四号ハ及び同項第五号イ中「行なわれ」を「行われ」に改め、同項第七号中「その譲渡価格が適正であるもの」を「当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの」に改め、同項に次の一号を加える。

八 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者である個人の行方土地等(住宅の敷地の用に供されているもので政令で定めるものに限る。)の譲渡でその取得後政

令で定める期間内に行われるもののうち土地等の売買の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為に類するものとして政令で定めるもの。

第二章第二節第五款中第二十八条の四の次に次の一条を加える。

(認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付の特例)

第二十八条の五 青色申告書を提出する居住者で円相場高騰関連中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第 号)第四条第一項に規定する認定中小企業者に該当するものの昭和三十二年又は昭和三十三年において生じた純損失の金額(所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。以下この条において同じ。)に係る同法第四十条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

所得税法第百四十条 第一項第一号	その年の前年分	課税山林所得金額	その年の前年分 その年の前年分(以下この条において「還付所得年分」という。)
所得税法第百四十条 第二項	その年の前年分	課税山林所得金額(既に当該還付所得年分の所得税の額に課税された金額がある場合には、当該還付所得年分の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に相当する金額からその適用に係る純損失の金額を控除した金額。次号において同じ。)	その年の前年分(以下この条において「還付所得年分」という。)
所得税法第百四十条 第二項	その年の前年分	課税山林所得金額(既に当該還付所得年分の所得税の額に課税された金額がある場合には、当該還付所得年分の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に相当する金額からその適用に係る純損失の金額を控除した金額。次号において同じ。)	その年の前年分(以下この条において「還付所得年分」という。)
所得税法第百四十条 第二項	その年の前年分	課税山林所得金額(既に当該還付所得年分の所得税の額に課税された金額がある場合には、当該還付所得年分の課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額に相当する金額からその適用に係る純損失の金額を控除した金額。次号において同じ。)	その年の前年分(以下この条において「還付所得年分」という。)

所得税法第百四十条 第三項	前年において	当該還付所得年分の所得税につき
所得税法第百四十条 第四項	その年の前年分	当該還付所得年分以後の各年分
所得税法第百四十条 第五項	前年において	前年(昭和五十二年又は昭和三十三年に限る。)において
所得税法第百四十条 第五項	前年分	前年分

2 前項の規定は、昭和五十二年又は昭和五十三年において死亡した同項の認定中小企業者に該当する居住者の相続人が所得税法第二百一十五条第一項、第三項又は第五項の規定により提出するこれらの規定に規定する申告書(青色申告書に限る。)に記載すべき当該居住者のこれらの年において生じた純損失の金額に係る同法第四十一条の規定の適用について準用する。この場合において、必要な技術的調整は、政令で定める。

3 第一項の認定中小企業者に該当する居住者で第二十五条の二第二項の選択をしたものの昭和三十二年又は昭和三十三年において生じたみなし法人損失額(同条第二項第一号に規定するみなし法人所得額の計算上生じた損失の金額をいう。)がある場合の特例その他第一項(前項において準用する場合を含む。)の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九条第一項及び第二項中「昭和五十三年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に、「経済的利益」を「経済的利益(当該経済的利益が使用人である地位に基づいて通常受ける経済的利益を著しく超える場合として政令で定める場合に該当するときは、その著しく超える経済的利益の部分として政令で定める金額に相当する部分を除く。)」に改め、同条第三項中「政令で定めるもの」を「政令で定める者」に、「昭和五十三年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に、「支払を受けた金額」を「支払を受けた金額(その金額が使用人である地位に基づいてその利子に充てられるため通常支払を受ける金額を著しく超える場合として政令で定める場合に該当するときは、その著しく超える部分の金額として政令で定める金額に相当する金額を除く。)」に改め、同条第四項中「昭和五十三年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改める。

第三十三条の六第二項中「第十一条」を「第十条の二」に改める。

第三十四条第二項第二号中「都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)第八条第一項の下に、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第 号)第八条第一項」を加える。

第三十四条の二第二項第一号中「第五号及び第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第三号中「面積一ヘクタール以上の」及び「五十戸以上の」を削り、「都市計画法第四十二条に規定する都市計画区域内において行われるものうち、当該事業により造成され、又は建設された宅地又は住宅の分譲が公募の方法により行われるもの」を「次に掲げる要件に該当するもの」に改め、「供するために」の下に、「昭和五十三年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで」の間に「昭和三十五年十二月三十一日まで」の間に「当該事業により造成され、又は建設される宅地又は

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 有価証券取引税法の一部を改正する法律案外一件

住宅の分譲を受けることを約して「に、にに限る」を「を」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該事業が都市計画法第四十二条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものであること。

ロ 当該事業が一団の宅地の造成に関する事業である場合には、その一団の土地の面積が一ヘクタール以上のものであること（当該事業により造成される宅地のうちに当該事業の用に供するために土地等が買収取られる者に対し分譲されるもの（以下この号において「優先分譲宅地」という。）がある場合には、その一団の土地の面積のうちに優先分譲宅地の合計面積の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、その一団の土地の面積から優先分譲宅地の合計面積を控除した面積が一ヘクタール以上のものであること。）。

ハ 当該事業が一団の住宅建設に関する事業である場合には、その事業により建設される住宅の戸数が五十戸以上のものであること（当該建設される住宅のうちに当該事業の用に供するために土地等が買収取られる者に対し分譲されるもの（以下この号において「優先分譲住宅」という。）がある場合には、当該建設される住宅の戸数のうちに優先分譲住宅の合計戸数の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、当該建設される住宅の戸数から優先分譲住宅の合計戸数を控除した戸数が五十戸以上のものであること。）。

ニ 当該事業により造成される宅地（優先分譲宅地がある場合には、優先分譲宅地以外のもの）又は当該事業により建設される住宅（優先分譲住宅がある場合には、優先分譲住宅以外のもの）の分譲が公算の方法により行われるものであること。

第三十四条の二第二項第十三号を第十四号

とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四十一条に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が同法第九条第二項の規定により買収取られる場合

第三十五条第一項中「譲渡をし、当該家屋とともに」を「譲渡（当該個人の配偶者その他当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対してするもの及び所得税法第五十八条の規定又は第三十三条から第三十三条の四まで、第三十七条若しくは第三十七条の四の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）若しくは当該家屋とともに」に、「以下次条までにおいて同じ。）をし、」を「以下この条において同じ。）をし、」を「（建物又は堅固な構築物の敷地の用に供されているものを除く。）の譲渡をその災害のあつた日から一年以内にした場合（当該個人の配偶者その他当該個人と政令で定める特別の関係がある者に対して譲渡をした場合及び第三十三条から第三十三条の三までの譲渡をした場合を除く。）を」の譲渡若しくは当該家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたものの譲渡若しくは当該家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたものとともにするその敷地の用に供されている土地若しくは当該土地の上に存する権利の譲渡を、これらの家屋が当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間にした場合に改める。

第三十六条第一項中「譲渡をした」を「譲渡（譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含む。以下この条において同じ。）をした」に改める。

第三十七条第一項の表の第六号の上欄中ロをハとし、イをロとし、同号の上欄にイとして次のように加える。

イ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四十一条に規定する航空機騒音障害防止特別地区

第三十七条の三第二項中「第十一条」を「第十条の二」に改める。

第二章第四節の次に次の一節を加える。

第四節の二 居住者の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

（居住者に係る特定外国子会社等の留保金額の総収入金額算入）
第四十条の四 次に掲げる居住者に係る外国関係会社で、本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して法人のすべての所得又は特定の所得に対して課される税の負担が著しく低い国又は地域としてすべての所得又は特定の所得の区分ごとに政令で定める国又は地域に本店又は主たる事務所を有するもの（以下この節において「特定外国子会社等」という。）が、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものと政令で定める金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその者の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この節において「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その者の雑所得に係る収入金額とみなして当該各事業年度終了の日以後二月を経過した日の属する年分のその者の雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式の総数又は出資金額（以下この条において「発行済株式等」という。）のうちに占める割合が百分の十以上である居住者

二 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式等のうちに占める割合が百分の十以上

である一の同族株主グループに属する居住者（前号に掲げる居住者を除く。）

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式等のうちに居住者（当該居住者と法人税法第二十条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある非居住者を含む。）及び内国法人の有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合が百分の五十を超える場合における当該外国法人をいう。

二 未処分所得の金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前五年内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の株式等 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者又は内国法人及び当該一の居住者又は内国法人と法人税法第二十条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

する使用権を含む。若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合であつて、各事業年度においてその行主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。ただし、当該該当する事業年度において、当該特定外国子会社等がその者に係る他の特定外国子会社等から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額（次条第一項第二号及び第三号に掲げる金額を含む。）のうち当該他の特定外国子会社等の第一項の規定の適用に係る同項に規定する未処分所得の金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額が当該該当する事業年度の総収入金額の百分の五に相当する金額を超える場合には、当該特定外国子会社等の当該該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、この限りでない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業、その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第六十六條の六第一項各号に掲げる内国法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行つてゐる場合として政令で定める場合

二 前号に掲げる事業以外の事業、その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する

る国又は地域（当該国又は地域に係る海域で政令で定めるものを含む。）において行つてゐる場合として政令で定める場合

4 第一項各号に掲げる居住者が同項の規定の適用を受ける場合は、その者は、同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額の計算の基礎とした当該特定外国子会社等の貸借対照表及び損益計算書その他大蔵省令で定める書類を確定申告書に添付しなければならない。

5 第一項各号に掲げる居住者が第三項本文の規定の適用を受ける場合は、その者は、確定申告書に同項本文の規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければならない。

第四十條の五 その年分以前の各年分の所得税について前条第一項の規定の適用を受ける居住者に係る特定外国子会社等につき次の各号に掲げる事実が生じた場合において、当該各号に掲げる金額のうち、その者に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下この条において「課税済配当等の額」という。）が含まれてゐるときは、その課税済配当等の額に相当する金額は、政令で定めるところにより、その者のその事実の生じた日の属する年の特定外国子会社等から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額（所得税法第二十五條の規定により当該特定外国子会社等からの利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額を含む。第一号を除き、以下この節において「配当等の額」という。）に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。

一 利益の配当又は剰余金の分配の額の支払、その支払う利益の配当又は剰余金の分

配の額

二 所得税法第二十五條第一項各号に掲げる金銭その他の資産の交付、その交付をする金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち同項に規定する資本等の金額を超える部分の金額

三 所得税法第二十五條第二項各号に掲げる事実、当該各号に掲げる金額

2 前項に規定する居住者のその年の前年以前三年内の各年において、課税済配当等の額に相当する金額のうち、同項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（この項の規定により前年以前の各年において控除されたものを除く。以下この項において「控除未済配当等の額」という。）がある場合には、当該控除未済配当等の額は、政令で定めるところにより、その者のその年分の特定外国子会社等から受ける配当等の額に係る配当所得の金額又は前条第一項の規定によりその総収入金額に算入されることとなる課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算上控除する。

3 第一項又は前項の規定は、第一項に規定する年分の確定申告書を提出し、又は当該確定申告書及びその翌年分以後前項の規定の適用を受けようとする年分までの各年分の確定申告書を連続して提出している場合であつて、その提出する第一項に規定する年分の確定申告書又は当該各年分の確定申告書に、それぞれ同項又は前項の規定による控除を受ける金額についてその控除に関する記載があり、かつ、当該金額並びに第一項又は前項に規定する特定外国子会社等から受ける配当等の額に係る配当所得の金額及び課税対象留保金額に係る雑所得の金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、第一項又は前項の規定により控除される金額は、当該金額として記載された金額に限るものとする。

4 税務署長は、第一項若しくは第二項の規定による控除を受けようとする年分の確定申告書の提出がなかつた場合又は当該控除をされるべきこととなる金額の全部若しくは一部についての前項の記載若しくは明細書の添付がない確定申告書の提出があつた場合において、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同項の記載をした書類及び同項の明細書の提出があつた場合に限り、同項の記載又は明細書の添付がなかつた金額につき第一項又は第二項の規定を適用することができ

第四十條の六 居住者が第四十條の四第一項各号に掲げる者に該当するかどうか及び外国法人が特定外国子会社等に該当するかどうかの判定に関する事項、居住者がその者に係る特定外国子会社等から受ける配当等の額につき納付する所得税法第九十五條第一項に規定する外国所得税の処理その他前二條の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十一條 第一項中「昭和五十四年十二月三十一日」を「昭和五十五年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による控除を受けることができる居住者が当該控除を受けることができる各年において、同項に規定する家屋の新築工事若しくは取得に要する資金に充てられるために第八條第一項に規定する金融機関その他政令で定める者から借り入れた借入金で、契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法に

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号

有価証券取引税法の一部を改正する法律案外一件

より返済することとされているもの(当該借入金に類する債務で政令で定めるものを含む)。又は政令で定める建設業者に請け負わせた当該家屋の新築工事若しくは政令で定める宅地建物取引業者から取得した当該家屋のその請負代金若しくは取得の対価で、契約により賦払期間が十年以上の割賦払の方法により支払うこととされているものに係る債務の金額を有している場合で、当該債務の金額でこれらの家屋の新築工事の請負代金又は取得の対価に充てられているものに係るその年中における割賦償還金の額又は賦払金の額として政令で定める金額が三十万円を超える年があるときは、その超える年に係る前項の規定による控除をすべき金額は、同項の規定により計算した金額に、当該居住者の当該その年中における割賦償還金の額又は賦払金の額として政令で定める金額から三十万円を控除した金額に五パーセントを乗じて計算した金額(その金額が三万円を超える場合には、三万円)を加算した金額とする。

第四十一条の二第一項中「証明書」の下に「その他大蔵省令で定める書類」を加え、「規定により控除される」を「規定による控除される」に改める。

第四十一条の四第一項及び第四十一条の八第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第四十一条の十三中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「三年以上」を「五年以上」に改める。

第四十二条の三第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、「この条及び」の下に「第六十六条の五並びに」を加える。

第四十三条第一項中「第十二号」を「第八号」に改め、同項の表の第四号を削り、同表の第五号を同表の第四号とし、同表の第六号中「エネ

ギー資源」を「未利用エネルギー」に改め、「促進」の下に「又はエネルギー資源の消費の節減」を加え、「設備」を「減価償却資産」に改め、同号を同表の第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 相互に組み合わせ使用することによりより高度な機能を発揮させることがで	当該機械	四分の一
きるものとして新たに改良された電子情報処理装置と産業機械とを一組とした機械その他の設備でその製造に多額の費用を要するもの	設備	
その設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人		

第四十三条第一項の表の第八号から第十一号までを削り、同表の第十二号を同表の第八号とし、同表の第十三号中「五分の一」を「六分の一」に改め、同号を同表の第九号とし、同表の第十四号を同表の第十号とする。

第四十四条第一項中「三年以内」を「五年以内」に、「第五十二条の三」を「第五十二条の二」に、「三十六」を「六十」に改め、「計算した金額」の下に「(次項において「五年間均等額」という。)」を加え、「控除した金額」を「控除した残額」に改め、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項を第一項に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定を適用する場合において、当該公害防止施設の普通償却限度額が五年間均等額を超えることとなる事業年度があるときは、当該事業年度の普通償却限度額は五年間均等額であるものとして同項の規定を適用する。

8 前二項の規定は、当該公害防止施設につきその事業の用に供した事業年度以後のいずれかの事業年度においてこれらの規定の適用を受けなかつた場合には、当該公害防止施設については、その受けなかつた事業年度後の事業年度における適用はないものとする。

第四十五条第一項中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項」に改め、同項の表の第一号中「六分の一」を「八分の一」に改める。

第四十五条の二第一項中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項」に改める。

第四十五条の三第一項中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項」に、「第五十二条の三」を「第五十二条の二」に、「二分の一」を「五分の二」に改め、同項第一号中「同項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる事業」に改め、以下この号において同じ。及び(これらの者のうち、当該中小企業構造改善計画に係る当該承認前に、他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。)であつた者で政令で定めるものを除く。))を削り、「その附属設備」を「その附属設備(当該法人が、当該中小企業構造改善計画に係る承認前に中小企業近代化促進法第四十四条第一項に規定する生産又は経営の規模又は方式の適正化に関する事業(以下この号において「適正化事業」という。))について定められた他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員(当該商工組合等が二以上の商工組合等を会員とする法人である場合には、当該法人を直接又は間接に構成する会員の構成員とする。))又はこれに準ずる者として政令で定めるものに該当する場合に、これらの減価償却資産のうち当該中小企業構造改善計画に係る承認の日以後に取得し、又は製作し、若しくは建設したものに限る。))に改め、同号に次のように加える。

イ 当該商工組合等が適正化事業について定められた他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けたことのない商工組合等である場合、適正化事業

ロ 当該商工組合等が適正化事業について定められた他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けたことのある商工組合等である場合、適正化事業及び中小企業近代化促進法第四十四条第一項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業

第四十五条の三第二号中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改め、同項第三号中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第四十六条第一項中「附属設備」の下に「のうち当該事業年度又は当該事業年度開始の日前五年以上以内に開始した各事業年度において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの」を加え、「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項」に、「第五十二条の三」を「第五十二条の二」に改め、「四分の一」の下に「(工場用の建物及びその附属設備については、三分の一)」を加える。

第四十七条第一項中「第五十二条の三」を「第五十二条の二」に改め、同条第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、「中高層の店舗等併設住宅で政令で定めるものの店舗等(当該店舗等併設住宅の住宅以外の部分として政令で定めるものをいう。))又は「を削り、「特定建築物等」と総称するを「施設建築物」というに、「又は特定建築物等」を「又は施設建築物」に、「当該特定建築物等」を「当該施設建築物」に、「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項」に、「第五十二条の三」を「第五十二条の二」に改める。

くは建設したものに限る。))に改め、同号に次のように加える。
イ 当該商工組合等が適正化事業について定められた他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けたことのない商工組合等である場合、適正化事業
ロ 当該商工組合等が適正化事業について定められた他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けたことのある商工組合等である場合、適正化事業及び中小企業近代化促進法第四十四条第一項に規定する新商品又は新技術の開発に関する事業

第四十八条第一項中「第五十二条の三」を「第五十二条の二」に改め、同項の表中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第四十九條第一項中「第五十二條の四第一項」を「第五十二條の第三第一項」に改め、同條第二項中「第五十二條の三」を「第五十二條の二」に改める。

第五十条第一項及び第五十一条第二項中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項」に改める。

第五十一条の第二項中「第五十二条の三」を「第五十二条の二」に改め、同条第二項中「第五十二条の四第一項」を「第五十二条の三第一項」に改める。

第五十二条の二を削り、第五十二条の三を第五十二条の二とし、第五十二条の四を第五十二条の三とし、第五十二条の五を第五十二条の四とする。

第五十三條第一項中「百分の九十七・六」を「百分の九十八」に、「証券取引所において」を「証券取引所に」に、「百分の九十九・二」を「百分の九十九・五」に改め、同條第二項後段を次のように改める。

この場合において、同項第一号ロの有価証券のうち、株式についてはこれを上場株式とその他の株式とに区分し、株式以外の有価証券についてはこれを証券取引所に上場されているものとその他の有価証券とに区分して計算することができるものとし、同項第二号の有価証券のうち上場株式以外の有価証券については、これを株式とその他の有価証券とに区分し、更に当該その他の有価証券については、これを証券取引所に上場されているものとのその他の有価証券とに区分して計算することができるものとする。

第五十五条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「第三

項第八号ハ」を「第三項第九号ハ」に改め、同項の表の第一号中「第三号から第六号まで」を「第四号から第七号まで」に、「百分の三十」を「百分の十五」に改め、同表の第二号中「第四号又は第六号」を「第五号又は第七号」に、「百分の三十」を「百分の十五」に改め、同表の第六号を同表の第七号とし、同表の第五号を同表の第六号とし、同表の第四号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同表の第五号とし、同表の第三号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同表の第四号とし、同表の第二号の次に次の一号を加へる。

三 再処理事業法人	使用済核燃料 再処理事業債権	使用済核燃料 再処理事業債	百分の四十
--------------	-------------------	------------------	-------

第五十五条第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条第三項第一号中「有する法人」の下に「（製造業、建設業その他の政令で定める事業を主として営むことを目的とするものに限る。）」を加え、「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第二号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第十三号を同項第十五号とし、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第三号」を「第四号」に、「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の前に次の号を加える。

十一 使用済核燃料再処理事業債権 第一項に規定する内国法人の取得する第三号の使用済核燃料再処理事業法人に対する貸付金に係る債権で、その取得することが本邦における使用済核燃料の有効利用に寄与することになるものとして政令で定めるものをいう。

第五十五条第三項第九号中「又は外国法人」(第二条第一項第一号又は第二号に規定する非居住者又は外国法人をいう。第十一号において同

じ。』を「(第二条第一項第一号に規定する非居住者をいう。第十三号において同じ。又は外国法人)に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号中「第四号」を「第五号」に、「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「金属鉱物」の下に「、水産動植物、飼料用穀物」を加え、「開発又は」を「開発(養殖、栽培その他これらに類する行為を含む。以下

の項において同じ。又は「に」が当該事業に附随して行われる事業及び同法の施行地におけること。これらの事業で当該石油に係るものを含む。以下次号までにおいて「資源開発事業等」という。以下を「水産動植物の開発又は採取に係る事業にあつては、漁業水域に関する暫定措置法（昭和五十二年法律第三十一号）第三条第三項に規定する漁業水域において行われるものを除く。及びこれらに事業に付随して行われる事業並びに法人税法の施行地におけるこれらの事業で当該石油に係るもの（以下次号までにおいて「資源開発事業等」と総称する。）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 使用済核燃料再処理事業法人 外国法人
(第二条第一項第二号に規定する。外国法人をいう。第十号及び第十三号において同じ。)で、その現に行っている事業が原子力発電用原子炉に燃料として使用された原子力基本法(昭和三十年法律第百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質(以下この号及び第十一号において「使用済核燃料」という。)から核燃料物質その他の有用物質を分離するために、使用済核燃料を化学的方法により処理する事業であるものをいう。

第五十五條第五項第一號中「及び資源特定債

權」を、「第三項第十一号に規定する使用済核燃料再処理事業債権及び資源特定債権」に改め、同項第二号中、「第三項第十二号イ」を、「第三項第十四号イ」に改め、同項第三号イ中、「第三号又は第十四号」を、「第四号又は第五号」に、「百分の二十五」を、「百分の六十二・五」に改め、同号ロ中、「第五号又は第六号」を、「第六号又は第七号」に、「百分の七十」を、「百分の八十五」に改める。

第五十六條の二第一項及び第五十六條の三第三項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第五十六條の四第一項中「第四十三條第一項の表の第九号に規定する」を「地方鉄道法第十二條第一項に規定する地方鐵道業又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第一條第一項に規定する軌道を敷設して行ふ運輸事業を営む」に、「同号に規定する設備」を「特定鐵道設備」に、「同号に規定する工事」を「特定工事」に、「当該設備」を「当該特定鐵道設備」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項に規定する特定工事とは、大都市及びその周辺地域における鉄道又は軌道の緊急かつ計画的な整備を促進するために必要な路線の新設その他の工事で政令で定めるものをいい、同項に規定する特定鉄道設備とは、特定工事の施行に伴つて取得し、又は建設される線路設備その他の設備で政令で定めるものをいう。

第五十六條の四第三項中「同項の設備」を「同項に規定する特定鉄道設備」に改め、「繰り越された特定鉄道工事償却準備金の金額」の下に「その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、これらの金額を控除した金額。以下この条において同じ。」を加え、「当該設備」を「当該特定鉄道設備」に、「区分した設備」を「区分した設備」を「区

分した特定鉄道設備」に、「当該設備に」を「当該特定鉄道設備に」に改め、同条第四項中「同項の設備を」同項に規定する特定鉄道設備に、「当該設備を」当該特定鉄道設備に、「区分した設備を」を「区分した特定鉄道設備に」、「前二項を備へ」を「前二項を」、「前項に、取りくずしたを」を取り崩したに改め、同条第五項中「前三項を」前二項に改める。

第五十六條の五第一項中「第四十三條第一項の表の第十号に規定する」を「電気事業法昭和三十一年法律第百七十号）第二条第五項に規定する電気事業を営む」に、「同号に規定する機械及び装置（以下この条において「発電設備」という。）を、特定発電設備」に、「同号に規定する工事を、特定工事」に、「当該発電設備」を、当該特定発電設備」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項に規定する特定工事とは、原子力発電の緊急かつ計画的な開発を推進するために必要な工事で政令で定めるものをいい、同項に規定する特定発電設備とは、特定工事の施行に伴つて取得し、又は建設される原子力発電設備のうち原子炉、タービン、発電機その他の機械及び装置をいう。

第五十六條の五第三項中「同項の発電設備」を「同項に規定する特定発電設備」に、「(前事業年度)を」(その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度)に改め、「前項又とは」を削り、「当該発電設備を、当該特定発電設備」に改め、同条第四項第二号中「前二項」を「前二項」に改め、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改める。

第五十六條の六第二項中「第四十三條第一項の表の第十一号に規定する」を「ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第一項に規定する一般ガス事業を営む」に改め、同条第二項中「大都市」の下に「(人口の集中その他の状況が

これに類する都市を含む。」を加え、「のうちその完成に要する期間が長期のもの」及び「のうちそ

の」を削り、同条第三項を削り、同条第四項中「同項の」を「同項に規定する」に、「(前事業年度)」を、「(その日までに次項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額又は前事業年度)」に改め、「前項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項第二号中「前二項」を「前項」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前三項及び第九項」を「前二項及び第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条の六第四項」を「第五十六条の六第三項」に改め、同項を同条第八項とする。

第五十六條の八を削る。

第五十六條の九第一項中「の百分の二十に相當する金額」を「と最近における当該特別買戻損失の実績とを基礎として政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同条第五項中「当該積み立てた金額」の下に「(同日において前項の規定により、益金の額に算入される金額を除く。)」を加え、同条第九項中「第五十六條の九」を「第五十六條の八」に改め、同条を第五十六條の八とする。

第五十六條の十第一項中「あわせ」を「併せ」に、「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十一年三月三十一日」に改め、「収入金額」の下に「と最近における当該補修の実績とを基礎を加算し、」の百分の二に相当する金額」を削り、同条を第五十六條の九とする。

第五十六條の十一第七項中「第五十六條の十一第三項」を「第五十六條の十第三項」に改め、同条を第五十六條の十とする。

第五十七條第一項及び第二項中「昭和五十三

年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第五十七條の三を削る。

第五十七條の四第六項及び第九項中「第五十七條の二第五項」を「前条第五項」に改め、同条第十一項中「第五十七條の四第六項」を「第五十七條の三第六項」に改め、同条を第五十七條の三とする。

第五十七條の五を第五十七條の四とする。
第五十七條の六中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条を第五十七條の五とする。

第五十八條第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「百分の五十五」を「百分の三十五」に改める。

第六十一条第一項中、第四号又は第六号」を削る。

第六十三條第三項第一号中「当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、第四号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、次号又は第八号を「第九号」と改め、同項第二号を削り、同項第三号中（「当該譲渡を（政令で定める法人に対する土地等の譲渡で当該譲渡に」、「次号イ」を「第四号イ」と改め、「ものとし、前号に掲げる譲渡に該当するものを除く」を削り、同号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 土地等の譲渡で第六十五条の二第一項に規定する収用換地等によるもの（当該収用換地等のうち政令で定めるものによる土地等の譲渡で当該譲渡に係る土地等の面積が千平方メートル以上である場合には、次号イに掲げる要件に該当する譲渡に限るものとし、前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

第六十三条第三項第四号イを次のように改める。

イ 当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に

係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であること。

第六十三条第三項第四号ハ及び同項第五号イ中「行なわれを」を「行われ」に改め、同項第七号中「その譲渡価格が適正であるもの」を、「当該譲渡に係る対価の額が当該譲渡に係る適正な対価の額として政令で定める金額以下であるもの」に改め、同項第八号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八 宅地建物取引業法第三号に規定する宅地建物取引業者である法人の行う土地等（住宅の敷地の用に供されているもので政令で定めるものに限る。）の譲渡でその取得後政令で定める期間内に行われるもののうち土地等の売買の代理又は媒介に関し報酬を受ける行為に類するものとして政令で定めるもの

第六十三條第六項第二号中「とあるのは、」を「とあるのはに、」とするを「とし、第六十六條の五の規定の適用については、同条第一項中「及び第四十二條の三」とあるのは、「第四十二條の三及び第六十三條」とするに改める。

第六十四條第六項中、第五十二條の四第一項を「第五十二條の三第一項並びに第六十六條の五」に改める。

第六十五條の三第三項第二号中「都市緑地保全法第八条第一項」の下に、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項を加える。

第六十五條の四第一項第一号中「第五号及び

第六号」を「第六号及び第七号」に改め、同項第三号中「面積一ヘクタール以上の」及び「五十戸以上の」を削り、「都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われるもののうち、当該事業により造成され、又は建設された宅地又は住宅の分譲が公募の方法により行われるもの」を「次に掲げる要件に該当するもの」に改め、「供するため」の下に「昭和五十三年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日まで

の間に「昭和三十五年一月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に」を当該事業により造成され、又は建設される宅地又は住宅の分譲を受けることを約して「に、に限り」を「を除く」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該事業が都市計画法第四十二条第二項に規定する都市計画区域内において行われるものであること。

ロ 当該事業が一団の宅地の造成に関する事業である場合には、その一団の土地の面積が一ヘクタール以上のものであること（当該事業により造成される宅地のうちに当該事業の用に供するために土地等が買収取られる者に対し分譲されるもの（以下この号において「優先分譲宅地」という。）がある場合には、その一団の土地の面積のうちに優先分譲宅地の合計面積の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、その一団の土地の面積から優先分譲宅地の合計面積を控除した面積が一ヘクタール以上のものであること）。

ハ 当該事業が一団の住宅建設に関する事業である場合には、その事業により建設される住宅の戸数が五十戸以上のものであること（当該建設される住宅のうちに当該事業の用に供するために土地等が買収取られる者に対し分譲されるもの（以下この号において「優先分譲住宅」という。）がある場合には、当該建設される住宅の戸数のうちに優先分譲住宅の合計戸数の占める割合が十パーセント未満であり、かつ、当該建設される住宅の戸数から優先分譲住宅の合計戸数を控除した戸数が五十戸以上のものであること）。

ニ 当該事業により造成される宅地（優先分譲宅地がある場合には、優先分譲宅地以外のもの）又は当該事業により建設される住宅（優先分譲住宅がある場合には、

優先分譲住宅以外のもの）の分譲が公算の方法により行われるものであること。

第六十五条の四第一項中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四十一条に規定する航空機騒音障害防止特別地区内にある土地が同法第九条第二項の規定により買収取られる場合

第六十五条の七第一項の表の第六号の上欄中ロをハとし、イをロとし、同号の上欄にイとして次のように加える。

イ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第四十一条に規定する航空機騒音障害防止特別地区

第六十五条の七第七項中「第五十二条の四第一項を」第五十二条の三第一項並びに第六十六条の五に改める。

第六十六条第一項第一号中「次に掲げる法人」を「同条第二項に規定する関連事業者である法人」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「森林組合」の下に「昭和五十五年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に」を加え、同号を同項第三号とし、同項第五号中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同号を同項第五号とする。

第六十六条の二中、第四号又は第六号を削る。

第六十六条の三第一項第二号から第四号までの規定中「昭和五十五年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

第六十六条の八を第六十六条の十三とする。

第六十六条の七の見出し中「負担金」を「負担金等」に改め、同条第一項中「基金に係る負担金」を「基金に係る負担金又は掛金」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え、同条第六十六条の十二とする。

二 中小企業共済事業が行う中小企業倒産防止共済法の規定による中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための同法第二十条第二項に規定する共済契約に係る掛金

第六十六条の六を第六十六条の十一とし、第六十六条の五を第六十六条の十とする。

第三章第七節の二中第六十六条の四の次に次の一条を加える。

（特定機械設備等取得した場合の法人税額の特別控除）

第六十六条の五 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、昭和五十五年四月一日から昭和五十四年三月三十一日までの間にその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に掲げる減価償却資産（以下この条において「特定機械設備等」という。）を取得し、又は特定機械設備等を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に法人税法の施行地にある当該法人の事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除くものとし、第五号に掲げる法人にあつては同号に掲げる機械及び装置を第四十五条の二第一項に規定する事業の用に供した場合に限る。）には、その事業の用に供した日を含まず事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）以下この条において「供用年度」という。）の所得に対する法人税の額（この条及び第四十二条の三並びに同法第六十七条から第七十条の二までの規定を適用しないて計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下次

項までにおいて同じ。）からその事業の用に供した特定機械設備等（第四十三条から第四十六条まで、第四十九条、第五十一条若しくは第五十二条の二又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の取得価額の合計額の百分の十に相当する金額（以下この条において「投資税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における投資税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一 第四十三条第一項の表の第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる法人

それぞれ同表の第一号、第二号又は第四号から第七号までに掲げる減価償却資産

二 火災若しくは石油コンビナート等災害防止法第二条第一号に規定する石油等により生ずる災害による人身の被害又は労働災害のうち有害物質等による健康障害の防止に資する機械その他の減価償却資産でその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人

三 法令の制定その他これに準ずる行為があつたことに伴い主として一般消費者の日常生活の用に供される製品に係る安全性の基準が定められた場合においてその基準に適合する安全性を確保するため設置される検査用の機械その他の設備のうちその設置をすることが緊急に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該機械その他の設備

四 電子計算機のうち情報処理の高度化に必要なものとして政令で定めるものを事業の用に供する法人 当該電子計算機

三三三

五 第四十五条の二第一項に規定する中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等
同項に規定する機械及び装置

2 青色申告書を提出する法人が、各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において繰越税額控除限度超過額を有する場合に、当該事業年度の所得に対する法人税の額から、当該繰越税額控除限度超過額に相当する金額を控除する。この場合において、当該法人の当該事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該法人の当該事業年度の所得に対する法人税の額の百分の二十に相当する金額(当該事業年度においてその事業の用に供した特定機械設備等につき前項の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額)を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該法人の当該事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度(当該事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合の各事業年度に限る。)における投資税額控除限度額のうち、第一項の規定による控除をしてなおなお控除しきれない金額(既に前項の規定により当該各事業年度において法人税の額から控除された金額がある場合には、当該金額を控除した残額)の合計額をいう。

4 第一項の規定は、確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

5 第二項の規定は、供用年度以後の各事業年度の法人税法第二十三条第一号に規定する確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定による控除を受ける金額の申告の記載及び当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額に限るものとする。

6 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章(同法第七十二条及び第七十四条を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第六十七条第二項中「第七十条の二まで(税額控除)」とあるのは「第七十条の二まで(税額控除)又は租税特別措置法第六十六条の五(特定機械設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除」と、同法第七十条の二中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十六条の五(特定機械設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除」と、同法第七十二条「まず前条」とあるのは「まず同条の規定による控除をし、次に前条」と、同法第七十二条第一項第二号中「の規定を適用」とあるのは「及び租税特別措置法第六十六条の五(特定機械設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除の規定を適用」と、同法第七十四条第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第六十六条の五(特定機械設備等)を取得した場合の法人税額の特別控除」とする。

第三章第七節の二の次に次の一節を加える。
第七節の三 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例
(内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)

第六十六条の六 次に掲げる内国法人に係る外国関係会社で、本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して法人のすべての所得又は特定の所得に対して課される税の負担が著しく低い国又は地域としてすべての所得又は特定の所得の区分ごとに政令で定める国又は地域に本店又は主たる事務所を有するもの(以下この節において「特定外国子会社等」という。)が、昭和五十三年四月一日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものと政令で定める金額(以下この条において「適用対象留保金額」という。)を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその内国法人の所有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額(以下この節において「課税対象留保金額」という。)に相当する金額は、その内国法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日以後二月を経過した日を含むその内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 その所有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式の総数又は出資金額(以下この条において「発行済株式等」という。)のうち占める割合が百分の十以上である内国法人
二 その所有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等の当該外国関係会社の発行済株式等のうち占める割合が百分の十以上である一の同族株主グループに属する内国法人(前号に掲げる内国法人を除く。)

住者をいい、当該居住者と法人税法第二十条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある第二十条第一号に規定する非居住者を含む。及び内国法人の所有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合が百分の五十を超える場合における当該外国法人をいう。

二 未処分所得の金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前五年以上以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の株式等 個人又は内国法人が直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者(第二十条第一号に規定する居住者をいう。以下この号において同じ。)又は内国法人及び当該一の居住者又は内国法人と法人税法第二十条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある者(外国法人を除く。)をいう。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等(株式出資を含む。)若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(当該権利に関する使用権を含む。若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。))の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けのうちに居住者(同項第一号に規定する居住者)をいい、当該居住者と法人税法第二十条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある第二十条第一号に規定する非居住者を含む。及び内国法人の所有する直接及び間接保有の株式等の総数又は合計額の占める割合が百分の五十を超える場合における当該外国法人をいう。

を主たる事業とするものを除く。)が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合であつて、各事業年度においてその行つた主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。ただし、当該該当する事業年度において、当該特定外国子会社等が当該内国法人に係る他の特定外国子会社等から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額(第六十六條の八第一項第二号及び第三号に掲げる金額を含む。)のうち当該他の特定外国子会社等の第一項の規定の適用に係る同項に規定する未処分所得の金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額が当該該当する事業年度の繰入金金額の百分の五に相当する金額を超える場合には、当該特定外国子会社等の当該該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、この限りでない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業、その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第四十條の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる内国法人その他これらの者に準ずる者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

二 前号に掲げる事業以外の事業、その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域(当該国又は地域に係る海域で政令で定めるものを含む。)において行っている場合として政令で定める場合

4 第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用を受ける場合は、当該内国法人は、同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額の計算の基礎とした当該特定外国子会社等の貸借対照表及び損益計算書その他の大蔵省令で定める書類を確定申告書(法人税法第三十一号に規定する確定申告書)をいう。次項において同じ。)に添付しなければならない。

5 第一項各号に掲げる内国法人が第三項本文の規定の適用を受ける場合は、当該内国法人は、確定申告書に同項本文の規定の適用がある旨を記載した書面を添付し、かつ、その適用があることを明らかにする書類その他の資料を保存しなければならない。

第六十六條の七 前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国子会社等の所得に對して課される外国法人税(法人税法第六十九條第一項に規定する外国法人税をいう。以下この節において同じ。)の額のうち当該特定外国子会社等の課税対象留保金額に對するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する外国法人税の額とみなして、同条第一項から第三項まで及び第五項から第九項までの規定を適用する。この場合において、同条第五項中「部分の金額」とあるのは、「部分の金額及び租税特別措置法第六十六條の七第一項(内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)に規定する特定外国子会社等の所得に對して課される外国法人税の額のうち同項の規定によりその内国法人が納付するものとみなされる部分の金額」とする。

2 前条第一項各号に掲げる内国法人が同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、前項の規定により法人税法第六十九條第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、前項の規定により外国法人税の額とみなされた金額は、当該内国法人の政令で定める事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 前条第一項各号に掲げる内国法人が当該内国法人に係る特定外国子会社等(法人税法第六十九條第四項に規定する外国子会社に該当するものを除く。)から受ける利益の配当又は剰余金の分配の額(同法第二十四條の規定により利益の配当又は剰余金の分配の額とみなされる金額を含む。以下この項において「配当等の額」という。)がある場合において、その受ける配当等の額のうちに前条第一項の規定の適用に係る同項に規定する未処分所得の金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額が含まれているときは、当該計算した金額に相當する当該配当等の額に係る外国法人税の額については、政令で定めるところにより、当該特定外国子会社等(同法第六十九條第四項に規定する外国子会社とみなして、同項の規定を適用する。以下この節において同じ。)の額のうち当該特定外国子会社等の課税対象留保金額に對するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する外国法人税の額とみなして、同条第一項から第三項まで及び第五項から第九項までの規定を適用する。この場合において、同条第五項中「部分の金額」とあるのは、「部分の金額及び租税特別措置法第六十六條の七第三項(内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)の規定により当該外国子会社とみなされた同項に規定する特定外国子会社等を含む。」とする。

第六十六條の八 第六十六條の六第一項の規定の適用を受けた内国法人に係る特定外国子会社等につき次の各号に掲げる事実が生じた場合で、当該内国法人のその事実が生じた日を含む事業年度開始の前五年以内に開始した各事業年度(当該内国法人が合併法人である場合は、その合併に係る被合併法人の当該合併の日以前に終了した各事業年度を含む。以下この項において「前五年以内の各事業年度」という。)において当該特定外国子会社等の課税対象留保金額で同条第一項の規定により前五年以内の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額(この項の規定により前五年以内の各事業年度において損金の額に算入された金額を除く。以下次条までにおいて「課税対象留保金額」という。)があるときは、当該課税対象留保金額に相當する金額は、当該特定外国子会社等につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる金額のうち当該内国法人に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相當する金額を限度として、当該内国法人のその事実が生じた日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 利益の配当又は剰余金の分配の額の支払、その支払う利益の配当又は剰余金の分配の額

二 法人税法第二十四條第一項各号に掲げる金銭その他の資産の交付、その交付をする金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち同法第二十六條に規定する資本等の金額を超える部分の金額

三 法人税法第二十四條第二項各号に掲げる事実、当該各号に掲げる金額

2 前項の規定は、課税対象留保金額に係る事業年度のうちに最も古い事業年度以後の各事業年度の法人税法第三十一号に規定する確定申告書に当該課税対象留保金額その他大蔵省令で定める事項に関する明細書の添付があり、かつ、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に、同項の規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載及びその損金の額に算入さ

第九十条の八第一項中「(同号に規定する糖度をいう。）」を削り、「こえ」を「超え」に改める。

第九十二条中「課税済みの砂糖類をいう。」で「の」に「第九十条の六第四項、」を、「場合におい

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 有価証券取引税法の一部を改正する法律案外一件

ては」の下に、「当該原料とした砂糖類が第九十条の六第四項の規定の適用を受けたものであるときは、同法第二十二條第一項中「第九條の三」とあるのは「租税特別措置法第九十条の六第四項」とを加える。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)
第二条 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「四月三十日」を「五月三十一日」に、「五月一日」とし、自動車重量税印紙に係る収入にあつては、翌年度の五月三十一日」を「六月一日」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第一条中租税特別措置法第三十四條第二項第二号の改正規定、同法第三十四條の二第二項第四号の次に一号を加える改正規定、同法第三十七條第一項の表の第六号及び第六十五條の三第一項第二号の改正規定、同法第六十五條の四第一項第四号の次に一号を加える改正規定並びに同法第六十五條の七第一項の表の第六号の改正規定は、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和五十三年法律第三号)の施行の日から施行する。

(所得税の特例に関する経過措置の原則)

第二条 第一条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、昭和五十三年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(民間外貨債の利子の非課税等に関する経過措置)

第三条 新法第七條の規定は、内国法人がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発行する同条に規定する外貨債につき支払う同条

に規定する利子について適用し、内国法人が施行日前に発行した第一条の規定による改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)第七條に規定する外貨債につき支払う同条に規定する利子については、なお従前の例による。

2 新法第四十一條の十三の規定は、非居住者が施行日以後に発行される同条に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金について適用し、非居住者が施行日前に発行された旧法第四十一條の十三に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

(特定の農業協同組合等の合併によるみなし配当に対する源泉徴収の不適用に関する経過措置)
第四条 旧法第九條第一号の農業協同組合で施行日前に農業協同組合合併助成法(昭和三十六年法律第四十八号)附則第二項の規定により同号に規定する認定を求めて当該認定を受けたもの又は同条第三号の漁業協同組合で施行日前に漁業協同組合合併助成法(昭和四十二年法律第七十八号)附則第二項の規定により同号に規定する認定を求めて当該認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける同条に規定する剰余金の分配の額とみなされる金額については、なお従前の例による。

2 旧法第九條第二号の森林組合で施行日前に同号に規定する認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が交付を受ける同条に規定する剰余金の分配の額とみなされる金額については、なお従前の例による。

3 青色申告書を提出する漁業協同組合で政令で定めるもののうち施行日から昭和五十三年三月三十一日までの間に漁業協同組合合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求めて施行日以後に当該認定を受けたものの合併により、居住者又は内国法人が施行日以後に交付を受ける金額の額及び金額以外の資産の価額の合計額のうち所得税法(昭和四十年法律第

三十三号)第二十五條第一項第四号の規定により剰余金の分配の額とみなされる金額については、旧法第九條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第三号中「漁業協同組合」とあるのは、「漁業協同組合のうち租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三号。以下「昭和五十三年改正法」という。)附則第四條第三項に規定する政令で定めるものである」とする。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第五条 新法第十一條第一項の表の第五号及び第六号の規定は、個人が施行日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供するこれらの号に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一條第一項の表の第六号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第十一條第一項の表の第四号に規定する政令で定められた減価償却資産に係る同項の政令で定める期間内に取得等をされる当該減価償却資産については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧法第十一條第一項の表の第八号に規定する政令で定められた電子計算機に係る同項の政令で定める期間内に取得又は製作をされる当該電子計算機については、なお従前の例による。

4 前二項の規定の適用がある場合における新法第十條の二、第十二條の二から第十四條まで、第十六條、第十六條の二、第二十八條の三、第三十三條の六及び第三十七條の三の規定の適用については、新法第十條の二第一項中「次条から」とあるのは、次条(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第三号。以下「昭和

五十三年改正法」という。)附則第五條第二項及び第三項を含む。)から」と、新法第十二條の二第一項中「前二条」とあるのは「前二条(昭和五十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含む。)」と、新法第十二條の三第一項中「前三条」とあるのは「前三条(昭和五十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含む。)」と、新法第十三條の二第一項、第十四條第二項、第十六條第一項及び第十六條の二第二項中「第十一条」とあるのは「第十一条(昭和五十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含む。)」と、新法第二十八條の三第三項、第三十三條の六第二項及び第三十七條の三第二項中「第十条の二」とあるのは「第十条の二、第十一條(昭和五十三年改正法附則第五條第二項及び第三項を含む。)、第十二條から」とする。

5 新法第十二條の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同条第一項に規定する公害防止施設について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條第一項に規定する公害防止施設をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 新法第十二條の二第一項の表の第一号の規定は、個人が施行日以後に取得等をしてその事業の用に供する同項に規定する工業用機械等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十二條の二第一項に規定する工業用機械等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

7 新法第十三條第一項の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十三條第一項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、なお従前の例による。

8 新法第十三條の二第一項第一号の規定は、次項に定める場合を除き、施行日以後に同号に規

定する中小企業構造改善計画につき同号の承認を受ける同号に規定する商工組合等の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算について適用し、施行日前に旧法第十三条の二第一項第一号に規定する中小企業構造改善計画につき同号の承認を受けた同号に規定する商工組合等の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算については、なお従前の例による。この場合において、施行日から昭和五十四年三月三十一日までの間に新法第十三条の二第一項第一号に規定する適正化事業に係る中小企業構造改善計画につき同号の承認を受ける同号に規定する商工組合等のうち政令で定めるものの構成員の有する同号に掲げる減価償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「五分の二」とあるのは、「二分の一」とする。

9 旧法第十三条の二第一項第一号に規定する中小企業構造改善計画につき施行日前一年以内に同号の承認を受けた同号に規定する商工組合等の構成員である個人で同号に規定する他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員であつたため同号に掲げる場合に該当しなかつたものが、当該中小企業構造改善計画を実施する場合において、その実施する中小企業構造改善計画が新法第十三条の二第一項第一号に掲げる事業について定められた同号に規定する中小企業構造改善計画に該当するものであるときは、その実施する中小企業構造改善計画に係る承認が施行日にされたものとみなして、当該個人が施行日以後に取得等をする同号に掲げる減価償却資産につき同条の規定を適用する。

10 新法第十三条の二第一項第二号の規定は、施行日以後に同号に規定する構造改善事業計画につき同号の承認を受ける同号に規定する特定組合の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算について適用し、施行日前

に旧法第十三条の二第一項第二号に規定する構造改善事業計画につき同号の承認を受けた同号に規定する特定組合の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却費の額の計算については、なお従前の例による。

11 新法第十三条の二第一項第三号の規定は、施行日以後に同号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の承認を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船の償却費の額の計算について適用し、施行日前に旧法第十三条の二第一項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の承認を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船の償却費の額の計算については、なお従前の例による。

12 新法第十四条第二項の規定は、個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する施設建築物について適用し、個人が施行日前に取得又は新築をした旧法第十四条第二項に規定する特定建築物等については、なお従前の例による。

13 個人が施行日前に納付した旧法第十八条の二第一項に規定する事業者負担金については、なお従前の例による。

(個人の準備金に関する経過措置)
第六条 旧法第二十条の二第一項の公害防止準備金を積み立てている個人の昭和五十二年一月一日における昭和五十二年から繰り越された同条第二項に規定する公害防止準備金の金額の繰入金金額への算入については、なお従前の例による。

2 青色申告書を提出する個人で旧法第二十条の二第一項に規定する指定事業を営むものが、昭和五十二年一月一日から昭和五十六年三月三十一日までの期間内の日に属する各年(事業を廃止した日の属する年を除く。)において、公害の防止に要する費用の支出に備えるための準備金として公害防止準備金を積み立てる場合には、

同項中「昭和四十七年四月一日から昭和五十二年三月三十一日まで」とあるのは「昭和五十二年一月一日から昭和五十六年三月三十一日まで」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の二」と、「千分の三」とあるのは「千分の二」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額(昭和五十二年にあつては、同年一月一日から同年三月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一・五(当該政令で定める業種に属する事業については、千分の三)に相当する金額と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一(当該政令で定める業種に属する事業については、千分の二)に相当する金額との合計額)」として、同条の規定の例による。

(個人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置)
第七条 新法第二十一条第一項に規定する個人の昭和五十二年分の事業所得に係る総収入金額のうち同項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の三十五」とあるのは「昭和五十二年一月一日から同年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五(次項第三号及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十)に相当する金額」と同年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五」と、「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に関する経過措置)
第八条 新法第二十八条の四の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る所得税について適用し、個人が施行日前に行つた当該土地の譲渡等に係る所得税については、なお従前の例による。この場合において、個人が施行日から昭和五十二年十二月三十一日までの間において行う当該土地の譲渡等については、同条第二項第一号から第六号までの規定の適用を受けようとするものである場合に限り、政令で定めるところにより、同項の規定の適用に代えて旧法第二十八条の四第二項の規定の例によることができる。

(認定中小企業者の純損失の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置)
第九条 新法第二十八条の五第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する還付所得年分が昭和四十九年分である場合における同条第一項の規定により読み替えられた所得税法第百四十条又は第百四十一条の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、所得税法及び災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第十五号)附則第七条の規定に準じて計算した所得税の額による。

2 新法第二十八条の五第一項の認定中小企業者に該当する居住者の昭和五十二年において生じた同項に規定する純損失の金額に係る同項の規定により読み替えられた所得税法第百四十条又は第百四十一条の規定による所得税の還付の請求については、これらの規定にかかわらず、施行日から四月を経過する日までに当該還付の請求をすることができる。

3 前項の場合において、同項に規定する居住者の昭和五十二年において生じた純損失の金額につき、既に所得税法第百四十条又は第百四十一条の規定による所得税の還付の請求をしている居住者(新法第二十八条の五第二項に規定する相続人を含む。次項において同じ。)については、当該還付の請求がなかつたものとみなして、前項の規定を適用することができる。

4 前項の規定に該当する居住者で第二項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づき還付金の還付を受けている場合に

有価証券取引税法の一部を改正する法律案外一件

中小企業構造改善計画につき施行日前一年以内に同号の承認を受けた同号に規定する商工組合等の構成員である法人で同号に規定する他の中小企業構造改善計画に係る承認を受けた商工組合等の構成員であつたため同号に掲げる場合に該当しなかつたものが、当該中小企業構造改善

計画を実施する場合において、その実施する中小企業構造改善計画が新法第四十五条の三第一項第一号に掲げる事業について定められた同号に規定する中小企業構造改善計画に該当するものであるときは、その実施する中小企業構造改善計画に係る承認が施行日にされたものとみなして、当該法人が施行日以後に取得等をする同号に掲げる減価償却資産につき同条の規定を適用する。

10 新法第四十五条の三第二項第二号の規定は、施行日以後に同号に規定する構造改善事業計画につき同号の承認を受ける同号に規定する特定組合の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算について適用し、施行日前に旧法第四十五条の三第二項第二号に規定する構造改善事業計画につき同号の承認を受けた同号に規定する特定組合の構成員の有する同号に掲げる減価償却資産の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

11 新法第四十五条の三第三項第三号の規定は、施行日以後に同号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受ける同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船の償却限度額の計算について適用し、施行日前に旧法第四十五条の三第三項第三号に規定する中小漁業構造改善計画につき同号の認定を受けた同号に規定する漁業協同組合等の構成員の有する同号に掲げる漁船の償却限度額の計算については、なお従前の例による。

12 新法第四十六条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十六条第一項に規定する機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、なお従前の例による。

13 新法第四十七条第二項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する施設建築物について適用し、法人が施行日前に取得又は新築をした旧法第四十七条第二項に規定する特定建築物等については、なお従前の例による。

14 法人が施行日前に納付した旧法第五十二条の二第一項に規定する事業者負担金については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)
第十五条 新法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、次項に定める場合を除き、なお従前の例による。この場合において、法人が施行日から昭和五十四年三月三十一日までの間に取得する政令で定める株式(出資を含む。)又は債権については、新法第五十五条第一項の表の第一号及び第二号中「百分の十五」とあるのは「百分の三十」と、同条第三項第一号中「法人(製造業、建設業その他の政令で定める事業を主として営むことを目的とするものに限る。)」とあるのは「法人」と、同条第五項第三号イ中「百分の六十二・五」とあるのは「百分の六十二・五(昭和五十四年三月三十一日以前に該当することとなつた場合には、百分の二十五)」と、同号ロ中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十五(昭和五十四年三月三十一日以前に該当することとなつた場合には、百分の七十)」とする。

2 法人が施行日前に旧法第五十五条第一項に規定する特定株式等で政令で定めるものを取得し同項の規定の適用を受けた場合において、施行日以後に新法第五十五条第五項各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、同項の規定の例による。この場合において、施行日から昭和五十四年三月三十一日までの期間内に当該特定株式等に係る同条第一項の表の第四号又は第五号の上欄に掲げる法人が同条第五項第三号イに掲げる場合に該当することとなつたときは同号中「百分の八十五」とあるのは「百分の七十」とする。

号イ中「百分の六十二・五」とあるのは「百分の二十五」とし、当該期間内に同表の第六号又は第七号の上欄に掲げる法人が同項第三号ロに掲げる場合に該当することとなつたときは同号ロ中「百分の八十五」とあるのは「百分の七十」とする。

の八第一項に規定する指定事業を営むものが、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、公害の防止に要する費用の支出に備えるための準備金として公害防止準備金を積み立てる場合には、同項中「昭和四十七年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで」とあるのは「昭和五十六年三月三十一日を含む事業年度(以下この項において「経過年度」という。))の開始の日から昭和五十六年三月三十一日まで」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の一」と、「千分の三」とあるのは「千分の二」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額(当該事業年度が経過年度である場合は、当該経過年度開始の日から昭和五十六年三月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一・五(当該政令で定める業種に属する事業については、千分の三)に相当する金額」と同年四月一日から当該経過年度終了の日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一(当該政令で定める業種に属する事業については、千分の二)に相当する金額」として、同条の規定の例による。

4 新法第五十六条の五の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る発電設備支出金額(同項に規定する特定発電設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。)について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十号に規定する政令で定められた工事に係る当該発電設備支出金額については、なお従前の例による。

8 旧法第五十七条の三第一項の違約損失補償準備金を積み立てている法人の施行日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度終了の日における同項第二号に規定する違約損失補償準備金の金額(当該直前の事業年度において同項の規定により損金の額に算入された金額を含む。)の益金の額への算入については、政令で定める。

5 新法第五十六条の六の規定は、施行日以後に同条第二項に規定する政令で定められる工事に係る供給設備支出金額(同項に規定する特定供給設備の取得又は建設のために支出する金額をいう。)について適用し、施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第十一号に規定する政令で定められた工事に係る当該供給設備支出金額については、なお従前の例による。

6 旧法第五十六条の八第一項の公害防止準備金を積み立てている法人の施行日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日における同条第二項に規定する公害防止準備金の金額(当該直前の事業年度において同条第一項の規定により損金の額に算入された金額を含む。)の益金の額への算入については、なお従前の例による。

7 青色申告書を提出する法人で旧法第五十六条の八第一項に規定する指定事業を営むものが、施行日から昭和五十六年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度(解散(合併)による解散を除く。)の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、公害の防止に要する費用の支出に備えるための準備金として公害防止準備金を積み立てる場合には、同項中「昭和四十七年四月一日から昭和五十六年三月三十一日まで」とあるのは「昭和五十六年三月三十一日を含む事業年度(以下この項において「経過年度」という。))の開始の日から昭和五十六年三月三十一日まで」と、「千分の一・五」とあるのは「千分の一」と、「千分の三」とあるのは「千分の二」と、「相当する金額」とあるのは「相当する金額(当該事業年度が経過年度である場合は、当該経過年度開始の日から昭和五十六年三月三十一日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一・五(当該政令で定める業種に属する事業については、千分の三)に相当する金額」と同年四月一日から当該経過年度終了の日までの期間内における当該政令で定める金額の千分の一(当該政令で定める業種に属する事業については、千分の二)に相当する金額」として、同条の規定の例による。

9 法人の技術等海外取引に係る所得の特別控除に関する経過措置
第十六条 新法第五十八条の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度分の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に終了する事業年度分の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

は、なお従前の例による。この場合において、法人の施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において同条第一項に規定する技術等海外取引による収入金額がある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該収入金額の百分の三十五」とあるのは「当該事業年度開始の日から昭和五十二年三月三十一日までの期間内の当該収入金額の百分の五十五（次項第三号及び第四号に掲げる取引によるものについては、百分の二十）に相当する金額」と同年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間内の当該収入金額の百分の三十五」と「金額の合計額」とあるのは「金額との合計額」とする。

（法人の資産の譲渡の場合の課税の特例に関する経過措置）

第十七条 新法第六十三条の規定は、法人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地の譲渡等に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行つた当該土地の譲渡等に係る法人税については、なお従前の例による。この場合において、法人が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度において行う当該土地の譲渡等のうち施行日以後に行うものについては、同条第三項第一号から第六号までの規定の適用を受けようとするものである場合に限り、政令で定めるところにより、同項の規定の適用に代えて旧法第六十三条第三項の規定の例によることができる。

2 新法第六十三条第六項第二号の規定は、法人が施行日以後に終了する各事業年度において新法第六十六條の五の規定の適用を受ける場合の法人税の額の計算について適用する。

3 法人が昭和五十二年一月一日前に行つた旧法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡で同項第三号に掲げる場合に該当するものに係る法人税については、なお従前の例による。（合併の場合の課税の特例に関する経過措置）

第十八条 旧法第六十六條第一項第一号ロに規定する法人が施行日前に同項に規定する承認を受けて合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

2 旧法第六十六條第一項第三号の農業協同組合で施行日前に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同号に規定する認定を求めたもの又は同条第一項第六号の漁業協同組合で施行日前に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同号に規定する認定を求めたものが、同条第一項第三号又は第六号に規定する認定を受けて合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

3 旧法第六十六條第一項第四号の森林組合で施行日前に同号に規定する認定を受けたものが合併をした場合における法人税については、なお従前の例による。

4 青色申告書を提出する漁業協同組合で政令で定めるものが施行日から昭和五十二年三月三十一日までの間に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、施行日以後に当該認定を受けて合併をする場合における法人税については、旧法第六十六條及び第六十六條の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第六十六條第一項第六号中「漁業協同組合」とあるのは、「漁業協同組合のうち昭和五十二年改正法附則第十八條第四項に規定する政令で定めるものである」とする。

5 前項の規定の適用がある場合における新法第六十一條の規定の適用については、同条第一項中「認定」とあるのは「認定（昭和五十二年改正法附則第十八條第四項の規定によりその効力を有するものとされる昭和五十二年改正法第一條の規定による改正前の租税特別措置法第六十六條第一項第六号に規定する認定を含む。）」と、新法第六十三條第一項第四号中「第六十六條第一項」とあるのは「第六十六條第一項（昭和五十二年改正法附則第十八條第四項を含む。）」とする。

（特定基金に対する負担金等の損金算入の特例に関する経過措置）

第十九条 新法第六十六條の十二第一項第二号の規定は、法人が施行日以後に支出する同号に規定する掛金について適用する。

（利付外貨債の発行差金の非課税に関する経過措置）

第二十條 新法第六十八條の規定は、外国法人が施行日以後に発行される同条に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金について適用し、外国法人が施行日前に発行された旧法第六十八條に規定する利付外貨債につき支払を受ける同条に規定する発行差金については、なお従前の例による。

（認定中小企業者の欠損金の繰戻しによる還付の特例に関する経過措置）

第二十一條 新法第六十八條の二に規定する内国法人の昭和五十二年六月一日から施行日以後一月を経過する日までの間に終了する事業年度において生じた法人税法第二十二條第二十号に規定する欠損金額に係る新法第六十八條の二の規定により読み替えられた法人税法第八十一條第一項の規定による法人税の還付の請求については、同項の規定にかかわらず、施行日から四月を経過する日までに当該還付の請求をすることができ。

2 前項の場合において、同項に規定する内国法人が、同項の欠損金額につき、既に法人税法第八十一條第一項の規定による法人税の還付の請求をしているときは、当該還付の請求がなかつたものとみなして、前項の規定を適用することができる。

3 前項の規定に該当する内国法人で第一項の規定の適用を受けるものが、前項に規定する還付の請求に基づく還付金の還付を受けている場合には、当該還付金は、第一項に規定する還付の請求に基づく還付金の内払とみなす。

（贈与税及び相続税に関する経過措置）

第二十二條 新法第七十條の四第三項、第四項及び第十九項の規定は、施行日以後に同条第一項本文の規定の適用を受ける同項の農地等につき同条第三項に規定する使用貸借による権利の設定がされる場合における当該農地等に係る贈与税について適用し、施行日前に旧法第七十條の四第一項本文の規定の適用を受ける同項の農地等につき同項第一号に規定する使用貸借による権利の設定がされた場合における当該農地等に係る贈与税については、なお従前の例による。

2 新法第七十條の六第八項の規定は、施行日以後に新法第七十條の五第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされる新法第七十條の六第一項に規定する農地、採草放牧地又は準農地（以下この項において「農地等」という。）の取得をした同条第一項の農地相続人に係る相続又は遺贈に係る相続税について適用し、施行日前に旧法第七十條の五第一項の規定により相続又は遺贈により取得されたものとみなされた当該農地等の取得をした旧法第七十條の六第一項の農業相続人に係る相続又は遺贈に係る相続税については、なお従前の例による。

（登録免許税の特例に関する経過措置）

第二十三條 新法第七十五條の二の規定は、同条に規定する公的医療機関の開設者又は社会福祉法人が施行日以後に新築し、又は取得する同条の規定に該当する家屋の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、これらの者が施行日前に新築し、又は取得した当該家屋についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新法第七十六條第一項及び第三項の規定は、施行日以後に行われるこれらの規定に規定する売渡し又は譲与を受けた土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第七十六條第一項及び第三項に規定する売渡し又は譲与を受けた

土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新法第七十七条の規定は、施行日以後に行われる交換により取得する同条の規定に該当する土地の所有権の移転に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた交換により取得した旧法第七十七条の規定に該当する土地についての当該登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新法第七十七条の三の規定は、同条に規定する法人が施行日以後に買入れ又は借受けをする同条の規定に該当する土地の所有権又は賃借権の移転又は設定の登記に係る登録免許税について適用し、当該法人が施行日前に買入れ又は借受けをした当該土地についてのこれらの登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

5 新法第七十七条の四の規定中準農地に係る部分は、施行日以後に受ける同条第一項に規定する準農地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、当該準農地の取得が施行日前にされた同項に規定する協議、調停若しくはあつせん又は同条第二項に規定する公告に係るものであるときにおける同条の規定の適用については、同条第一項中「当該勧告、調停又はあつせんがあつた日」とあるのは「昭和五十三年改正法の施行の日」と、同条第二項中「当該交換分合に係る同法第十三条の二第二項に規定する交換分合計画の同法第十三条の四において準用する土地改良法第九十九条第十二項の規定による公告があつた日」とあるのは「昭和五十三年改正法の施行の日」とする。

6 新法第七十七条の七の規定は、施行日以後に同条に規定する農林漁業者又は団体に対して行われる同条の規定に該当する貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にこ

れらの者に対して行われた当該貸付けに係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

7 新法第七十八条の三第一項の規定中土地に係る部分は、施行日以後に同項に規定する事業協同組合等が取得する同項に規定する土地を当該事業協同組合等の組合員又は所屬員たる同項に規定する中小企業者が当該事業協同組合等から取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に当該事業協同組合等が取得した当該土地を当該中小企業者が当該事業協同組合等から取得する場合における当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

8 新法第七十八条の三第一項の規定中建物に係る部分は、前項の中小企業者が施行日以後に受ける同条第一項に規定する建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税について適用する。この場合において、当該中小企業者が施行日前に取得した当該建物について受ける所有権の移転の登記に係る登録免許税に対する同項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところによる。

9 新法第七十八条の四第三項第四号の規定は、同号に掲げる中央会が施行日以後に受ける同号に掲げる事業に係る債権を担保するための抵当権の設定の登記又は登録に係る登録免許税について適用する。

10 新法第八十一条第三号の規定は、施行日以後にされる同条に規定する勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る同号に掲げる事項につき受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前にされたこれらの勧告若しくは指示又は認定若しくは承認に係る当該事項についての登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

11 旧法第八十一条の二第一項の農業協同組合で施行日前に農業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求めたもの又は同条第一項の漁業協同組合で施行日前に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求めたものが、それぞれこれらの認定を受けて合併した場合における同条第一項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

12 旧法第八十一条の二第二項の森林組合で施行日前に森林組合併助成法（昭和三十一年法律第五十六号）第四条第二項の認定を受けたものが合併した場合における旧法第八十一条の二第一項に規定する登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

13 漁業協同組合で政令で定めるものが施行日から昭和五十五年三月三十一日までの間に漁業協同組合併助成法附則第二項の規定により同法附則第三項の認定を求め、施行日以後に当該認定を受けて合併する場合における旧法第八十一条の二第一項に規定する登記に係る登録免許税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「又は漁業協同組合」とあるのは、「又は漁業協同組合のうち昭和五十三年改正法附則第二十三条第十三項に規定する政令で定めるものが」とする。

14 新法第八十二条第一号及び第八十四条の規定は、施行日以後に行われるこれらの規定に規定する資本の増加について受ける登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた旧法第八十二条第一号及び第八十四条に規定する資本の増加について受ける登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

（揮発油税及び地方道路税に関する経過措置）
第二十四条 施行日前に旧法第九十条第一項の規定の適用を受けて揮発油の製造場から移出され、又は旧法第九十条の二第一項の承認を受けて保税地域から引き取られた揮発油に係る揮発油税及び地方道路税については、なお従前の例による。

油税及び地方道路税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）
第二十五条 租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「を営むものその他の政令で定めるもの」を「及びソフトウェア業を営むもの（当該情報処理サービス業又は当該ソフトウェア業と電子計算機の製造、販売又は貸付けの事業とを併せ営むものを除く。）に、「又は昭和五十三年分」を「から昭和五十五年分までの各年分に改める。

附則第六条第四項中「までの間に政令で定めるもの」の下に（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第 号。以下「昭和五十三年改正法」という。）第一条の規定による改正後の租税特別措置法第十条の二の規定の適用を受けるものを除く。）を加える。

附則第十条中「を営むものその他の政令で定めるもの」を「及びソフトウェア業を営むもの（当該情報処理サービス業又は当該ソフトウェア業と電子計算機の製造、販売又は貸付けの事業とを併せ営むものを除く。）に、「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第四項中「までの間に政令で定めるもの」の下に（昭和五十三年改正法第一条の規定による改正後の租税特別措置法第六十六条の五の規定の適用を受けるものを除く。）を加える。

（租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十六条 前条の規定による改正後の租税特別

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 有価証券取引税法の一部を改正する法律案外一件

措置法及び国稅納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律附則第五條の規定は、昭和五十三年分以後の所得稅について適用し、昭和五十二年分の所得稅については、なお従前の例による。

2 前條の規定による改正後の租稅特別措置法及び國稅納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律附則第十條の規定は、法人の施行日以後に開始する事業年度の法人稅について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の法人稅については、なお従前の例による。

(沖繩振興開發特別措置法の一部改正)

第二十七條 沖繩振興開發特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一條第三項中「第六十六條の五」を「第六十六條の十」に改める。

(國稅納金整理資金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 第二條の規定による改正後の國稅納金整理資金に関する法律第十四條第一項の規定は、昭和五十三年度以降の年度に所屬すべき同法第二條第一項に規定する國稅納金等の歳入への組入れについて適用し、昭和五十二年以前年度の年度に所屬すべき同項に規定する國稅納金等の歳入への組入れについては、なお従前の例による。

〔嶋崎均君登壇 拍手〕

○嶋崎均君 ただいま議題となりました兩案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

兩案は、いずれも、最近における財政事情と社会経済情勢の推移に順み、今次税制改正の一環としてとられたものであります。

まず、有価証券取引税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、株券等に係る有価証券取引税の税率を、

一般の譲渡の場合は現行の一万分の三十から一万分の四十五に、証券会社が売買により譲渡する場合合は現行の一万分の十二から一万分の十八に、それぞれ引き上げるほか、登録公社債の譲渡について所要の規定の整備を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、有価証券取引税の税率水準のあり方、有価証券譲渡益に対する課税強化の問題、公社債の大量発行下における公社債市場育成の方向等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、有価証券譲渡益に対する課税強化を検討すべきである旨の各派共同提案に係る附帯決議が付けられました。

次に、租稅特別措置法及び國稅納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、税負担の公平確保の見地から租稅特別措置の一層の整理合理化を推進するとともに、内需拡大等の観点から設備投資及び住宅建設の促進のための諸措置を講ずるほか、税収の年度所屬区分の変更等を行うとするものであります。

すなわち、企業関係の特別措置については、公害防止準備金等十一項目の廃止及び価格変動準備金の積立率の引き下げ等、既存の特別措置の整理合理化を行うとともに、外国子会社等を通ずる租稅回避行為を防止するためのタックスヘイブン対策税制を導入する一方、省エネルギー設備等特定機械設備を取得した場合の税額控除制度、認定中小企業者の欠損金の繰り戻しによる還付の特例制度を設けることとしております。

また、住宅建設の促進及び優良宅地の供給等に資するため、民間金融機関等の融資等を受けて住宅を取得した者に係る住宅取得控除額を引き上げ、土地譲渡益課税の適用除外要件である適正利

益要件を適正価格要件に改めることとするほか、揮発油税の税率の特例等、期限の到来する特別措置について、実情に応じその適用期限を延長する等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、所得稅減税と公共事業との経済効果の相違、新增税を含めた今後の財源調達及び財政運営のあり方、利子配当課税及び社会保険診療報酬課税の是正についての政府見解等の諸問題について質疑が行われたほか、参考人の意見を聴取いたしました。その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入り、日本社会党を代表して福岡知之委員より、公明党を代表して塩田啓典委員より、日本共産党を代表して渡辺武委員より、民社党を代表して中村利次委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民會議を代表して細川護國委員より賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、本案について採決の結果、可否同数となりましたので、委員長これを決し、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、各種準備金等についての特別措置の整理合理化、法人課税の基本的あり方についての検討、利子配当所得の総合課税化の検討等十二項目にわたり、その推進に努めるべきである旨の各派共同提案に係る附帯決議が付けられました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙吉) 租稅特別措置法及び國稅納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。嶋山篤君。

〔嶋山篤君登壇 拍手〕

○嶋山篤君 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題となりました租稅特別措置法などの一部を改正する法律案に対し、これに強く反対する態度

を表明し、反対の討論を行うものであります。(拍手)

まず第一は、今日国民は、税の不公平、不公平に對してきわめて強い不満を持っています。にもかかわらず、政府は今回もこれに全くこたえていないという点であります。

すなわち、税調客寄せもつまみ食いを行い、積極的に税金の抜本的見直しを行おうとしない態度は、全く遺憾のきわみであります。国民の税金に對します率直な意見は、所得税が高い、大企業に手厚い保護を与えている、特別措置が偏っている、医師の特例にまだ手をつけていない、さらに、徴税漏れや脱税などを放置をしているなど、数え上げれば枚挙にいとまはありません。このような厳しい国民世論に對処するためには、まず公正税制の切開手術に着手することが先決であります。今回の特別措置九十一項目中、廃止がたったの十一項目、縮減が二十六項目のみを見て

も明らかであります。したがって、当面、政策減税につきましては速やかに全廃をする、あるいは全面的に見直しの実施をする、このことを明言することが必要ではないでしょうか。

特にこの際指摘をしなければならぬのは、いわゆる医師の優遇措置についてであります。今回もたな上げをいたしましたことは言語道断であります。この措置は確かに議員立法によるものではありますけれども、今日ではひとしく国民注目の政治課題であり、したがって、与党の態度いかんにかかわらず、まず政府みずから進んで今年中にこれを必ず廃止することを国民の前に公約することが、税制、税金に関する国民の信頼を回復する手がかりであります。いまや総理大臣の決断が問われなければならないと強く考えるところであります。

次に、景氣刺激の一環といたしまして、住宅ローン減税、法人の土地譲渡益課税の緩和につきましても、本来安定的な宅地供給の政策がなければその実効は期待ができません。かえって、最近の傾

向では、思惑も絡みまして土地価格の値上がり
促進をしてあるのであります。長期にわたり不良
土地を抱え金利に迫られました。一部悪徳業者に対
する甘い措置は断じて許すわけにはいきません。

また、今回の改正を契機といたしまして、大手
業者は、土地、宅地、住宅などで中小業者の分野
にも進出する危険を一層はらんでいる点について
注目しなければならぬと思うわけでありす。

今回の改正措置を基礎にいたしまして、宅地百八
十五平米、建物九十平米をモデルとして見た場合
に、新築住宅二千百万円の支払いに對しまして税
金は三十四万四千円となります。一方、中古住宅
を千七百万円で取得した場合には、その税金は六
十八万円となるわけでありす。このような重大
な矛盾を放置したままの土地住宅減税は一層不公
平を拡大することになると思うわけでありす。

住宅の取得や増改築など庶民のささやかな減免要
求に對して十分たえておらず、相変わらず
庶民の夢をふち壊したと言ふことができます。
次に、きわめて評判の悪い今回の改正措置の中
にありまして、タックスヘイブン対策税制は唯一
のヒットでありました。しかし、これにいたし
ましても実施がまことに遅過ぎると考えます。ま
た、適確に徴税することができずどうかについ
ても大きな課題を残しているわけでありす。高
度成長期に先を争って海外に子会社を設立し、隠
し利益に狂奔したときにはこそ課税して初めて、そ
の効果はあったのではないのでしょうか。これも、
政府の不正税制改善への意欲が欠如していた何
よりの証左であらうと思ふわけでありす。

第五に指摘しなければならぬ点は、今後の税
金に對します政府の態度であります。

政府は、さきに今後の「財政収支について」とい
うものを発表し、しきりに大増税の時来ると宣伝
をし、国民を無理やり増税やむなしの世論の誘導
を行つておりまげすれども、全く不遜な態度と言
わなければなりません。今年度も、取りやすい酒
税の引き上げに手をつけると同時に、使用目的を

限定した石油税の創設が準備されています。しか
し、いまや天の声は、まず徹底的に不正正是正に
取り組み、景気回復策の重大な支えとしての所得
税減税を大胆に断行することでありす。さもなく
ば、最近の歌の題名ではありませぬ。さもなく
ば、「勝手にしやがれ」という気持ちに国民を追い
やることになりかねません。

カーター大統領は、一九七八年経済報告の中で、
アメリカ経済の回復を図り、企業投資拡大を図
るためにも、個人の所得税で百七十億ドル、法人
税で六十億ドル、合計しましては二百五十億ドル
に上る減税を新年度から実行に移すと提起をし
ております。これは邦貨にいたしまして六兆円程
度になり、予算規模に對し六割の割合を占めるこ
とになります。仮にこの考え方を日本に当てはめ
てみるならば、約二兆円相当額の減税になると考
えるわけでありす。福田総理も、カーター大統
領の英知に学んだらどうかというふうにか
えるところでありす。今日こそ発想の転換と実
行が日本を救う政治姿勢と考えます。

さて、わが党は、すでに本年度の不正正是正、
所得税減税のあり方について方針を明らかにし、
その財源確保についても態度を内外に発表したと
ころでありましたが、当面緊急事態に對処するた
めに、野党五党により一兆二千億円に上る減
税要求を行つたのであります。これに對します政
府の回答は、わずか三千四百億円であります。す
なわち、政府試案による所得減税三千億円は、標
準世帯で一万五千円の戻し税となるわけであり
す。しかし、一方、預貯金金利の引き下げ計画に
よるならば、一世帯当たり二万円を超える利子の
目減りとなり、減税以上の減収が明らかでありま
す。これでは国民生活の安定、消費購買力の向上
にならないとともに、景気浮揚の足を引っ張る結果
となります。いまからでも遅くないと思ひます。

野党の示す一兆二千億円減税に踏み切るべきであ
ると考へるわけでありす。先ほど委員長の御報
告にもありましたように、今回の改正に伴う附帯

決議が何と十二項目にわたつて可決されておしま
す。

○議長(安井謙君) 神山君、時間が超過してあり
ますから、簡潔に願ひます。

○神山(安井謙君) このことを見ましても、大きく
裏切つてゐるものであります。

最後に強調しなければならぬ点は、五十二
年、五十三年予算編成を通して、政府の一貫
した態度は、もっぱら財源確保のみに終始してい
るのが特徴であります。大量の国債の発行、決算
調整資金の新設、巨額の予備費、かてて加えて国
税収納金の区分変更など、一連の異例措置を次々
ととりつてゐる点であります。これは、予算
編成技術といたしましては近年まれに見る才覚と
は言えますけれども、財政法の規定する精神や趣
旨を形骸化しようとするもので、全く納得できま
せん。今日ほど、節度ある健全財政の確立、財政
の民主主義が強く要求されているときはありませ
ん。

○議長(安井謙君) 神山君、時間が超過してあり
ます。簡単に願ひます。

○神山(安井謙君) これら異例づくめの事態をつ
くつた政府の責任を強く追及をして、私の反対討
論を終ります。(拍手)

○議長(安井謙君) これにて討論は結局いたしま
した。

これより採決をいたします。

まず、有価証券取引税法の一部を改正する法律
案の採決をいたします。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

表決は記名投票をもって行います。本案に賛成
の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登
壇の上、御投票を願ひます。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

○議長(安井謙君) 投票漏れはございません
か。投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

○議長(安井謙君) これより開票いたします。投
票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じま
す。

○議長(安井謙君) 投票の結果を報告いたしま
す。

投票総数 二百二十三票
白色票 二百二十五票
青色票 九十八票

よつて、本案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名

安孫子藤吉君 百二十五名

浅野 祐君 青井 政美君

伊江 朝雄君 井上 吉夫君

石破 二郎君 岩動 道行君

糸山英太郎君 石本 茂君

岩上 二郎君 稲嶺 一郎君

上原 正吉君 岩崎 純三君

江藤 智君 植木 光教君

遠藤 要君 衛藤征士郎君

小澤 太郎君 遠藤 政夫君

大島 友治君 大石 武一君

大谷謙之助君 大鷹 淑子君

長田 裕二君 岡田 広君

梶木 又三君 加藤 武徳君

金丸 三郎君 金井 元彦君

上條 勝久君

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号

有価証券取引税法の一部を改正する法律案外一件 森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

計量法の一部を改

三四四

龜井 久興君	龜長 友義君
河本嘉久蔵君	木村 睦男君
北 修二君	久次米徳太郎君
楠 正俊君	熊谷太三郎君
熊谷 弘君	源田 実君
小林 国司君	古賀雷四郎君
後藤 正夫君	郡 祐一君
佐々木 満君	佐藤 信三君
斎藤栄三郎君	斎藤 十朗君
坂野 重信君	坂元 親男君
山東 昭子君	志村 愛子君
嶋崎 均君	下条進一郎君
新谷寅三郎君	菅野 儀作君
鈴木 正一君	鈴木 省吾君
世耕 政隆君	園田 清充君
田代由紀男君	田原 武雄君
高橋 圭三君	高橋 譽富君
高平 公友君	竹内 潔君
玉置 和郎君	塚田十一郎君
土屋 義彦君	寺下 岩蔵君
戸塚 進也君	徳永 正利君
内藤善三郎君	中西 一郎君
中村 啓一君	中村 太郎君
中村 禎二君	中山 太郎君
永野 嚴雄君	夏目 忠雄君
鍋島 直昭君	成相 善十君
西村 尚治君	野呂田芳成君
長谷川 信君	桑野 章君
初村滝一郎君	鳩山威一郎君
林 寛子君	林 道君
原 文兵衛君	松垣徳太郎君
平井 卓志君	福岡日出磨君
福島 茂夫君	藤井 裕久君
藤川 一秋君	藤田 正明君
二木 謙吾君	降矢 敬義君
降矢 敬雄君	細川 護熙君
堀内 俊夫君	堀江 正夫君
真鍋 賢二君	前田 勲男君

反対者(青色票)氏名

九十八名

増岡 康治君	増田 盛君
町村 金五君	丸茂 重貞君
三善 信二君	宮田 輝君
最上 進君	望月 邦夫君
森下 泰君	八木 一郎君
安田 隆明君	山崎 竜男君
山内 一郎君	山本 富雄君
吉田 実君	有田 一寿君
柳沢 弘治君	森田 重郎君
河野 謙三君	
阿久根 登君	赤桐 操君
西ヶ久保重光君	秋山 長造君
穂山 篤君	案納 勝君
上田 哲君	小野 明君
大木 正吾君	大塚 喬君
大森 昭君	粕谷 照美君
片岡 勝治君	勝又 武一君
川村 清一君	久保 亘君
栗原 俊夫君	小谷 守君
小柳 勇君	小山 一平君
坂倉 藤吾君	志苦 裕君
瀬谷 英行君	田中寿美子君
高杉 勉忠君	竹田 四郎君
対馬 孝且君	寺田 熊雄君
戸叶 武君	野口 忠夫君
野田 哲君	浜本 万三君
広田 幸一君	福岡 知之君
松前 達郎君	松本 英一君
村沢 牧君	村田 秀三君
目黒今朝次郎君	森下 昭司君
矢田部 理君	安恒 良一君
山崎 昇君	和田 静夫君
阿部 憲一君	相沢 武彦君
和泉 照雄君	内田 善利君
太田 淳夫君	柏原 ヤス君
上林繁次郎君	桑名 義治君

○議長(安井謙君) 日程第五 森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長鈴木省吾君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

小平 芳平君 堀出 啓典君
波谷 邦彦君 白木義一郎君
鈴木 一弘君 田代富士男君
多田 省吾君 中尾 辰義君
中野 明君 二宮 文造君
馬場 富君 原田 立君
藤原 房雄君 三木 忠雄君
峯山 昭範君 宮崎 正義君
矢追 秀彦君 矢原 秀男君
渡部 通子君 小笠原貞子君
沓脱タケ子君 小巻 敏雄君
下田 京子君 立木 洋君
内藤 功君 橋本 敦君
安武 洋子君 山中 郁子君
渡辺 武君 柄谷 道一君
木島 則夫君 栗林 卓司君
三治 重信君 田淵 哲也君
中村 利次君 藤井 恒男君
向井 長年君 柳澤 鍊造君
和田 春生君 青島 幸男君
喜屋武眞榮君 山田 勇君
江田 五月君 田 英夫君
秦 豊君 前島英三郎君

昭和五十三年三月二十四日 衆議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙蔵

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案
森林組合合併助成法の一部を改正する法律案
森林組合合併助成法(昭和三十八年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第三案第三項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔鈴木省吾君登壇、拍手〕
○鈴木省吾君 ただいま議題となりました法律案について、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本案は、森林組合の合併につき、現行法の適用を受ける合併及び事業経営計画の認定を都道府県知事から受ける申請の期限が本年三月末となつておりますのを、五カ年間延長して、昭和五十八年三月末までしようとするものであります。

委員会におきましては、林業の一般情勢、既往の合併の実績、今後の認定基準や合併目標等が問題になりました。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第六 計量法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 計量法の一部を改正する法律案 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

三四六

別表第二十二号中(四)を(七)とし、(五)を(四)とし、(四)を(三)とし、(三)を(二)とし、(二)を(一)とし、(一)を(〇)とし、(〇)を(八)とし、(八)の次に次のように加える。

(9) 流量計

五一〇、〇〇〇

別表第二十三号(五)中「六〇、〇〇〇」を「五一〇、〇〇〇」に改め、同号(六)を次のように改める。

(6) 速さ基準器

イ 基準回転計

三〇、〇〇〇

ロ その他の速さ基準器

五一〇、〇〇〇

別表第二十三号中(四)を(七)とし、(五)を(四)とし、(四)を(三)とし、(三)を(二)とし、(二)を(一)とし、(一)を(〇)とし、(〇)を(八)とし、(八)の次に次のように加える。

(9) 流量基準器

五一〇、〇〇〇

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、別表中「別表」を「別表(第二百二十二条関係)」に改める改正規定、同表第一号から第八号まで、第十号、第十二号、第十五号、第十六号、第十七号(1)並びに第十八号(1)及び(4)の改正規定、同号(1)の改正規定中「一、〇〇〇」を「二、三〇〇」に改める部分、同表第二十号の改正規定並びに同表第二十三号(四)の改正規定中「一〇、〇〇〇」を「一九、〇〇〇」に改める部分は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に次に掲げる計量器の製造の事業を行っている者は、この法律の施行

の日から六月間は、第十三条の登録を受けないで、その事業を継続することができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

一 改正後の第十二条第六号に掲げる速さ計(改正前の同号に掲げる機械式回転型速さ計及び電気式回転型速さ計を除く。)

二 改正後の第十二条第八号の二に掲げる流量計

3 この法律の施行の際現に前項各号に掲げる計量器の修理の事業を行っている者は、この法律の施行の日から六月間は、第三十一条の登録を受けなくて、その事業を継続することができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、登録又は登録の拒否の処分

があるまでの間も、同様とする。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(工業技術院設置法の一部改正)

5 工業技術院設置法(昭和二十三年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「レントゲン」を「クローム毎キログラム」に、「行なう」を「行う」に改める。

〔補正後君登壇、拍手〕

○補正後君 ただいま議題となりました計量法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際度量衡総会の決議等に基づき、計量単位について所要の追加を行うとともに、公害計測の充実のため必要な計量器の範囲を拡大し、あわせて計量器製造事業の登録等の手数料を改定しようとするものであります。

委員会におきましては、計量行政の方向と改正案の内容、公害計測の適正化に関する問題等について熱心な質疑が行われましたが、詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、対馬理事より、計量単位の普及対策等三項目にわたる各会派共同の附帯決議案が提出され、全会一致をもってこれを本委員会

の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙吉) 日程第七 義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長吉田実君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年三月二十四日

参議院議長 安井 謙吉
衆議院議長 保利 茂

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律

義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。附則第三項中「昭和五十二年」を「昭和五十七年度」に改める。

附 則

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。

〔吉田実君登壇 拍手〕

○吉田実君 ただいま議題となりました法律案について、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、児童生徒急増市町村が設置する小中学校の校舎の新増築費に係る国の負担割合を三分の二に引き上げる措置を引き続き昭和五十七年度まで継続し、もって、公立文教施設整備の促進と関連市町村の財政負担の軽減を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、市町村の超過負担、屋内運動場・用地及び危険校舎の整備の促進、宅地開発に伴う文教施設整備のあり方、高校対策などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙吉) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙吉) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙吉) 日程第八 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。通信委員長原俊夫君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年三月十六日

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙吉

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、別冊日本放送協会昭和53年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

日本放送協会昭和53年度収支予算、事業計画及び資金計画

昭和53年度収支予算

予算総則

第1条 昭和53年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第2条 放送の受信についての契約を締結した者から徴収する受信料の月額額は、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約(以下「普通契約」という。)にあつては420円、カラーテレビジョン放送を含む受信の契約(以下「カラー契約」という。)にあつては710円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ4,620円、7,810円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ2,310円、3,905円とする。

第3条 前項の規定にかかわらず、沖縄県の区域において徴収する受信料の月額額は、特例措置として普通契約330円、カラー契約610円とする。ただし、12か月分を前納する者についての当該12か月分はそれぞれ3,630円、6,710円とし、6か月分を前納する者についての当該6か月分はそれぞれ1,815円、3,355円とする。

第4条 本予算は、この予算の各項に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第5条 本予算の各項に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て、各項目において、彼此流用することができる。ただし、給与については、他の項と彼此流用することができない。

第6条 前項ただし書の規定にかかわらず、経済情勢の予見できない変動に伴い、本予算における給与の額が民間賃金及び国等の給与の額に比して、著しく均衡を欠くこととなつた場合に限り、事業計画の実施を妨げない範囲において給与の改定を行うときは、経営委員会の議決を経て、他の項と彼此流用することができる。

第7条 本予算中資本支出において、年度内に支出を終わらないときは、同一計画事項の支出に充てるため、予算の残額を翌年度に繰り越すことができる。

第8条 前年度予算総則第五條による繰越額は、本年度において、同一計画事項に限り使用することができる。

第9条 予備費は、予見しがたい予算の不足に充てる以外にこれを使用することができない。

第10条 予備費を使用する場合は、経営委員会の議決を経なければならない。

第11条 事業量の増加等により、収入が予算額に比し増加するときは、その増加額は、経営委員会の議決を経て、その一部又は全部を事業のため直接必要とする経費の支出、借入金の返還又は設備の新設、改善に充てることができる。

第12条 前項に定めるもののほか、職員の能率向上による企業経営の改善によつて、収入が予算額に比し

増加し、又は経費を予定より節減したときは、その増加額又は節減額は、経営委員会の議決を経て、その一部を職員に対する特別の給与の支給に充てることができる。

第8条 前期繰越金が本予算において予定する金額に比し増減したときは、経営委員会の議決を経て、借入金金の額を加減し、又は借入金金の返還もしくは設備の新設、改善に充てた経費を加減して使用することができる。

第9条 本予算中、資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、また、長期借入金は放送債券に替えることができる。

第10条 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比し増加するときは、その増加額は、それぞれ国際放送並びに選挙放送に経費の支出に充てることができる。

第11条 業務に関連ある調査研究等に対し、交付金、補助金等の収入があるときは、その金額は、調査研究に経費の支出に充てることができる。

昭和53年度収支予算書

(事業収支)		(事業収支)	
(項) 事業	(項) 事業	(項) 事業	(項) 事業
収入	支出	収入	支出
216,157,838千円	211,200,110千円	216,157,838千円	211,200,110千円
3,997,605千円	260,250千円	3,997,605千円	260,250千円
219,083,838千円	76,428,004千円	219,083,838千円	76,428,004千円
59,153,033千円	1,405,505千円	59,153,033千円	1,405,505千円
30,696,970千円	2,732,887千円	30,696,970千円	2,732,887千円
26,713,016千円	16,400,000千円	26,713,016千円	16,400,000千円
2,875,023千円	689,450千円	2,875,023千円	689,450千円
2,000,000千円	2,936,000千円	2,000,000千円	2,936,000千円
34,182,000千円	16,400,000千円	34,182,000千円	16,400,000千円
11,830,000千円	600,000千円	11,830,000千円	600,000千円
1,652,000千円	3,000,000千円	1,652,000千円	3,000,000千円

(款) 長期借入金 700,000千円
(項) 建設費 31,246,000千円
放送債券還立資産繰入れ 20,700,000千円
放送債券還金 1,786,000千円
長期借入金返還金 1,660,000千円
7,100,000千円

昭和53年度の財政を安定させるための財源として、昭和51年度及び昭和52年度より使用を繰り延べることとしている繰越金合計額11,830,000千円を前期繰越金受入れに計上し、2,936,000千円を本年度の事業収支差金の補てんのために使用し、8,894,000千円を債務償還のために使用する。
なお、事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は、215,897,588千円、事業支出から特別支出を除いた経常事業支出は、218,404,388千円であり、経常事業収支差金は、△2,506,800千円である。この経常事業収支差金は、上記の繰越金をもつて補てんする。

昭和53年度事業計画

1 計画概説

昭和53年度における日本放送協会の事業運営は、昭和51年度を初年度とする3か年の経営計画の最終年度としての課題を果たすべく受信料収入の確保と経費の抑制に最大の努力を傾注するとともに、設備投資についても重点的に実施し、社会、経済情勢に即応して、極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、視聴者の意向を吸収して、これを事業運営に的確に反映し、放送の全国普及、番組の充実刷新に努めることとする。

(1) 放送網の建設については、テレビジョン、ラジオ放送とも視聴者の要請にこたえて全国あまねく受信できるよう、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網、ラジオにおいては、FM放送局の建設を行うとともに、標準放送用周波数割当計画表の修正に対応した放送網の整備を進める。

(2) 放送番組については、視聴者の意向を積極的に受け止めるとともに、視聴態様に対応して、共感を呼ぶ魅力ある番組の一層弾力的な編成を行う。

なお、これらを通じて放送番組全般の利用促進に努める。
(3) 社会環境の激しい変化の中で、更に幅広い視聴者の意向を吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。

(4) 受信料負担の公平を期するため、視聴者の生活態様に即した営業活動を大都市を重点に積極的

に推進し、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努める。
また、受信料免除については、免除実施対象の見直しを行い、日本放送協会放送受信料免除基準に定める「職業訓練所」、「青少年きょう正教育施設」、「刑務所等」、「公的医療機関等」、「図書館」、「博物館等」に対する受信料の免除を廃止する。

(5) 国際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するた

め、番組の充実刷新を行う。

(6) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を推進し、その成果を放送に生かすとともに、広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層積極的に推進し、企業能率の向上を図る。また、職員に対する給与等については、適正な水準の維持を図る。

2 建設計画

建設計画については、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に 98 億 800 万円、演奏所の整備に 5 億 3,000 万円、放送設備の整備に 62 億 6,600 万円、研究設備の整備等に 40 億 9,600 万円、総額 207 億円をもつて施行する。

(1) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の難視聴地域の解消をより効率的に進めることとし、200 地区にテレビジョン局の建設を完成し、120 地区の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設については、900 施設を設置する。

また、県域放送のためのテレビジョン局の調査を行うほか、老朽の著しいテレビジョン放送機器の整備等を行う。

これらに要する経費は、79 億 9,800 万円である。

(2) ラジオ放送網計画

F.M.放送局 5 局の建設を完成し、5 局の建設に着手するとともに、標準放送用周波数割当計画表の修正に対応して、必要な整備を進めるほか、老朽の著しいラジオ放送機器の整備等を行う。これらに要する経費は、18 億 1,000 万円である。

(3) 演奏所整備計画

老朽佚あひな地方放送会館の整備を取り進める。

これに要する経費は、5 億 3,000 万円である。

(4) 放送設備整備計画

ローカル放送充実のための放送機材の整備を行うほか、老朽の著しい報道用取材機器、中継放送用機器の更新整備等を行う。

これらに要する経費は、62 億 6,600 万円である。

(5) 研究設備、一般施設整備計画

新しい技術の開発を図るため、研究設備、調査用機器等の整備を行うほか、業務の効率化のための機器の整備、宿舍の整備等を行う。

これらに要する経費は、40 億 9,600 万円である。

3 事業運営計画

(1) 要員及び給与

要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、前年度より総員を 16,560 人とする。

これに要する給与は、総額 764 億 2,800 万 4 千円である。

(2) 国内放送

放送番組については、視聴者の意向を積極的に受け止め、テレビジョン放送において、総合

放送は、1 日 17 時間 30 分(週間平均)の放送時間により、広く一般を対象とした普遍性ある放送として、夜間の番組編成の大幅な刷新に努め、教育放送は、1 日 18 時間の放送時間により、各種教育番組を中心に編成し、教育、教養番組の充実強化を図る。ローカル放送は、1 日 1 時間 30 分の放送時間により実施することとし、番組を一層充実して、ローカルサービスの向上を図る。

ラジオ放送においては、第 1 放送は 1 日 19 時間、第 2 放送は 1 日 18 時間 30 分の放送時間により、全般にわたり番組の刷新を図り、聴取者の聴取態様に対応した番組の編成を行う。また、F.M.放送は、1 日 18 時間の放送時間により、その特性を生かした音楽番組を中心に編成し、聴取者の意向にこたえて刷新を行う。

放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

このため、番組関係に要する経費の総額は、395 億 3,110 万 1 千円である。すなわち、番組制作に 358 億 3,194 万 5 千円、番組の編成企画その他に 36 億 9,915 万 6 千円である。

放送施設の運用維持については、置局等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、131 億 7,201 万 9 千円である。

通信施設関係については、回線専用料金の改定等により、前年度 49 億 6,988 万 3 千円に対し、14 億 9,088 万円の増額となり、総額 64 億 4,991 万 3 千円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度 509 億 256 万円に対し、82 億 5,047 万 3 千円の増額となり、総額 591 億 5,303 万 3 千円である。

(3) 国際放送

国際放送については、1 日 87 時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際間の理解と親善に寄与する。

このため、前年度 12 億 8,152 万 8 千円に対し、1 億 2,397 万 7 千円の増額となり、総額 14 億 550 万 5 千円である。

(4) 広報及び営業活動

社会環境の激しい変化の中で、更に幅広い視聴者の意向を積極的に吸収し、これを事業運営に的確に反映させるとともに、公共放送としての協会の基本的性格と受信料制度等について、視聴者の理解と信頼を深めるため、視聴者会議の運営等の諸活動を強化する。

また、社会情勢の変化に対応し、受信料負担の公平を期するため、視聴者の生活態様に即した営業活動を大都市を重点に積極的に推進して、受信契約の増加と受信料の確実な収納に努めるとともに、放送受信環境の多様化に対し、受信サービス活動を強化し、視聴者の要請にこたえる。

このため、前年度 265 億 6,849 万 1 千円に対し、41 億 2,847 万 9 千円の増額となり、総額 306 億 9,697 万円である。すなわち、広報に 8 億 9,466 万 3 千円、受信改善に 15 億 8,089 万 6 千円、契約収納に 291 億 5,241 万 1 千円、未収受信料欠損償却費に 50 億 6,900 万円である。

(5) 調査研究

調査研究については、視聴者の多様な要望にこたえ、放送の発展を図るため、番組面において、番組視聴状況調査並びに意向調査等を行い、技術面において、放送技術分野の開発研究、放送衛星の実験及び開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送技術発展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度24億3,860万5千円に対し、2億9,423万2千円の増額となり、総額27億3,283万7千円である。

(6) 経営管理

経営管理については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減に努めるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保険費の増加等により、前年度240億9,773万7千円に対し、26億1,527万9千円の増額となり、総額267億1,301万6千円である。すなわち、一般管理に23億3,677万2千円、施設の維持管理に42億6,480万2千円、職員の厚生保健に124億9,614万9千円、退職手当その他に76億1,519万3千円である。

(7) 減価償却費、財務費及び予備費

減価償却費164億円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費28億7,502万3千円及び予備費20億円を計上する。

(8) 特別収入及び特別支出

特別収入は、固定資産売却益等2億6,025万円を計上する。
特別支出は、固定資産売却損等6億8,945万円を計上する。

(9) 事業収支差金

事業収支差金29億3,600万円については、昭和53年度の財政を安定させるための財源として、昭和51年度及び昭和52年度より使用を繰り延べることとしている繰越金により補てんする。

なお、繰越金の合計額は、118億3,000万円であり、これは上記事業収支差金の補てんに29億3,600万円を使用するはめ、債務償還のために88億9,400万円を使用するものである。

4 受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和53年度	昭和52年度	増	減
年度	初頭契約者数	2,908,000	3,304,000	△	395,000
年度	新規契約者数	520,000	550,000	△	30,000
年度	内新解契約者数	770,000	950,000	△	180,000
年度	内増加契約者数	250,000	400,000	△	150,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和53年度	昭和52年度	増	減
年度	初頭免除者数	440,000	446,000	△	6,000
年度	内新規免除者数	26,000	25,000	△	1,000
年度	内解免除者数	27,000	26,000	△	1,000
年度	内増加免除者数	1,000	1,000	△	0

(2) カラー契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和53年度	昭和52年度	増	減
年度	初頭契約者数	24,227,000	23,123,000	△	1,104,000
年度	内新規契約者数	2,390,000	2,520,000	△	130,000
年度	内解契約者数	1,540,000	1,420,000	△	120,000
年度	内増加契約者数	850,000	1,100,000	△	250,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和53年度	昭和52年度	増	減
年度	初頭免除者数	221,000	186,000	△	35,000
年度	内新規免除者数	48,000	49,000	△	1,000
年度	内解免除者数	11,000	10,000	△	1,000
年度	内増加免除者数	37,000	38,000	△	2,000

(参考1)

前記4のうち沖縄県の区域における受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和53年度	昭和52年度	増	減
年度	初頭契約者数	47,260	56,000	△	8,740
年度	内新規契約者数	8,000	7,000	△	1,000
年度	内解契約者数	14,000	16,000	△	2,000
年度	内増加契約者数	6,000	9,000	△	3,000

1 受信料免除者見込数				
区	分	昭和53年度	昭和52年度	増減
年度初頭免除者数		4,950	5,120	▲
年度内新規免除者数		120	90	30
年度内解除者数		0	0	0
年度内増加免除者数		120	90	30

(2) カラー契約

7 有料契約者見込数

区	分	昭和53年度	昭和52年度	増減
年度初頭契約者数		154,000	139,000	15,000
年度内新規契約者数		43,000	41,000	2,000
年度内解除者数		31,000	26,000	5,000
年度内増加契約者数		12,000	15,000	▲
年度内増加免除者数				3,000

1 受信料免除者見込数

区	分	昭和53年度	昭和52年度	増減
年度初頭免除者数		450	410	40
年度内新規免除者数		30	40	10
年度内解除者数		0	0	0
年度内増加免除者数		30	40	10

(参考2)

有料契約者見込総数

区	分	普通契約者数	カラー契約者数	契約者総数
年度初頭契約者数		2,909,000	24,227,000	27,136,000
年度内増加契約者数		250,000	850,000	600,000
年度内解除者数		2,659,000	25,077,000	27,736,000

1 資金計画の概要

昭和53年度収支予算及び事業計画に基づき本年度の資金計画は、受信料、放送債券、長期借入金等による入金総額2,295億5,462万8千円、事業経費、建設経費、放送債券の償還、長期借入金の返還等による出金総額2,295億9,103万4千円をもつて施行する。

2 入金の部

受信料については、受信料収入予算2,112億11万円から年度内に収納に至らないものを控除し

た受信料収入総額2,027億5,211万円を予定する。
放送債券については、30億円発行による入金額29億9,250万円、長期借入金については、7億円を予定する。

このほか、国際放送関係等交付金収入6億9,987万3千円、受入利息等雑収入39億9,780万5千円、固定資産売却収入2億9,580万円、放送債券償還積立資産の増し入れ16億5,200万円、有価証券売却その他の入金164億6,474万円を見込む。

3 出金の部

事業経費1,908億1,086万5千円、建設経費207億円、放送債券の償還16億6,000万円、長期借入金の返還71億円、支払利息等の経費27億9,466万9千円、放送債券償還積立資産への繰入れ17億8,600万円、予備費20億円、有価証券購入その他の出金27億4,000万円を合わせ出金額は、総額2,295億9,103万4千円である。

(参考) 資金の需要及び調達の見込みは、下表のとおりである。

(単位 千円)

区	分	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期	合計
1. 前期末資金有高		12,000,000	12,013,110	12,023,494	11,989,566	—
2. 入						
受信料		53,571,867	48,905,048	67,880,769	56,196,944	229,554,628
長期借入金		43,303,019	45,646,676	58,554,205	50,248,210	202,752,110
固定資産売却収入		0	0	2,992,500	0	2,992,500
雑収入		0	0	0	700,000	700,000
交付金収入		174,690	173,580	174,690	176,913	699,873
雑収入		433,572	944,838	1,052,770	1,516,425	3,997,605
固定資産売却収入		4,450	4,450	258,450	28,450	295,800
有価証券売却収入		0	0	0	1,652,000	1,652,000
有価証券売却収入		4,606,136	2,135,504	4,848,154	4,574,946	16,464,740
3. 出						
事業経費		53,558,757	48,894,664	67,914,697	59,222,916	229,591,034
建設経費		47,567,062	41,160,056	59,841,529	42,211,715	190,810,365
放送債券償還		4,957,262	6,290,996	4,998,049	4,453,693	20,700,000
長期借入金返還		0	60,000	0	1,600,000	1,660,000
支払利息等の経費		0	0	0	7,100,000	7,100,000
放送債券償還積立資産繰入れ		494,433	853,612	575,119	871,505	2,794,669
有価証券購入その他の出金		0	0	0	1,786,000	1,786,000
4. 期末資金有高		12,013,110	12,023,494	11,989,566	11,963,594	—

昭和五十二年三月三十一日 参議院公報第三十二号 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件 地方税法の一部を改正する法律案

三五二

日本放送協会昭和53年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見

放送法(昭和25年法律第132号)第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の昭和53年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和53年2月

郵 政 大 臣

日本放送協会昭和53年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和53年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当である。

なお、昭和53年度収支予算は、事業収支における収入不足額29億円と債務償還に必要な資金の不足額89億円を昭和51年度及び昭和52年度からの繰越金118億円で補てんすることにより、収支の均衡を保っており、協会を取り巻く経営環境は極めて厳しいと考えられる。

協会は、この厳しい現状を深く認識し、事業計画等の実施に当たっては、特に、下記の点に配慮すべきである。

記

- 1 協会は、公共放送機関としての経営責任を全うするため、長期的展望に立つて事業運営の刷新、効率化を図るとともに、国民生活に及ぼす影響を考慮し、受信料の改定を極力抑制するよう努めるべきである。
- 2 昭和53年度収支予算は、単年度で多額の収入不足を生じているが、協会は、経営の基盤である受信料の確実な収納と経費削減の徹底を図り、この収入不足額を極力減少させるよう努めるべきである。
- 3 協会は、その放送の果たすべき役割を十分認識し、一層創意と工夫を凝らして、国民生活の充実向上に寄与する放送を行うよう努めるべきである。
- 4 テレビジョン放送の難視聴解消については、更に効果的にこれを実施するよう努めるべきである。

〔栗原俊夫君登壇、拍手〕

○栗原俊夫君 ただいま議題となりました案件について、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

その概要を申し上げますと、まず、収支予算につきましても、事業収支は二十九億四千万円の赤字となっており、これは前二カ年度よりの繰越金をもって補てんすることとしております。また、事業計画におきましても、その重点を、視聴者意向の積極的吸収と事業運営面への的確な反映、難視聴解消のための中継局等の建設、放送番組の充実刷新、特に総合テレビの夜間番組の大幅刷新、受信料の確実な収納を図るための営業活動の強化等に置いているほか、受信料免除対象の一部を廃止することとしております。

委員会におきましては、今後の経営見通し、公共放送としての番組編成のあり方、高層ビルなどによる受信障害の解消対策、受信料不払い対策等の諸問題について活発な質疑が行われました。質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもってこれを承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し、委員会は全会一致をもって七項目にわたる附帯決議を付することいたしました。以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

○議長(安井謙君) 日程第九 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長金井元彦君。

〔掲載〕

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に〕
地方税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年三月二十四日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第十六条第一項中「五万円を」五十六万円に改め、同項第四号中「附した」を「付した」に改める。
第五十二条第一項の表を次のように改める。

法 人 等 の 区 分	税 率
一 資本の金額又は出資金額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。次号から第四号まで及び第四項において同じ。)が五十万円を超える法人(次項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号から第四号までにおいて同じ。)	年額 二十万円
二 資本の金額又は出資金額が十億円を超え五十億円以下である法人	年額 十万円
三 資本の金額又は出資金額が一億円を超え十億円以下である法人	年額 二万円
四 資本の金額又は出資金額が千万円を超え一億円以下である法人	年額 六千円
五 前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 二千円

第五十二条第四項中「及び第二号」を「から第四号まで」に改め、「掲げる日」の下に「(第二項第一号に掲げる法人が保険業法に規定する相互会社で次条第一項の法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものである場合には、政令で定める日)を加える。
第七十二条の十四第一項ただし書中「第三号から第六号まで」を「第四号から第七号まで」に、「以下第七十二条の十七第一項ただし書」を「第七十二条の十七第一項ただし書」に改める。
第七十三条の二に次の二項を加える。

11 土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)による土地区画整理事業(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による住宅街区整備事業を含む。次項及び第七十三条の二十九において同じ。又は土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業(農用地開発公団が農用地開発公団法(昭和四十九年法律第四十三号)により行う同法第十九条第一項第

号イ又はロの事業を含む。第七十三条の二十九において同じ。)の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地又は一時利用地(以下本項及び第七十三条の二十九において「仮換地等」という。)の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することとできることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地(以下本項において「従前の土地」という。)の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

12 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第百条の二(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。の規定によつて管理する土地(以下本項において「保留地予定地」という。がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換

地処分公告がある日までの間当該保留地予定地である土地について使用し、又は収益することとできること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地である土地を取得することを目的とする契約が締結されたときは、当該契約の効力が発生した日として政令で定める日において当該保留地予定地である土地の取得がされたものとみなし、当該保留地予定地である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。
第七十三条の四第一項第二号中「もつばら」を「専ら」に改め、同項第三号中「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「(以下第三百四十八条第二項第十号において「社会福祉事業」という。及び「(以下第三百四十八条第二項第十号において「更生保護事業」という。を削り、同項第五号中「の外」を「のほか」に改め、同項第八号中「行なう」を「行う」に改め、「並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会が経営する家畜診療所」を削り、同号の次に次の一号を加える。

八の二 農業共済組合及び農業共済組合連合会が経営する家畜診療所の用に供する不動産並びにこれらの組合及び連合会が直接農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)第九十八条の二(同法第百三十二条第一項において準用する場合を含む。の規定による損害額の認定の用に供する不動産

第七十三条の四第一項第九号中「若しくは同項第十二号」を「又は同項第四号若しくは第十二号」に、「土地又は同項第二号の宅地と併せて造成する土地若しくは」を「土地及び」に、「若しくは同項第二号」を「又は同項第二号」に、「若しくは地方公共団体」を「又は地方公共団体」に、「若しくは公共の用」を「又は公共の用」に改め、同項第九号の二中「宅地開発公団が」を「宅地開発公団が」に改め、「含む。」の下に「又は同項第二号に規定する業務」を加え、「若しくは第十一号」を「又は第十一号」に、「又は同項第一号の宅地と併せて造成する土地若しくは同項第一号の」及び同項第一号の「に、若しくは地方公共団体」を「又は地方公共団体」に、「若しくは公共の用」を「又は公共の用」に改め、同項第九号の三中「若しくは第三項第二号」を「又は第三項第二号若しくは第四号」に、「又は同項第一号の宅地と併せて取得し、若しくは造成する土地若しくは同項第一号の住宅の建設若しくは同項第二号の宅地の取得若しくは造成と併せて建設する家屋で国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供するもの」を並びに地方住宅供給公社が同項第二号の宅地の取得若しくは造成又は同項第一号の住宅の建設若しくは同項第二号の宅地の取得若しくは造成と併せ、同項第六号に規定する業務として土地又は家屋で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するものを取得し、若しくは造成し、又は建設する場合における当該土地及び家屋に改め、同項第十一号の二中「この国の協会が、」を「この国の協会が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十九 高圧ガス保安協会が高圧ガス取締法

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 地方税法の一部を改正する法律案

(昭和二十六年法律第二百四号)第五十九条の二十八第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の五第一項中「昭和二十四年法律第百九十五号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「昭和四十九年法律第四十三号」を削る。

第七十三条の六第三項中「昭和二十九年法律第百十九号」及び「昭和五十年法律第六十七号」を削る。

第七十三条の十四第六項及び第七十三条の二十七の二第一項中「若しくは土地開発公社」を「土地開発公社若しくは地域振興整備公団」に改める。

第七十三条の二十七の六第一項中「行なう」を「行う」に改め、「五年以内」の下に「これらの土地の取得の日から五年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査が開始された場合において、これらの事業の完了の日として政令で定める日後一年を経過する日)がこれらの土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間」を加え、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「当該取得の日から五年以内の期間」とあるのは「当該取得の日から五年以内の期間(当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間)」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

第七十三条の三十を削り、第七十三条の二十九を第七十三条の三十とし、第七十三条の二十八の次に次の一条を加える。

(仮換地等の指定があつた場合における不動産取得税の課税の特例等)

第七十三条の二十九 土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地等の指定があつた場合における当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができるとなつた日前における当該仮換地等に対応する従前の土地の取得に係る第七十三条の二十四の規定の適用の特例その他本節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七百四十四条の三第一項中「千五百円」を「二千元」に改める。

第三百十二条第一項の表を次のように改める。

法人等の区分		税率
一	資本の金額又は出資金額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算定した金額。次号から第四号まで及び第五項において同じ。)が五十億円を超える法人(第三項第三号に掲げる公共法人等を除く。次号から第四号までにおいて同じ。)で市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員(政令で定める役員を含む。)の数の合計数(次号から第四号まで及び第五項において「従業員数の合計数」という。が百人を超えるもの	年額 八十万円
二	資本の金額又は出資金額が十億円を超え五十億円以下である法人で従業員数の合計数が百人を超えるもの	年額 四十万円
三	資本の金額又は出資金額が十億円を超える法人で従業員数の合計数が百人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業員数の合計数が百人を超えるもの	年額 八万円
四	資本の金額又は出資金額が一億円を超え十億円以下である法人で従業員数の合計数が百人以下であるもの及び資本の金額又は出資金額が千万円を超え一億円以下である法人	年額 二万四千元
五	前各号に掲げる法人以外の法人等	年額 八千元

第三百十二条第二項中「十三万四千元」を「百万円」に、「四万円」を「五十六万円」に改め、「第三号」の下に「に掲げる法人については十三万四千元を、同表の第四号に掲げる法人については四万円を、同表の第五号を加え、同条第五項中「及び第二号」を「から第四号まで」に改め、「掲げる日」の下に「(第三項第一号に掲げる法人が保険業法に規定する相互会社で第三百二十一条の八第一項の法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)に規定する申告書を提出する義務があるものである場合には、当該相互会社の資本の金額又は出資金額について、政令で定める日)」を加える。

第三百四十三条第六項中「土地区画整理法による土地区画整理事業」の下に「(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。以下本項において同じ。)」を加え、「土地区画整理法第百条の二の規定によつて土地区画整理事業の施行者が」を「土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第百条の二(大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準

用する場合を含む。の規定によつてに、「土地区画整理事業の施行者以外」を「土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外」に改める。

第三百四十八条第二項第二号の五中「政令で定める市街地の区域の下に」又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち政令で定める区域を加え、同項第三号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同項第六号の二中「昭和二十六年法律第二百四号」を削り、同項第十号中「社会福祉事業、更生保護事業」を「社会福祉事業法による社会福祉事業、更生緊急保護法による更生保護事業」に改め、同項第十一号中「の外」を「のほか」に改め、同項第十一号の三中「行なう」を「行う」に、且つ「を」かつに改め、同項第十一号の四中「且つ」を「かつ」に改め、同項第十八号の三中「このものの国協会が、」を「このものの国協会が」に改め、同項に次の一号を加える。

三十二 高圧ガス保安協会が高圧ガス取締法第五十九条の二十八第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの
第三百四十八条第四項中「昭和二十二年法律第二百八十五号」を削る。

第三百四十九条の三第七項中「五分の三」を「三分の二」に改め、同条第十項中「前項の規定の適用を受ける航空機以外の航空機で」を「主として離島路線その他の地方的な航空運送を確保するため必要な路線として自治省令で定める路線に就航する航空機で自治省令で定めるものうち」に、「五分

の三」専ら離島路線として自治省令で定める路線に就航する航空機(以下本項において「離島航空機」という。)にあつては、当該離島航空機の価格の三分の一を三分の一に、「五分の四(離島航空機にあつては、当該離島航空機の価格の三分の二)」を三分の二に改める。

第四百八十九条第一項第二号中「ねずみ鋳鉄(電気炉により製造されるものに限る。及び純鉄)を」及びねずみ鋳鉄(電気炉により製造されるものに限る。)に改め、同項第七号中「可燃性天然ガス及び石油」を「及び可燃性天然ガス」に改め、同項第二十二号の二中「ケトン」を削り、同項第二十二号の四中「アクリル酸(プロピレンを原料とするものに限る。及び無水マレイン酸)を」及びアクリル酸(プロピレンを原料とするものに限る。)に改める。

第四百九十条の二第二項中「四千八百円」を「六千円」に改める。

第五百八十五条第五項を次のように改める。
5 第七十三条の二第二項及び第十二項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、これらの規定中「取得者」とあるのは、「第五百八十五条第一項の土地の所有者等」と読み替へるものとする。

第五百八十六条第二項第五号の四を第五号の五とし、第五号の三を第五号の四とし、第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 雇用促進事業団が雇用促進事業団法第

十九条第一項第五号に規定する福祉施設で政令で定めるものの用に供する土地

第五百八十六条第二項第十号中「構造改善事業」

の下に「若しくは当該構造改善事業に係るもの」と

して政令で定める事業」を、「新分野進出事業」の

下に「若しくは当該新分野進出事業に係るもの」と

して政令で定める事業」を加え、同項第十一号中

「共同利用施設」の下に「で同条第一項に規定する

振興事業の用に供するもの」を加え、「第十号」を

「第九号」に、「第十四号」を「第十号」に改め、「基

づく高度化事業」の下に「又は当該高度化事業に係

るものとして政令で定める事業」を加え、同項第

十二号中「又は」を「若しくは」に、「行なう」を「行

う」に、「場合における当該事業」を「場合又は当該

事業に係るものとして政令で定める事業を行う者

が当該事業を実施する場合におけるこれらの事

業」に改め、同項第十三号中「又は同条第二項」を

「若しくは同条第二項」に改め、「実施する構造改

善事業」の下に「又は当該構造改善事業に係るもの

として政令で定める事業」を加え、同項第二十号

の次に次の一号を加える。

二十の二 建築基準法第五十九条の二第一項の

規定による許可を受けた同項に規定する建築

物の敷地の用に供する土地

第五百八十六条第二項第二十五号の次に次の一

号を加える。

地区内の土地で政令で定めるもの

第五百八十六条第二項第二十七号の次に次の一

号を加える。

二十七の二 日本国有鉄道がその高架の鉄道に

係る線路設備の用に供する土地で他の者に貸

し付けられているもの

第五百八十六条第二項第二十八号中「及び第五

号の四」を「から第五号の五まで及び前号」に改め、

同項第二十九号中「第五号の四」を「から第五号

の五まで」に改める。

第五百九十六条第二号中「第五百八十五条第五

項若しくは第六項」を「第五百八十五条第六項」に

改める。

第六百一条第一項中「第二十五号」を「第二十五

号の二」に改め、「やむをえない」を「やむを得な

い」に改める。

第六百二条第一項中「若しくは第三号から第七

号まで」を「第二号若しくは第四号から第八号ま

で」に改める。

第六百三条の次に次の二条を加える。

第六百三条の二 市町村は、土地の所有者等が所

有する土地が次の各号に掲げる土地のいずれ

かに該当し、かつ、当該土地の利用が当該市町

村に係る土地利用基本計画(国土利用計画法(昭

和四十九年法律第九十二号) 第九条第一項の土

地利用基本計画をいう。)、都市計画その他の土地

利用に関する計画に照らし、当該土地を含む周

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 地方税法の一部を改正する法律案

三五六

ものであることについて、市町村長が、第五百九十九条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。）までに行われた当該土地の所有者等からの申請に基づき認定した場合に、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

一 事務所、店舗その他の建物又は構築物で、その構造、利用状況等が恒久的な利用に供される建物又は構築物に係る基準として政令で定める基準に適合するものの敷地の用に供する土地（次号に該当するものを除く。）

二 工場施設、競技場施設その他の施設（建物、構築物その他の工作物及びこれらと一体的に利用されている土地により構成されているものに限る。以下本号において「特定施設」という。）で、その整備状況、利用状況等が恒久的な利用に供される特定施設に係る基準として政令で定める基準に適合するものの用に供する土地

2 市町村長が前項の認定を行う場合には、特別土地保有税審議会の議を経なければならない。ただし、同項の申請が既に同項の認定を受けた土地に係るものであり、かつ、市町村長が当該土地について当該認定に係る事情に変更がないと認める場合は、この限りでない。

3 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、同項の認定をし、又は当該認定をしない

旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該申請者に通知しなければならない。

4 市町村長は、第一項の申請があつた場合には、第五百九十九条第一項の納期限から前項の通知をする日までの期間、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六百二条第二項において準用する場合を含む。）又は前条第三項の規定により徴収を猶予されている部分を除く。）の徴収を猶予するものとする。ただし、第一項の申請に係る土地が同項各号に掲げる土地のいずれにも該当しないことが明らかである場合は、この限りでない。

5 第五百八十六条第四項及び第六百一条第七項から第九項までの規定は、第一項の場合について準用する。

6 第一項の申請の手続その他同項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六百三条の三 前条第二項の規定によりその権限に属させられた事項その他同条第一項の規定による特別土地保有税に係る納税義務の免除に関し必要な事項を調査審議させるため、市町村に特別土地保有税審議会を置く。

2 特別土地保有税審議会は、土地利用、都市計画又は土地に関する税制について学識経験のある者及び地方公共団体の職員のうちから、市町村長が任命する者をもつて組織する。

3 前項に定めるもののほか、特別土地保有税審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

第六百七条第二項中「（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。）を削り、又は第六百三条第三項を、第六百三条第三項又は第六百三条の二第四項に改める。第六百八条第一項第四号中「又は第六百三条第二項を、第六百三条第三項又は第六百三条の二第四項に改める。」

第七百一条の三十四第三項第十五号中「共同施設の下に」で同法第二条第一項に規定する繊維工業に属する事業の用に供するものを加え、同項第十六号中「共同施設の下に」で同法第二条第一項の規定により指定された伝統的工芸品に関する産業の用に供するものを加え、同項第二十二号中「又はロの資金の貸付け（これらに準ずるものとして政令で定める資金の貸付けを含む。）又は施設の譲渡しを受けて当該事業を実施する場合における当該事業」を、資金の貸付け（これに準ずるものとして政令で定める資金の貸付けを含む。）を受けて設置する施設及びこれらの者から同号ロの譲渡しを受けた施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業に改め、同項第二十三号中「共同利用施設」の下に「で同条第一項に規定する振興事業の用に供するものを加え、第十号を「第九号」に、第十四号を「第十号」に、基づく高度化事業を「基づく設置する

施設のうち当該高度化事業計画に基づく高度化事業又は当該高度化事業に係るものとして政令で定める事業に改め、同条第五項中「限る。」の用に供する施設を「限る。」又は当該高度化事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設のうち当該計画に基づき設置する施設に改める。

第七百一条の四十一第三項中「当該取壊しが完了し、又は当該取用等の事情が生じた日から二年内に」を削り、「限る。」の下に「当該取壊しが完了し、又は当該取用等の事情が生じた日から二年内（従前の事業所用家屋に代わるものとして認められる事業所用家屋の新築又は増築に要する期間が通常二年を超え、その他その期間を延長することにつきやむを得ない理由があると指定都市等の長が認める場合には、納税義務者の申請に基づき指定都市等の長が定める相当の期間内）」を加え、同条第九項中「これらの規定の適用に関し必要な事項」の下に「第三項の申請の手続」を加える。

第七百一条の五十九第二項及び第七百一条の六十第一項第四号中「又は第四項」を「若しくは第四項」に改め、「含む。」の下に「又は第七百一条の五十一の第二項」を加える。

第七百二条の三「百分の〇・二をこえる」を「百分の〇・三を超え」に改める。

第七百三条の四第四項中「十七万円」を「十九万円」に改める。

第七百三十四条第三項の表第三百十二条第一項の項及び第三百十二条第二項の項を次のように改める。

第三百十二条第一項

八十万円

八十万円(事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内にも所在する場合(以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。))以外の場合には、百万円)

四十万円

四十万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、五十万円)

八万円

八万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、第五十二条第一項の表の第一号に該当するものについては二十八万円、同表の第二号に該当するものについては十八万円、同表の第三号に該当するものについては十万円)

二万四千円

二万四千円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、第五十二条第一項の表の第三号に該当するものについては四万四千円、同表の第四号に該当するものについては三万円)

八千円

八千円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、一万円)

第三百十二条第二項

百万円

百万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、百二十万円)

五十六万円

五十六万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、六十六万円)

十三万四千円

十三万四千円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、第五十二条第一項の表の第一号に該当するものについては三十三万四千円、同表の第二号に該当するものについては二十三万四千円、同表の第三号に該当するものについては十五万四千円)

同表の第四号に掲げる法人については四万円

前項の表の第四号に掲げる法人については四万円(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、第五十二条第一項の表の第三号に該当するものについては六万円、同表の第四号に該当するものについては四万六千円)

同表の第五号に掲げる法人等については一万三千元

前項の表の第五号に掲げる法人等については一万三千元(事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、一万五千元)

附則第四条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 租税特別措置法第二十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第四百十条の規定によつて所得税の還付を受けた者の昭和五十二年又は昭和五十三年において生じた同法第二条第一項第二十五号の純損失の金額のうち当該還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る第三十二条第八項又は第三百十三条第八項の規定の適用については、これらの規定中「三年」とあるのは、「五年」とする。

附則第六条中「昭和五十三年度」を「昭和五十八年度」に改める。

附則第八条第二項中「昭和四十八年法律第四十七号による」を「租税特別措置法第六十八条の二、昭和四十八年法律第四十七号による」に改める。

附則第九条第一項中「(昭和五十一年法律第五号附則第十四条第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。))又は昭和五十一年法律第五号附則第十四条第一項から第三項まで」を、「昭和五十一年法律第五号附則第十四条第二項に、「に規定する被合併法人」を、又は租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号。以下「昭和五

十三年法律第 号」という。附則第十八条第一項から第三項までの規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十三年法律第 号による改正前の租税特別措置法第六十六条

第一項に規定する被合併法人」に、「に規定する合併法人」を、又は昭和五十三年法律第 号附則第十八条第一項から第三項までの規定によりその例によることとされ、若しくは同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる昭和五十三年法律第 号による改正前の租税特別措置法第六十六条第一項に規定する合併法人」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 租税特別措置法第二十八条の五第一項の規定により読み替えて適用される所得税法第四百十条の規定によつて所得税の還付を受けた者の昭和五十二年又は昭和五十三年において生じた同法第二条第一項第二十五号の純損失の金額のうち当該還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る第七十二条の十七第六項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。

附則第九条に次の一項を加える。

6 第七十二条の十五第一項に規定する内国法人

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 地方税法の一部を改正する法律案

で租税特別措置法第六十六条の六第一項各号に掲げるもののうち、第七十二条の十二の各事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入されるものとされる同項に規定する特定外国子会社等の同項に規定する課税対象留保金額があるものに對する第七十二条の十五の規定の適用その他第二章第二節第二款及び第三款の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

とあるのは「附則第十一条の三の規定により読み替へて適用される次条第一項」と、「五年以内の期間(当該不動産」とあるのは「五年(同項の規定の適用がある場合には、七年)以内の期間(当該不動産」とする。

2 昭和五十三年度分の自動車税に限り、第四百七十七条第四項中「又は前項に」とあるのは、「前項又は附則第十二条の二第二項に」と、「又は前項の税率」とあるのは、「前項の税率又は同条第一項の税率」と、同条第五項中「前各項」とあるのは「前各項及び附則第十二条の二第一項」とする。

め、同項を同条第七項とし、同条第九項を削り、同条第十項中「昭和五十二年一月一日」を「昭和五十四年一月一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項から第十七項までを二項ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

附則第十條第三項を削る。

附則第十一條第二項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条第五項中「当分の間」を「当該取得が昭和五十八年三月三十一日までに行われたときに限り」に改め、同条第七項及び第十項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改め、同条第十一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「二分の一」を「五分の二」に改める。

附則第十二條の二を次のように改める。

(自動車税の税率の特例)

第十二條の二 昭和五十三年度分の自動車税に限り、電氣を動力源とする自動車で自治省令で定めるものに対して課する自動車税の標準税率は、第四百七十七条第一項及び第三項の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第七号)による改正前の地方税法以下「昭和五十一年改正前の地方税法」という。第四百七十七条第一項及び第四項に規定す

る税率とする。

附則第十四條中「設置されるもの」を「設置されたもの(第三号に掲げる設備にあつては、昭和五十二年六月十八日以後において新設されたものに限る。)」に改め、同条第二号中「が設置する」を「が設置した」に改め、「海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律の下に(昭和四十五年法律第百三十六号)」を加え、同条第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

16 昭和五十三年度から昭和五十五年までの間において新たに固定資産税が課されることとなる航空機(第三百四十九条の三第九項又は第十項の規定の適用を受ける航空機を除く。)で、航空法第百条又は第百二十一条の免許を受けた者が当該航空機に係る第三百四十三条第一項の所有者(同条第八項の規定により所有者とみなされる者を含む。)であり、かつ、当該免許を受けた者が運航するものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税については、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とし、その後三年度分の固定資産税については、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

附則第十一條の二に次の一條を加える。

(不動産取得税の納税義務の免除等)

附則第十二條の二を次のように改める。

(自動車税の税率の特例)

三 大氣汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設における窒素酸化物の発生を抑止し、又は著しく減少させるための燃焼改善設備で自治省令で定めるもの

附則第十五條第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同条第五項中「昭和五十二年度」を「昭和五十四年度」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「五分の四」を「六分の五」に改

第十一條の三 第七十三條の二十七の六第一項の法人が農地保有合理化促進事業(昭和四十八年度において、国の行政機関の作成した計画に基づく水田買入事業として実施されたものに限り、)の実施により同項に規定する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、同項中「五年」とあるのは「七年」と、同条第二項後段中「次条第一項」

第十二條の二 昭和五十三年度分の自動車税に限り、電氣を動力源とする自動車で自治省令で定めるものに対して課する自動車税の標準税率は、第四百七十七条第一項及び第三項の規定にかかわらず、地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第七号)による改正前の地方税法以下「昭和五十一年改正前の地方税法」という。第四百七十七条第一項及び第四項に規定す

る税率とする。

附則第十四條中「設置されるもの」を「設置されたもの(第三号に掲げる設備にあつては、昭和五十二年六月十八日以後において新設されたものに限る。)」に改め、同条第二号中「が設置する」を「が設置した」に改め、「海洋汚染及び海上災害の防止に關する法律の下に(昭和四十五年法律第百三十六号)」を加え、同条第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

附則第十六條第五項中「人の居住の用に供する部分」の下に「政令で定めるもの」を加え、「所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるもの」に改め、「所有する部分」の下に「政令で定めるもの」を加え、同条第六項中「人の

居住の用に供する部分」の下に「で政令で定めるもの」を加え、その他の政令で定める住宅を削る。

附則第三十条の二を次のように改める。

(軽自動車税の税率の特例)

第三十条の二 昭和五十三年度分の軽自動車税に

限り、電気を動力源とする軽自動車等が自治省令で定めるものに対して課する軽自動車税の標準税率は、第四百四十四条第一項の規定にかかわらず、昭和五十一年改正前の地方税法第四百四十四条第一項に規定する税率とする。

2 昭和五十三年度分の軽自動車税に限り、第四百四十四条第二項中「前項」とあるのは、「前項又は附則第三十条の二第一項」と、「同項各号の税率」とあるのは、「前項各号の税率又は同条第三

一項の税率」と、同条第三項中「前二項」とあるのは、「前二項及び附則第三十条の二第一項」とする。

附則第三十一条中「昭和五十三年五月三十一日」を「昭和五十六年五月三十一日」に改める。

附則第三十二条第二項及び第四項並びに附則第三十二条の二中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に改める。

附則第三十二条の三第四項中「前三項」を「前各項」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に、「新増設に係る事業所税」を「事業所税」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項の表を次のように改める。

第七百一条の三十二第二項	関する部分の規定	
	（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）	（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三第一項
第七百一条の四十一第一項及び第二項	（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）	（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三第二項若しくは第三項
第七百一条の四十一第三項から第五項まで	（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）	（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三第二項若しくは第三項
第七百一条の四十三第一項	（事業に係る事業所税に関する部分に限る。以下次項までにおいて同じ。）	（事業に係る事業所税に関する部分に限る。以下次項までにおいて同じ。）又は附則第三十二条の三第一項
同条	同条	第七百一条の三十四又は附則第三十二条の三第一項
第七百一条の四十三第二項	同条	第七百一条の三十四又は附則第三十二条の三第一項

第七百一条の四十三第三項

（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三第二項若しくは第三項

第七百一条の五十一第一項

又は第七百一条の四十一第一項、第二項若しくは第七項（新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）又は附則第三十二条の三第二項若しくは第三項

附則第三十二条の三第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

指定都市等は、中小企業指導法（昭和三十八年法律第四十七号）第二条に規定する中小企業者（以下本項において「中小企業者」という。）が公害防止事業団から譲渡を受けた公害防止事業団法第十八条第二号に規定する施設で中小企業者の事業の用に供するものに係る事業所床面積及び従業員給与総額に対しては、当該事業が法人の事業である場合には昭和五十七年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には昭和五十七年分まで限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業に係る事業所税（同項に規定する事業に係る事業所税をいう。次条において同じ。）を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

本条において同じ。）を削り、「（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）」の下に「又は前条第一項」を加える。

附則第三十五条の二第二項中「昭和五十二年」を「昭和五十四年度」に改め、同条第三項第一号中「昭和五十一年十二月三十一日」を「昭和五十三年十二月三十一日」に改め、同項第二号中「第二項」を「前項」に改める。

附則第三十五条の二第二項中「昭和五十三年」を「昭和五十五年」に改める。

附則第三十五条の四を削り、附則第三十五条の五を附則第三十五条の四とし、附則第三十五条の六を附則第三十五条の五とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び第四百九十条の二第二項の改正規定は同年六月一日から、第四百九十条の三第一項の改正規定は同年十月一日から施行する。

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法（以下「新法」という。）第五十二条第一項及び第四項の規定は、昭和五

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 地方税法の一部を改正する法律案

三六〇

十三年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第五項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであつた道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新法第七十二条の十四第一項(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第五十五条に關する部分に限る。)の規定は、法人の施行日以後に取得する租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号。以下「昭和五十三年法律第 号」という。)附則第十五条第二項の規定の適用を受ける昭和五十三年法律第 号による改正前の租税特別措

置法第五十五条第一項に規定する特定株式等(以下この項において「特例適用特定株式等」という。)を含む。)について適用し、法人の施行日前に取得した同条第一項に規定する特定株式等(特例適用特定株式等を除く。)については、なお従前の例による。

2 新法附則第九条第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 次項から第四項までに定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の二第二項に規定する同項の契約の効力が発生した日として政令で定める日(以下この項及び附則第十条第三項において「契約の効力発生日」という。)が施行日前の日である場合において、当該契約により新法第七十三条の二第二項に規定する保留地予定地である土地を取得することとされている者が、自治省令で定めるところにより、施行日以後六月以内に道府県知事に対し同項の規定の適用を受けたい旨の申出をしたときは、当該契約の効力発

生日が施行日であるものとみなして、同項の規定を適用する。

3 新法第七十三条の二十七の六の規定は、昭和四十八年四月一日以後に行われた同条第一項に規定する土地の取得に係る不動産取得税について適用し、新法附則第十一条の三の規定は、同条に規定する土地の取得に係る不動産取得税について適用する。

4 新法附則第十二条第一項から第三項までの規定は、施行日以後に租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける新法附則第十二条第一項に規定する農地、草草放牧地及び準農地(以下この項において「農地等」という。)につき租税特別措置法第七十条の四第三項に規定する使用貸借による権利の設定がされる場合における当該農地等に係る不動産取得税について適用し、施行日前に昭和五十三年法律第 号による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける農地等につき同項第一号に規定する使用貸借による権利の設定がされた場合における当該農地等に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する経過措置)

第五条 新法第一百四十四条の三第一項の規定は、昭和五十三年十月一日以後の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課する料理飲

食等消費税については、なお従前の例による。

第六条 新法第三百二十二条第一項、第二項及び第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一条の八第一項の申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。)の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであつた市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十三年度分の固定資産税から適用し、昭和五十二年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三十項の規定は、昭和五十三年度において固定資産税が課されることとなる同項に規定する航空機に対して課すべき固定資産税から適用する。

3 改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第三百四十九条の第三十項の規定は、昭和五十二年において固定資産税が課されることとなつた同項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

4 旧法附則第十五条第二項の規定は、昭和五十二年一月一日までの間において新設された同項に規定する自動列車停止装置に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

5 旧法附則第十五条第九項の規定(固定資産税に関する部分に限る。)は、昭和五十二年一月一日までの間において取得された同項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

(電気税に関する経過措置)

第八条 新法第四百八十九条第一項の規定は、昭和五十三年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(ガス税に関する経過措置)

第九条 新法第四百九十条の二第二項の規定は、昭和五十三年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税(特別徴収に係るガス税に

あつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用したガスに対して課するガス税(特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十条 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十三年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十二年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十五条第五項及び第五百九十六条第二号の規定は、同項において準用する新法第七十三条の二第二十一項に規定する従前の土地の取得が施行日以後においてされる場合又は新法第五百八十五条第五項において準用する新法第七十三条の二第二十二項に規定する契約の効力発生日が施行日以後の日である場合について適用し、当該従前の土地の取得が施行日前におい

てされた場合又は当該契約の効力発生日が施行日前の日であつた場合については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十一条 新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十三年以後の年分の個人の事業について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び同年前の年分の個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。)の新築又は増築について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十二条 新法第七百二条の三の規定は、昭和五十三年度分までの都市計画税から適用し、昭和五十三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第十五条第九項の規定(都市計画税に関する部分に限る。)は、昭和五十二年一月一日までの間において取得された同項に規定する固定資産に対して課する都市計画税については、なおその効力を有する。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十三条 新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和五十三年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(都の特例に関する経過措置)

第十四条 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は同項において準用する新法第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の都民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第七百三十四条第三項において準用する新法第三百二十一条の八第一項の申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。))の申告書に係るものに限る。の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る都民税として納付した、又は納付すべきであつた都民税については、なお従前の例による。

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 地方税法の一部を改正する法律案

(自動車税に関する経過措置)

第十五条 旧法附則第十二条の二の規定は、昭和五十二年度分の自動車税については、なおその効力を有する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第十六条 旧法附則第三十条の二の規定は、昭和五十二年度分の軽自動車税については、なおその効力を有する。

(道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割に関する経過措置)

第十七条 旧法附則第三十五条の四の規定は、昭和五十年中に支払うべき退職手当等(地方税法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第六号)による改正前の地方税法第二十三条第一項第六号又は第二百九十二条第一項第六号に規定する退職手当等をいう。)で同年四月一日前に支払われたものにつき徴収された旧法第五十条の二又は第三百二十八条の規定によつて課する所得割については、なおその効力を有する。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第七条第十一項中「家屋及び償却資産に對して課する」の下に「昭和五十一年度分及び昭和五十二年度分の」を加える。

〔金井元彦君登壇 拍手〕

○金井元彦君 ただいま議題となりました地方税法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本法律案は、地方税負担の現状と地方財政の実情とにかんがみ、地方税負担の適正化及び地方税源の充実強化を図るため、法人の住民税均等割の税率及び都市計画税の制限税率の引き上げ並びに電気税の非課税措置等の整理合理化を行うとともに、料理飲食等消費税の基礎控除額及びガス税の免税点の引き上げ、特別土地保有税の課税の合理化のための措置を講ずる等の所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、今後における地方税源充実の方法、法人事業税の外形標準課税の導入と一般消費税構想との関連、高速有料道路に対する固定資産税の課税問題、土地政策と特別土地保有

税の合理化の意義、電気税の課税のあり方等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知を願います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して野口委員より反対、自由民主党・自由国民會議を代表して望月委員より賛成、公明党を代表して阿部委員より反対、日本共産党を代表して沓脱委員より反対、民社党を代表して向井委員より反対の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対しては、地方自治体の自主財源充実のための国・地方間の税源配分の再検討、個人住民税の負担の軽減、産業用電気税等の非課税措置の整理合理化等九項目にわたる附帯決議を行っております。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。表決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(安井謙君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(安井謙君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(安井謙君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十四票

白色票 百二十三票

青色票 一票

よつて、本案は可決されました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 百二十三名

安孫子藤吉君 青井 政美君

浅野 祐君 井上 吉夫君

伊江 朝雄君 岩動 道行君

石破 二郎君 石本 茂君

糸山英太郎君 稲嶺 一郎君

岩上 二郎君 岩崎 純三君

上原 正吉君 植木 光教君

江藤 智君 衛藤征士郎君

遠藤 要君 遠藤 政夫君

小澤 太郎君 大石 武一君

大島 友治君 大鷹 淑子君

大谷謙之助君 岡田 広君

長田 裕二君 加藤 武徳君

梶木 又三君 金井 元彦君

金丸 三郎君 上條 勝久君

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 地方税法の一部を改正する法律案 法務省設置法の一部を改正する法律案

亀井 久興君	亀長 友義君
河本嘉久蔵君	木村 睦男君
北 修二君	久次米健太郎君
楠 正俊君	熊谷太三郎君
熊谷 弘君	源田 実君
小林 国司君	古賀雷四郎君
後藤 正夫君	郡 祐一君
佐々木 満君	佐藤 信二君
斎藤栄三郎君	斎藤 十朗君
坂野 重信君	坂元 親男君
山東 昭子君	志村 愛子君
嶋崎 均君	下条進一郎君
新谷寅三郎君	菅野 機作君
鈴木 正一君	鈴木 省吾君
世耕 政隆君	園田 清充君
田代由紀男君	田原 武雄君
高橋 圭三君	高橋 普富君
高平 公友君	竹内 潔君
玉置 和郎君	塚田十一郎君
土屋 義彦君	寺下 岩蔵君
戸塚 進也君	徳永 正利君
内藤菅三郎君	中西 一郎君
中村 啓一君	中村 太郎君
中村 榎二君	中山 太郎君
永野 殿雄君	夏目 忠雄君
鍋島 直綱君	成相 善十君
西村 尚治君	野呂田芳成君
長谷川 信君	秦野 章君

初村滝一郎君	嶋山威一郎君
林 寛子君	林 道君
原文兵衛君	松垣徳太郎君
平井 卓志君	福岡日出磨君
福島 茂夫君	藤井 裕久君
藤川 一秋君	藤田 正明君
二木 謙吾君	降矢 敬義君
降矢 敬雄君	細川 護熙君
堀内 俊夫君	堀江 正夫君
真鍋 賢二君	前田 勲男君
増岡 康治君	増田 盛君
町村 金玉君	丸茂 重貞君
三善 信二君	宮田 輝君
最上 進君	望月 邦夫君
森下 泰君	八木 一郎君
安田 隆明君	山崎 竜男君
山内 一郎君	山本 富雄君
吉田 実君	河野 謙三君
前島英三郎君	

川村 清一君	久保 亘君
栗原 俊夫君	小谷 守君
小柳 勇君	小山 一平君
坂倉 藤吾君	志苦 裕君
瀬谷 英行君	田中寿美子君
高杉 勉忠君	竹田 四郎君
対馬 孝且君	寺田 熊雄君
戸叶 武君	野口 忠夫君
野田 哲君	浜本 万三君
広田 幸一君	福岡 知之君
松前 達郎君	松本 英一君
村沢 牧君	村田 秀三君
目黒今朝次郎君	森下 昭司君
矢田部 理君	安恒 良一君
山崎 昇君	和田 静夫君
阿部 憲一君	相沢 武彦君
和泉 照雄君	内田 善利君
太田 淳夫君	柏原 ヤス君
上林繁次郎君	桑名 義治君
小平 芳平君	塩出 啓典君
渋谷 邦彦君	白木義一郎君
鈴木 一弘君	田代富士男君
多田 省吾君	中尾 辰義君
中野 明君	二宮 文造君
馬場 富君	原田 立君
藤原 房雄君	三木 忠雄君
峯山 昭範君	宮崎 正義君
矢追 秀彦君	矢原 秀男君

渡部 通子君 小笠原貞子君
 斎脱タケ子君 小巻 敏雄君
 下田 京子君 立木 洋君
 内藤 功君 橋本 敦君
 安武 洋子君 山中 郁子君
 渡辺 武君 柄谷 道一君
 木島 則夫君 栗林 卓司君
 三治 重信君 田淵 哲也君
 中村 利次君 藤井 恒男君
 向井 長年君 柳澤 鍊造君
 和田 春生君 青島 幸男君
 喜屋武眞榮君 山田 勇君
 有田 一寿君 柿沢 弘治君
 野末 陳平君 森田 重郎君
 江田 五月君 田 英夫君
 秦 豊君

○議長(安井護君) 日程第一〇 法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長塚田十一郎君。

審査報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって別紙のとおり修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告す

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号 法務省設置法の一部を改正する法律案

る。

昭和五十三年三月三十日

内閣委員長 塚田十一郎

参議院議長 安井 謙殿

附則ただし書中、「公布の日」を「公布の日」に改め、「政令で定める日から」の下に、「別表十二の改正規定中東京入国管理事務所羽田空港出張所に係る部分は新東京国際空港の供用開始の日から」を加える。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、矯正行政の適切な運用を図るため沖縄刑務所及び東京医療少年院の位置等を改め、出入国管理行政を有効適切にするため、羽田空港は三箇所に出入国管理事務所の出張所を設置し、立川は二箇所の出張所を廃止する等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認めるが、新東京国際空港の供用開始日の延期のため、東京入国管理事務所羽田出張所の設置の施行期日について別紙の修正を行った。

一、費用

本法律施行に要する経費は、約八千七万円であつて昭和五十三年度一般会計予算に計上されている。

法務省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年三月二十八日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法の一部を改正する法律案
法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表一中「(別表)一」を「別表一」に改める。

別表二中「(別表)二」を「別表二(第十三条関係)」に改める。

別表三中「(別表)三」を「別表三(第十三条の二関係)」に改める。

別表四中「(別表)四」を「別表四(第十三条の三関係)」に改め、同表沖縄刑務所の項中「那覇市」を「沖縄県島尻郡知念村」に改める。

別表五中「(別表)五」を「別表五(第十三条の四関係)」に改め、東京医療少年院の項を削り、同表神奈川少年院の項中「神奈川少年院」を「神奈川医療少年院」に改め、同表広島少年院の項中「広島県賀茂郡八本松町」を「東京広島市」に改め、同表沖縄少年院及び沖縄女子学園の項中「コザ市」を「沖縄市」に改める。

別表六中「(別表)六」を「別表六(第十三条の五関係)」に改める。

別表七中「(別表)七」を「別表七(第十三条の六関係)」に改める。

別表八中「(別表)八」を「別表八(第十三条の九関係)」に改める。

別表九中「(別表)九」を「別表九(第十三条の九関係)」に改める。

別表十二中「(別表)十二」を「別表十二(第十三条の十一関係)」に改め、

東京入国管理事務所	東京都港区
東京入国管理事務所	東京都大田区
東京入国管理事務所	東京都西多摩郡瑞穂町
東京入国管理事務所	東京都西多摩郡瑞穂町

「名古屋入国管理事務所」を「名古屋入国管理事務所」に改め、

名古屋入国管理事務所	名古屋市中区
名古屋入国管理事務所	名古屋市中区
名古屋入国管理事務所	名古屋市中区

愛知県西春日井郡豊山町	豊山町
豊山町	豊山町

に改め、広島入国管理事務所岩国空港出張所の項を削り、

下関入国管理事務所	下関市
下関入国管理事務所	下関市

徳山市	徳山市
徳山市	徳山市

に改め、那覇入国管理事務所名護出張所の項を削り、

下関入国管理事務所	下関市
下関入国管理事務所	下関市

附則

この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、別表四の改正規定中沖縄刑務所に係る部分は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔塚田十一郎君登壇、拍手〕

○塚田十一郎君 ただいま議題となりました法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案の内容は、矯正行政の適切な運用を図る

ため、沖縄刑務所及び東京医療少年院の位置の表示等を改めること、出入国管理行政を有効適切ならしめるため、羽田空港はか三カ所に出入国管理事務所の出張所を設置し、立川はか二カ所の出張所を廃止すること等であります。

委員会におきましては、矯正施設の老朽化状況及び移転要請の実情、刑務所の移転建設方式のあり方、また、成田空港問題に關し、警備体制の妥当性、治安対策立法の検討状況及び今後の政府の基本姿勢、在留韓国人崔氏にまつる疑惑等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わりましたところ、原理事より、東京入国管理事務所羽田空港出張所設置の部分の施行期日を新東京国際空港供用開始の日と改める旨の修正案が提出されました。

次いで、別に討論もなく、修正案及び修正部分を除く原案について順次採決の結果、いずれも全会一致をもって可決され、本法案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案を委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって委員長報告のとおり

修正議決されました。

○議長(安井謙君) この際、日程に追加して、

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(安井謙君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。公害対策及び環境保全特別委員長田中寿美子君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十三年三月二十四日

衆議院議長 保利 茂

参議院議長 安井 謙殿

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十九条の二(見出しを含む)中「昭和五十二年度」を「昭和五十四年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔田中寿美子君登壇、拍手〕

○田中寿美子君 ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案につきまして、公害対策及び環境保全特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大気汚染による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用の二〇％に相当する部分について、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に交付する措置を昭和五十三年度及び昭和五十四年度においても引き続き行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わし、日本共産党参議院議員より、本法律案に対し、自動車負担分を重量税でなく自動車メーカーに負担させる等の修正案が提出されました。

討論なく、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、公害発生源対策の強化、汚染原因者負担の原則にのっとるとともに、公害防除の努力を十分反映した費用徴収の基本的方策の確立、第一種地域における費用負担の不公平の是正、バス・トラックの排出ガス規制の強化、窒

素酸化物の総量規制の早期確立、窒素酸化物等と健康被害との因果関係の究明、補償給付等の内容の改善、転地療養事業等の公害保健福祉事業の充実強化、騒音、振動による健康被害及び財産被害の実態の把握、大気汚染と目、鼻、咽喉等の指定疾病以外の疾病との因果関係の究明等を内容とする附帯決議を全会一致で付することに決しました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決されました。

本日は、これにて散会いたします。

午後一時十七分散会

出席者は左のとおり。

議長 安井 謙君
副議長 加瀬 完君

議員
太田 淳夫君 馬場 富君
和泉 照雄君 矢原 秀男君
渡部 通子君 藤原 房雄君
桑名 義治君 相沢 武彦君
中野 明君 内田 善利君
堀出 啓典君 柳澤 鍊造君
柄谷 道一君 金丸 三郎君

三木 忠雄君	上林 繁次郎君	和田 春生君	遠藤 政夫君	原田 立君	田代 富士男君	木島 則夫君	吉田 実君	宮崎 正義君	柏原 ヤス君	中村 利次君	中村 楨二君	白木 義一郎君	多田 省吾君	田淵 哲也君	新谷 寅三郎君	大石 武一君	江田 五月君	青島 幸男君	秦 豊君	前田 勲男君	北 修二君	下条 進一郎君	田原 武雄君	伊江 朝雄君	長谷川 信君	戸塚 進也君	中西 一郎君
峯山 昭範君	阿部 憲一君	三治 重信君	衛藤 征二郎君	矢追 秀彦君	栗林 卓司君	松垣 徳太郎君	鈴木 一弘君	渋谷 邦彦君	藤井 恒男君	原文 兵衛君	二宮 文造君	小平 芳平君	中尾 辰義君	向井 長年君	上原 正吉君	山田 勇君	前島 英三郎君	喜屋 武真榮君	田 英夫君	龜長 友義君	熊谷 弘君	鈴木 正一君	岩崎 純三君	浅野 祐君	後藤 正夫君	糸山 英太郎君	坂元 親男君

寺下 岩藏君	安孫子 藤吉君	小林 国司君	志村 愛子君	河本 嘉久藏君	土屋 義彦君	木村 睦男君	塚田 十一郎君	源田 実君	二木 謙吾君	岩動 道行君	丸茂 重貞君	平井 卓志君	上條 勝久君	岩上 二郎君	山本 富雄君	真鍋 賢二君	高橋 圭三君	竹内 潔君	成相 善十君	遠藤 要君	坂野 重信君	佐々木 満君	望月 邦夫君	細川 護熙君	青井 政美君	大島 友治君	斎藤 栄三郎君
林 道君	世耕 政隆君	中山 太郎君	古賀 雷四郎君	金井 元彦君	長田 裕二君	八木 一郎君	鍋島 直昭君	郡 祐一君	小澤 太郎君	園田 清充君	大鷹 淑子君	井上 吉夫君	初村 滝一郎君	田代 由紀男君	三善 信二君	増岡 康治君	高平 公友君	中村 啓一君	野呂 田芳成君	龜井 久興君	堀内 俊夫君	森下 泰君	最上 進君	斎藤 十朗君	石破 二郎君	岡田 広君	山東 昭子君

植木 光教君	梶木 又三君	稻嶺 一郎君	増田 盛君	江藤 智君	町村 金五君	藤田 正明君	玉置 和郎君	佐藤 信二君	柿沢 弘治君	堀江 正夫君	有田 一寿君	野末 陳平君	福島 茂夫君	高杉 勉忠君	勝又 武一君	福岡 日出廣君	秦野 章君	矢田部 理君	志苦 裕君	中村 太郎君	夏目 忠雄君	赤桐 操君	石本 茂君	久次米 健太郎君	竹田 四郎君	大塚 喬君	加藤 武徳君
安田 隆明君	嶋崎 均君	山崎 竜男君	徳永 正利君	大谷 藤之助君	西村 尚治君	楠 正俊君	内藤 三郎君	藤川 一秋君	降矢 敬雄君	降矢 敬義君	森田 重郎君	林 寛子君	藤井 裕久君	村沢 牧君	宮田 輝君	鳩山 威一郎君	広田 幸一君	案納 勝君	高橋 晉富君	永野 殿雄君	目黒 今朝次郎君	小山 一平君	鈴木 省吾君	菅野 儀作君	村田 秀三君	熊谷 三三郎君	山内 一郎君

河野 謙三君	山崎 昇君	瀬谷 英行君	下田 京子君	松前 達郎君	山中 郁子君	内藤 功君	大木 正吾君	小巻 敏雄君	森下 昭司君	対馬 孝且君	小笠原 貞子君	片岡 勝治君	和田 静夫君	立木 洋君	久保 亘君	川村 清一君	野口 忠夫君	渡辺 武君	小谷 守君	小柳 勇君	法務 大臣	外務 大臣	大蔵 大臣	文部 大臣	農林 大臣	通商産業 大臣
茜ヶ久保 重光君	浜本 万三君	坂倉 藤吾君	大森 昭君	磯山 篤君	安武 洋子君	安恒 良一君	斎脱 タケ子君	福岡 知之君	野田 哲君	粕谷 照美君	寺田 熊雄君	上田 哲君	松本 英一君	橋本 敏君	小野 明君	田中 寿美子君	栗原 俊夫君	秋山 長造君	戸叶 武君	阿具根 登君	瀬戸山 三男君	園田 直君	村山 達雄君	砂田 重民君	中川 一郎君	河本 敏夫君

郵政大臣 服部 安司君
自治大臣 加藤 武徳君
國務大臣 (沖繩開発庁長官) 稲村佐近四郎君
國務大臣 (環境庁長官) 山田 久就君

議長の報告事項

一昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

大塚 喬君 村田 秀三君

上田耕一郎君 山中 郁子君

外務委員

辞任

補欠

玉置 和郎君 徳永 正利君

大蔵委員

辞任

補欠

藤原 房雄君 多田 省吾君

佐藤 昭夫君 内藤 功君

文教委員

辞任

補欠

高平 公友君 藤井 丙午君

社会労働委員

辞任

補欠

徳永 正利君 玉置 和郎君

片山 正英君 遠藤 政夫君

柄谷 道一君 三治 重信君

農林水産委員

辞任

補欠

中村 啓一君 野呂田芳成君

遠藤 政夫君 片山 正英君

多田 省吾君 藤原 房雄君

三治 重信君 柄谷 道一君

商工委員

辞任

補欠

野呂田芳成君 中村 啓一君

勝又 武一君 対馬 孝且君

村田 秀三君 大塚 喬君

有田 一寿君 柿沢 弘治君

運輸委員

辞任

補欠

藤井 丙午君 高平 公友君

建設委員

辞任

補欠

内藤 功君 佐藤 昭夫君

予算委員

辞任

補欠

山中 郁子君 上田耕一郎君

大塚 喬君 小野 明君

目黒今朝次郎君 寺田 熊雄君

粕谷 照美君 対馬 孝且君

安恒 良一君 瀬谷 英行君

赤桐 操君 村沢 牧君

馬場 富君 峯山 昭範君

藤原 房雄君 矢追 秀彦君

桑名 義治君 内田 善利君

栗林 卓司君 柳澤 鍊造君

井上 計君 柄谷 道一君

下村 素君 青島 幸男君

決算委員

辞任

補欠

寺田 熊雄君 片山 基市君

議院運営委員

太田 淳夫君

阿部 憲一君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

予算委員会

理事 矢原 秀男君 (多田省吾君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案 (災害対策特別委員長提出)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律案

環境庁設置法の一部を改正する法律案

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

昭和五十二年三月三十一日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項

沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律
案可決報告書

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

沖縄県における重症心身障害児者のための施設・設備の整備拡充等に関する質問主意書（喜屋武眞榮君提出）

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

日本学校安全会法及び学校保健法の一部を改正する法律

環境庁設置法の一部を改正する法律

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律

昨三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

國田 清充君

前田 勲男君

小山 一平君

秋山 長造君

佐藤 三吾君

小谷 守君

法務委員

辞任

補欠

秋山 長造君

小山 一平君

大蔵委員
小谷 守君
佐藤 三吾君

辞任

補欠

中村 利次君

藤井 恒男君

社会労働委員

辞任

補欠

三治 重信君

柄谷 道一君

農林水産委員

辞任

補欠

坂倉 藤吾君

大木 正吾君

下田 京子君

神谷信之助君

柄谷 道一君

三治 重信君

商工委員

辞任

補欠

藤井 恒男君

中村 利次君

通信委員

辞任

補欠

前田 勲男君

國田 清充君

大木 正吾君

坂倉 藤吾君

神谷信之助君

下田 京子君

予算委員

辞任

補欠

寺田 熊雄君

穂山 篤君

野口 忠夫君
大塚 喬君

竹田 四郎君

安恒 良一君

高杉 勉忠君

目黒今朝次郎君

村沢 牧君

松本 英一君

小野 明君

広田 幸一君

対馬 孝且君

松前 達郎君

内田 善利君

藤原 房雄君

矢追 秀彦君

太田 淳夫君

峯山 昭範君

渡部 通子君

相沢 武彦君

中野 明君

内藤 功君

安武 洋子君

山中 郁子君

下田 京子君

立木 洋君

小巻 敏雄君

柳澤 鍊造君

栗林 卓司君

青島 幸男君

山田 勇君

決算委員

辞任

補欠

松前 達郎君

藤田 進君

安武 洋子君

内藤 功君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
商工委員会
理事 対馬 孝且君（対馬孝且君の補欠）

理事 安武 洋子君（安武洋子君の補欠）

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。

活動火山周辺地域における避難施設等の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

石油税法案

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを議院運営委員会に付託した。

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

同日委員長から次の報告書が提出された。

有価証券取引税法の一部を改正する法律案可決報告書

報告書

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案可決報告書

決報告書

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書

計量法の一部を改正する法律案可決報告書

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案可決報告書

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件議決報告書

地方税法の一部を改正する法律案可決報告書

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

法務省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

軽自動車運転転免許証に関する質問主意書（森下昭司君提出）

同日人事院総裁から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく昭和五十二年の営利企業への就職の承認に関する年次報告書を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和五十三年三月三十一日 参議院會議録第十二号

三七〇

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 三三〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(六代)
〒107